

福岡県公報

平成27年6月5日
第3699号

目次

告示 (第546号 - 第555号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
公 告		
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(農山漁村振興課)	4
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	5
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	5
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	6
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(畜産課)	7
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	7
○落札者等の公示	(県民情報広報課)	8
○落札者等の公示	(県民情報広報課)	8

○落札者等の公示	(県民情報広報課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	9

監査委員

○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	10
----------	--------------	----

公安委員会

○福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(案)に係る意見募集について	(警察本部交通企画課)	244
---------------------------------------	-------------	-----

収用委員会

○土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用地課)	244
○土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用地課)	244

正 誤

○福岡県迷惑行為防止条例施行規則(平成27年5月福岡県公安委員会規則第7号)中正誤		245
---	--	-----

告 示

福岡県告示第546号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年6月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	船小屋 停車場線 水田	前	筑後市大字津島460番1 先から 筑後市大字津島37番1先 まで	17.5 ～ 22.5	150.3

		後	筑後市大字津島460番1先から 筑後市大字津島37番1先まで	17.5 ～ 22.5	150.3
		後	筑後市大字津島460番1先から 筑後市大字津島37番1先まで	11.2 ～ 17.0	160.0

福岡県告示第547号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年6月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年6月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	船小屋 停車場線 水田	筑後市大字津島460番1先から 筑後市大字津島37番1先まで

福岡県告示第548号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年6月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	夏吉線 直方	前	田川市大字夏吉3295番7先から 田川市大字夏吉3289番1先まで	7.0 ～ 22.0	80.0
			後	田川市大字夏吉3295番7先から 田川市大字夏吉3289番1先まで	7.0 ～ 10.0	80.0

福岡県告示第549号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年6月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年6月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	夏吉線 直方	田川市大字夏吉3295番7先から 田川市大字夏吉3289番1先まで

福岡県告示第550号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成27年6月5日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
京都郡みやこ町犀川下伊良原字龍山782の1、789、798の1、字榎848の1、字高尾

1164、1179、1182の1、字トドロ1205の1、1213の1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第551号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年6月5日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林の所在場所

田川郡赤村大字赤字黒ニタ1830から1832まで

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字黒ニタ1830から1832まで

(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び赤村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第552号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年6月5日

福岡県知事 小 川 洋

1 解除に係る保安林の所在場所

大牟田市大字今山字鳴川4897の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

電気通信設備用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び大牟田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第553号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年6月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年6月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	鳥栖線 朝倉	朝倉市多々連791番先から 朝倉市古毛1291番1先まで

福岡県告示第554号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年6月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝倉	県道	甘木 朝倉線 田主丸	前	朝倉市多々連422番先から 朝倉市多々連869番1先 まで	14.3 ～ 59.5	233.0
			後	朝倉市多々連422番先から 朝倉市多々連869番1先 まで	14.3 ～ 68.5	244.0

福岡県告示第555号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年6月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年6月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	甘木 朝倉線 田主丸	朝倉市多々連422番先から 朝倉市多々連869番1先まで

公 告**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成14年福岡県規則第50号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部農山漁村振興課に備え置きます。

平成27年6月5日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

公益法人制度改革関連三法（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号））の制定により、民法第34条が改正されたことに伴う所要の規定の整備を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当するため、意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成27年5月29日

公告

南嘉穂土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年6月5日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
松尾 稔	嘉穂郡桂川町大字内山田775番地

2 就任理事

氏 名	住 所
松尾 輝光	嘉穂郡桂川町大字内山田818番地

公告

宮若市山口土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年6月5日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
神谷 哲夫	宮若市山口6438番地
狩野 昌則	宮若市山口3671番地1
松尾 照明	宮若市山口3026番地
塩川 哲也	宮若市山口3084番地
荒牧 博幸	宮若市山口2533番地1
松尾 治善	宮若市山口3713番地
塩川 千代敏	宮若市山口1775番地3

中村 茂

宮若市山口6153番地6

2 退任監事

氏 名	住 所
荒牧 浩文	宮若市山口1491番地2
中村 勝馬	宮若市山口3994番地
吉野 直司	宮若市山口4269番地1

3 就任理事

氏 名	住 所
塩川 哲也	宮若市山口3084番地
荒牧 浩文	宮若市山口1491番地2
松尾 治善	宮若市山口3713番地
中村 茂	宮若市山口6153番地6
塩川 信行	宮若市山口2975番地

4 就任監事

氏 名	住 所
吉野 直司	宮若市山口4269番地1
中村 勝馬	宮若市山口3994番地

公告

伊良原土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年6月5日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
長野 光憲	京都郡みやこ町犀川下伊良原1459番地1
阿部 和夫	京都郡みやこ町犀川鑑畑382番地
久保田 剛	京都郡みやこ町犀川帆柱664番地
荒巻 三千人	京都郡みやこ町犀川帆柱524番地
田中 鉄馬	京都郡みやこ町犀川上伊良原426番地1
原田 眞澄	京都郡みやこ町犀川上伊良原223番地3
加来 正三	京都郡みやこ町犀川下伊良原2663番地

2 退任監事

氏名	住所
古谷 一智	京都郡みやこ町犀川上伊良原1898番地
長野 康秋	京都郡みやこ町犀川下伊良原1384番地

3 就任理事

氏名	住所
長野 光憲	京都郡みやこ町犀川下伊良原1459番地1
阿部 和夫	京都郡みやこ町犀川鑑畑382番地
久保田 剛	京都郡みやこ町犀川帆柱664番地
田中 鉄馬	京都郡みやこ町犀川上伊良原426番地1
原田 眞澄	京都郡みやこ町犀川上伊良原223番地3
加来 正三	京都郡みやこ町犀川下伊良原2663番地

4 就任監事

氏名	住所
古谷 一智	京都郡みやこ町犀川上伊良原1898番地
長野 康秋	京都郡みやこ町犀川下伊良原1384番地

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年6月5日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字戸原字高田217番6、217番7、218番1、218番6から218番9まで、219番3から219番7まで、220番1、220番3から220番9まで、227番6及び227番13

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市東区松崎二丁目5番8号

株式会社 福遼建設

代表取締役 福留 真治

公告

大橋土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年6月5日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
柳瀬 茂	久留米市大橋町合楽136番地
中野 峰穂	久留米市大橋町常持824番地
中村 博佳	久留米市大橋町合楽880番地
末次 正夫	久留米市大橋町常持816番地1
福島 一美	久留米市大橋町常持895番地1
古賀 高則	久留米市大橋町常持1068番地1
園木 守隆	久留米市大橋町合楽525番地7

久保山 廣則	久留米市大橋町合楽224番
篠原 学	久留米市善導寺町島628番地
石橋 豊勝	久留米市田主丸町中尾1774番地 2
宮崎 恒夫	久留米市草野町矢作287番地 1

2 退任監事

氏 名	住 所
幸若 周二	久留米市大橋町常持26番地 2
吉原 豊敏	久留米市大橋町常持147番地 5
塩足 俊明	久留米市田主丸町中尾1017番地 1018番地合併の 2

3 就任理事

氏 名	住 所
合原 崇	久留米市大橋町合楽405番地 1
古賀 喜己	久留米市大橋町常持236番地 4
柳瀬 淳嘉	久留米市大橋町合楽270番地 1
芳野 實男	久留米市大橋町常持780番地 2
古賀 一成	久留米市大橋町常持935番地 2
古賀 梅子	久留米市大橋町常持1114番地
合原 正光	久留米市大橋町合楽1084番地
柳瀬 浩二	久留米市大橋町合楽133番地
今村 佳人	久留米市草野町草野618番地 1 の 2
永松 研二	久留米市田主丸町中尾927番地 2
清水 正文	久留米市田主丸町中尾1695番地 1

4 就任監事

氏 名	住 所
-----	-----

柳瀬 浩三	久留米市大橋町合楽206番地
山川 邦義	久留米市大橋町常持1184番地 1
西坂 定行	久留米市善導寺町島623番地

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募を実施しないで福岡県獣医療法施行細則（平成4年福岡県規則第80号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部畜産課に備え置きます。

平成27年6月5日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う農林水産省令の整備に関する省令（平成20年農林水産省令第73号）の制定による獣医療法施行規則の一部改正に伴い、必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成27年5月29日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年6月5日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る契約の名称

四輪車両用タイヤ単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日
平成27年5月12日

4 契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名
株式会社エンドレス
(2) 住所
直方市神正町3番32号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
23,490,432円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札公告日
平成27年4月14日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年6月5日

福岡県知事 小 川 洋

1 落札に係る特定役務の名称及び数量
全戸配布広報紙の製作及び配送業務委託
2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県総務部県民情報広報課
(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日
平成27年4月16日

4 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名
大成印刷株式会社
(2) 住所
福岡市博多区東那珂三丁目6番62号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
48,170,943円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札公告日
平成27年3月6日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年6月5日

福岡県知事 小 川 洋

1 落札に係る特定役務の名称及び数量
県全戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配布業務の委託
2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県総務部県民情報広報課
(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
3 落札者を決定した日
平成27年4月23日
4 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名

株式会社産交ミック福岡支店

(2) 住所

福岡市博多区上牟田一丁目5番10号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5,94円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成27年3月13日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年6月5日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

新聞定期広告（朝日新聞・毎日新聞・読売新聞・西日本新聞各6回）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成27年4月1日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社三広

(2) 住所

福岡市中央区天神四丁目6番3号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

35,303,040円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成27年2月17日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年6月5日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字内橋字長国556番1、556番4、556番5及び556番8から556番11まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡粕屋町大字内橋521番地

藤 義裕

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年6月5日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
安武土地改良区 武島土地改良区 糸島市二丈土地改良区	平成27年5月27日

監査委員

監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人工藤雅春より監査の結果に関する報告があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年6月5日

福岡県監査委員	山下 芳郎
同	伊藤 龍峰
同	行正 晴實
福岡県監査委員職務執行者	井本 邦彦

平成 26 年度
福岡県包括外部監査の結果報告書

平成 27 年 3 月

福 岡 県 包 括 外 部 監 査 人

公認会計士 工藤 雅春

目次

第 1 監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 監査対象期間	1
4. 監査対象機関（部局）	1
5. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	2
6. 監査の方法	3
7. 監査の実施期間	4
8. 外部監査人及び補助者	4
9. 利害関係	4
第 2 監査対象の概要	5
1. 福岡県における高齢化の状況	5
2. 福岡県の計画	9
3. 主な事業と実施体制	14
4. 高齢者施策実施部署と監査対象機関	16
第 3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	19
1. 報告書の構成について	19
I. 各論（結果及び意見）	20
1. 結果及び意見の概要	20
[1] 県民文化スポーツ課	26
1. ねんりんスポーツ・文化祭開催事業	26
2. 明るい長寿社会づくり推進事業	31
[2] 健康増進課	35
1. 認知症医療センター	35
[3] 保健衛生課	38
1. 福岡県公衆浴場業振興対策事業補助金	38
[4] 医療指導課	39
1. 在宅歯科医療連携室整備モデル事業	39
2. 在宅医療推進費	40
[5-1] 高齢者支援課（企画管理係）	41
1. 認知症地域医療支援事業	41
2. 外国人介護福祉士候補者日本語習得支援事業	46
3. 高齢者総合相談センター（シルバー110番）	48
4. 介護実習・普及センター運営事業	50

5. 福祉サービス苦情解決事業.....	55
6. 訪問介護員等認知症対応力向上研修.....	57
7. 宅老所支援費.....	58
8. 介護予防ポイント普及促進事業.....	60
9. 見守りネットふくおか.....	61
[5-2] 高齢者支援課（施設整備係）.....	62
1. 介護施設開設準備等事業費補助金.....	62
2. 介護基盤緊急整備基金事業費.....	65
3. 高齢者福祉施設等施設整備費補助金.....	69
4. 介護保険地域支援事業交付金.....	73
5. 地域支え合い体制づくり事業.....	76
6. 高齢者等在宅生活支援事業（福岡住みよか事業）.....	80
[5-3] 高齢者支援課（施設運営係）.....	82
1. 身体拘束廃止推進事業.....	82
2. 介護職員喀痰吸引等研修.....	85
3. 福岡県軽費老人ホーム事務費補助金.....	87
4. 介護職員等技能向上支援事業.....	88
[5-4] 高齢者支援課（監査指導係）.....	90
1. 社会福祉法人指導監督事務費.....	90
[6] 介護保険課.....	101
1. 介護支援専門員実務研修受講試験・養成研修事業.....	101
2. 介護支援専門員支援事業.....	103
3. 介護サービス事業者指導・育成事業.....	106
4. 認定調査員・審査会委員養成研修事業.....	108
5. 介護保険制度施行対策事業.....	110
6. 介護保険低所得者特別対策事業補助金.....	114
7. 介護給付費負担金.....	115
8. 介護保険財政安定化基金.....	117
9. 介護サービス公表事業.....	119
10. 介護サービス適正化事業.....	120
11. 介護職員確保定着促進事業.....	122
[7] 福祉総務課.....	124
1. 高齢者団体支援事業費.....	124
1-1. 老人クラブ助成事業.....	124
1-2. 老人クラブ活動推進員設置事業.....	127
1-3. 市町村老人クラブ連合会健康づくり事業.....	128

1-4. 福岡県老人クラブ連合会運営費補助.....	130
1-5. 高齢者相互支援推進・啓発事業.....	131
1-6. 新しい老人クラブ活動づくり支援.....	132
1-7. 高齢者団体支援事業費（総論）.....	135
2. 高齢社会福祉推進費.....	136
2-1. 老人の日記念品贈呈事業.....	136
2-2. 高齢者保健福祉大会事業.....	137
[8] 子育て支援課.....	138
1. 高齢者子育て支援推進事業.....	138
[9] 保護・援護課.....	143
1. 生活福祉資金貸付事業.....	143
2. 日常生活自立支援事業.....	153
[10] 新雇用開発課.....	155
1. 70歳現役社会推進事業.....	155
1-1. 福岡県 70歳現役社会推進協議会.....	155
1-2. 70歳現役応援センター設置（県内全域展開含む）.....	156
1-3. 70歳現役社会づくりモデル地域事業.....	158
1-4. 70歳現役社会実現に向けた高齢者の生きがいがづくり促進事業.....	162
2. シルバー人材センター育成・強化事業.....	164
[11] 住宅計画課.....	167
1. 地域優良賃貸住宅供給促進事業費.....	167
2. 住宅情報提供推進事業費.....	170
II. 総論（意見）.....	173
1. 社会福祉法人について.....	173
1-1. 社会福祉法人の現状.....	173
1-2. 社会福祉法人の経営分析.....	185
2. PDCA サイクルの活用について.....	221
3. 特命随意契約について.....	225

第 1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

高齢者施策に係る財務事務の執行及び事業管理について

3. 監査対象期間

原則として平成 25 年度とし、必要と認めた場合、平成 26 年度及び平成 24 年度以前の年度についても監査対象とした。

4. 監査対象機関（部局）

①福岡県の高齢者施策を実施する以下の課

部名	課名
新社会推進部	県民文化スポーツ課
保健医療介護部	健康増進課
	保健衛生課
	医療指導課
	高齢者支援課
	介護保険課
福祉労働部	福祉総務課
	子育て支援課
	保護・援護課
	新雇用開発課
建築都市部	住宅計画課

②上記の課の高齢者施策に関連し、財政的援助を与えている以下の団体

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会

公益社団法人福岡県老人クラブ連合会

公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会

5. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

我が国が抱える重要な課題の一つとして高齢化問題がある。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」（平成 24 年 1 月推計）によれば、総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合は、平成 32 年 29.1%、平成 42 年 31.6%、平成 52 年 36.1%、平成 62 年 38.8%、平成 72 年には 39.9%になり、急激に高齢化が進んでいくことが予想されている。

福岡県においても全国と同様に推移していくことが予想され、県内の高齢者人口は、平成 26 年 4 月 1 日現在 123 万人（前年度 118 万人）で、総人口の 24.1%（前年度 23.2%）を占めている。前年比で高齢者人口は 4 万 7 千人増加し、高齢化率は 0.9 ポイント上昇となり、確実に高齢化が進行していることがわかる。

このような中、福岡県においては、第 6 次「福岡県高齢者保健福祉計画」を策定し、「高齢者がいきいきと活躍でき、介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる社会づくり」を目指し、施策に取り組んでいる。

高齢者施策は、現状でも人口の約 4 分の 1 を対象とした重要な施策であるが、高齢化の進行によりその割合はますます増加し、医療・介護等の社会保障費は今後さらに増加していく。一方で、少子化により生産人口はますます減少し、一人当たりの税負担が増していく中、より少ない経費で、より効率的な施策の実施が求められる。

そのため、現状の高齢者施策の実施状況を検討し、今後の高齢者施策の適正かつ効率的な運営につなげることが有用であると考え、特定の事件として選定した。

6. 監査の方法

(1) 監査要点

高齢者施策に係る財務事務の執行及び事業管理について、地方自治法第 2 条第 14 項及び 15 項の規定の趣旨である「住民福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果」、「組織及び運営の合理化」が達成されよう実施されているか否かについて、3E（有効性・Effectiveness、効率性・Efficiency、経済性・Economy）、真実性、適法性、公平性の視点から監査を実施した。

<地方自治法第 2 条第 14 項及び 15 項>

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

(2) 主要な監査手続

(事前調査)

- ①福岡県における高齢者施策として一般に公表されている情報に基づき、高齢者施策担当各課の実施状況を把握するアンケートを実施。
- ②アンケートに基づき、高齢者施策担当各課の事業概要についてヒアリングを実施し、監査対象機関を絞り込み。

(監査実施)

- ③関係部署から提供を受けた高齢者施策に関する以下の資料を閲覧及び担当者へのヒアリングを実施。
 - ・高齢者施策に係る事業管理資料
 - ・高齢者施策に係る収入・支出関係資料
 - ・高齢者施策に係る根拠法令、条例、要綱、事務処理要領等
 - ・県の内部監査時に作成され内部監査部門に提出された資料
- ④県の高齢者施策と関連のある以下の財政的援助団体に対し、実地調査を実施。補助事業の執行状況について、事業管理資料・決算資料、帳票類の閲覧、ヒアリング等を実施。
 - ・福岡県社会福祉協議会
 - ・福岡県シルバー人材センター連合会
 - ・福岡県老人クラブ連合会
- ⑤社会福祉法人の現況調査の情報に基づく財務分析

7. 監査の実施期間

平成 26 年 8 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

<監査実施日程>

実施期間	対象部署
8 月 25 日～8 月 27 日	県民文化スポーツ課、住宅計画課
9 月 2 日～9 月 4 日	福祉総務課、子育て支援課、保護・援護課、新雇用開発課
9 月 5 日～9 月 12 日	健康増進課、保健衛生課、医療指導課、高齢者支援課、 介護保険課
9 月 16 日～9 月 17 日	県民文化スポーツ課、住宅計画課
9 月 24 日～9 月 26 日	福岡県シルバー人材センター連合会
9 月 29 日～9 月 30 日	福岡県社会福祉協議会
10 月 1 日	福岡県老人クラブ連合会
10 月 2 日～10 月 17 日	医療指導課、高齢者支援課、介護保険課
10 月 27 日～11 月 7 日	福祉総務課、子育て支援課、保護・援護課、新雇用開発課
11 月 10 日～11 月 19 日	健康増進課、高齢者支援課、介護保険課

8. 外部監査人及び補助者

	氏名	資格
外部監査人	工藤 雅春	公認会計士
補助者	石橋 幸登	公認会計士
	久米村 翔	公認会計士
	園田 優志	公認会計士
	村中 政夫	公認会計士
	黒田 高宏	公認会計士試験合格者

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、法第 252 条の 29 の規定により、記載すべき利害関係はない。

第 2 監査対象の概要

1. 福岡県における高齢化の状況

(1) 我が国と福岡県の高齢者人口及び高齢化率

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」(平成 24 年 1 月推計)によれば、我が国の高齢化の状況をみると、平成 22 年の高齢者人口約 2,948 万人。総人口に占める高齢者人口の割合は約 23%。その後、平成 42 年(2030 年)には高齢者人口は 3,684 万人。総人口に占める高齢者の割合は 31.6%に増加すると見込まれている。

本県の高齢化の状況をみると、平成 22 年の高齢者人口は約 113 万人。総人口に占める高齢者人口の割合は約 22%。その後平成 42 年(2030 年)には高齢者人口約 148 万人。総人口に占める高齢者の割合は 31.6%となり、全国の状況と同様に増加していくと見込まれている。

区 分	全国				福岡県			
	総人口 (千人)	65 歳以上 人口 (千人)	割合	老年人口 1 人当た りの生産 年齢人口	総人口 (千人)	65 歳以 上人口 (千人)	割合	老年人口 1 人当た りの生産 年齢人口
昭和 60 年	121,049	12,468	10.3%	6.6 人	4,720	500	10.6%	6.4 人
平成 2 年	123,611	14,895	12.1%	5.8 人	4,882	598	12.4%	5.5 人
平成 7 年	125,570	18,261	14.6%	4.8 人	4,934	728	14.8%	4.6 人
平成 12 年	126,926	22,005	17.4%	3.9 人	5,016	871	17.4%	3.9 人
平成 17 年	127,768	25,672	20.2%	3.3 人	5,050	1,002	19.9%	3.3 人
平成 22 年	128,057	29,484	23.0%	2.8 人	5,072	1,132	22.3%	2.9 人
平成 27 年	126,597	33,952	26.8%	2.3 人	5,046	1,330	26.4%	2.3 人
平成 32 年	124,100	36,124	29.1%	2.0 人	4,968	1,446	29.1%	2.0 人
平成 37 年	120,659	36,573	30.3%	1.9 人	4,856	1,481	30.5%	1.9 人
平成 42 年	116,618	36,849	31.6%	1.8 人	4,718	1,489	31.6%	1.8 人
平成 47 年	112,124	37,407	33.4%	1.7 人	4,559	1,502	33.0%	1.7 人
平成 52 年	107,276	38,678	36.1%	1.5 人	4,379	1,546	35.3%	1.5 人

(出典：平成 22 年までは、総務省統計局「国勢調査報告」(年齢不詳人口を按分補正した人口)、平成 27 年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 25(2013)年 3 月推計)」)

(2) 福岡県内の高齢化の状況

福岡県内には 60 の市町村があるが、高齢化率には地域差が見られる。

高齢化率が最も高い市町村は、東峰村で、高齢化率は 38.3%。高齢化率が最も低いのは新宮町で、高齢化率は 16.3%である。

県内 60 市町村のうち、高齢化率が 20%以上の団体は 54 団体 (25 市 27 町 2 村)。9 割の団体で、5 人に 1 人以上が高齢者である。

なお、高齢化率が 25%以上の団体は 41 団体 (19 市 20 町 2 村)、30%以上の団体は 23 団体 (11 市 10 町 2 村) である。

<市町村別 65 歳以上人口>

郡市名	市町村名	総人口	65 歳以上	高齢化率	高(低) 数字=順位
政令市	北九州市	977,457	270,155	27.6%	
	福岡市	1,483,782	290,258	19.6%	
中核市	久留米市	306,240	73,857	24.1%	
市	大牟田市	121,096	39,811	32.9%	
	直方市	58,087	17,230	29.7%	
	飯塚市	131,228	36,400	27.7%	
	田川市	49,836	15,111	30.3%	
	柳川市	69,766	20,569	29.5%	
	八女市	67,343	21,248	31.6%	
	筑後市	49,132	12,140	24.7%	
	大川市	36,283	11,351	31.3%	
	行橋市	72,858	19,170	26.3%	
	豊前市	26,935	8,727	32.4%	
	中間市	43,834	14,641	33.4%	
	小郡市	59,503	14,502	24.4%	
	筑紫野市	102,439	21,993	21.5%	
	春日市	112,344	20,897	18.6%	(3)
	大野城市	98,915	18,699	18.9%	(4)
	宗像市	96,753	24,777	25.6%	
	太宰府市	71,497	17,656	24.7%	
	古賀市	58,324	13,051	22.4%	
	福津市	58,850	16,057	27.3%	
	うきは市	31,472	9,485	30.1%	
宮若市	29,324	9,025	30.8%		
嘉麻市	41,447	13,689	33.0%		
朝倉市	56,204	16,874	30.0%		

郡市名	市町村名	総人口	65 歳以上	高齢化率	高(低) 数字=順位
	みやま市	39,671	13,003	32.8%	
	糸島市	99,982	25,243	25.2%	
筑紫郡	那珂川町	50,141	9,650	19.2%	(5)
糟屋郡	宇美町	37,769	8,406	22.3%	
	篠栗町	31,522	6,653	21.1%	
	志免町	45,776	9,546	20.9%	
	須恵町	27,346	6,470	23.7%	
	新宮町	29,503	4,817	16.3%	(1)
	久山町	8,333	2,254	27.0%	
	粕屋町	45,005	7,378	16.4%	(2)
遠賀郡	芦屋町	14,847	4,059	27.3%	
	水巻町	29,337	8,363	28.5%	
	岡垣町	32,416	9,569	29.5%	
	遠賀町	19,550	5,674	29.0%	
鞍手郡	小竹町	8,237	2,863	34.8%	4
	鞍手町	16,980	5,558	32.7%	
嘉穂郡	桂川町	14,101	4,004	28.4%	
朝倉郡	筑前町	29,646	7,678	25.9%	
	東峰村	2,353	901	38.3%	1
三井郡	大刀洗町	15,562	3,813	24.5%	
三潞郡	大木町	14,526	3,538	24.4%	
八女郡	広川町	19,785	5,001	25.3%	
田川郡	香春町	11,838	4,130	34.9%	3
	添田町	10,765	3,970	36.9%	2
	糸田町	9,581	3,050	31.8%	
	川崎町	18,337	5,703	31.1%	
	大任町	5,452	1,678	30.8%	
	赤村	3,369	1,122	33.3%	
	福智町	24,234	7,031	29.0%	
京都郡	苅田町	36,135	8,108	22.4%	
	みやこ町	21,106	7,202	34.1%	5
築上郡	吉富町	6,949	1,976	28.4%	
	上毛町	7,925	2,562	32.3%	
	築上町	19,632	6,308	32.1%	
計		5,118,660	1,254,654	24.5%	

(出典：福岡県高齢者人口等に関する調査（平成 26 年 10 月 1 日現在）)

以下は、高齢化率の高い団体、低い団体のそれぞれ上位 5 団体の高齢化率の推移である。

< 高齢化率の高い市町村 >

上位 5 団体の高齢化率はいずれも上昇している。

順位 (基準平成 26 年 10 月)	市町村名	平成 25 年 4 月	平成 26 年 4 月	平成 26 年 10 月
1	東峰村	37.5%	38.2%	38.3%
2	添田町	34.6%	36.2%	36.9%
3	香春町	32.9%	34.3%	34.9%
4	小竹町	32.5%	34.0%	34.8%
5	みやこ町	32.0%	33.5%	34.1%

(出典：県資料 「平成 25 年版 高齢者の福祉」「平成 26 年版 高齢者の福祉」、
「福岡県の高齢者人口及び高齢化率の推移 (平成 26 年 10 月 1 日現在)」)

< 高齢化率の低い市町村 >

高齢化率の低い団体においても、高齢化率が進行している。

順位 (基準平成 26 年 10 月)	市町村名	平成 25 年 4 月	平成 26 年 4 月	平成 26 年 10 月
(1)	新宮町	15.8%	16.0%	16.3%
(2)	粕屋町	15.6%	16.1%	16.4%
(3)	春日市	17.4%	18.2%	18.6%
(4)	大野城市	17.7%	18.6%	18.9%
(5)	那珂川町	17.8%	18.8%	19.2%

(出典：県資料 平成 25 年版 高齢者の福祉」「平成 26 年版 高齢者の福祉」、
「福岡県の高齢者人口及び高齢化率の推移 (平成 26 年 10 月 1 日現在)」)

2. 福岡県の計画

(1) 福岡県総合計画

福岡県では、県が目指すべき姿を示すとともに、県政の各分野における施策の方向を示し、県の行政運営の指針となるものとして、総合計画を策定している。現行の計画は、平成 24 年度から平成 28 年度の 5 年間を計画期間としている。

この計画では、目指すべき目標を「県民幸福度日本一」として掲げている。そして、「県民幸福度日本一」の基本である、県民生活の「安定」「安全」「安心」を向上させるため、その実現のための「10 の事項」の実現に取り組むとしている。

高齢者施策に関する方針は、この「10 の事項」のうち、「3 高齢者や障害者が安心してはつらつと生活できること」において以下のように示されている。

中項目	小項目	施策
1 高齢者が活躍する社会をつくる	70 歳現役社会づくりの推進	いきいきと働くことができる仕組みづくり
		共助社会づくりへの参加促進
2 高齢者が安心して生活する社会をつくる	高齢者が安心して暮らせる地域づくりの推進	生きがい・仲間づくり
		地域での高齢者見守り活動の推進
		地域包括ケアの推進
	認知症高齢者への支援体制の確保	
	高齢者の尊厳が尊重される社会づくりの推進	高齢者の権利擁護
3 適切な介護サービスを受けられる社会をつくる	適切な介護サービスの確保	供給量の確保及びサービスの質の向上
		介護を担う人材確保と資質の向上
	介護保険制度の安定的な運営	介護給付の適正化

そして、これらを推進するため、主として、以下の個別計画が策定されている。

個別計画名	概要
福岡県高齢者保健福祉計画（第 6 次計画） 福岡県介護保険事業支援計画（第 5 期計画） 〔平成 24 年策定〕 〔～平成 26 年度〕	高齢者がいきいきと活動でき、介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる社会づくりを進める。また、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を支援する。
福岡県高齢者居住安定確保計画 〔平成 24 年 3 月策定〕 〔～平成 29 年度〕	急速に高齢化が進展する中、高齢者がその心身の状況に応じて適切な住まいやサービスを選択できる環境の整備など、住宅部局と福祉部局の連携した施策の推進を図ることを目的とする。
福岡県地域福祉支援計画 〔平成 17 年 2 月策定〕 〔～平成 24 年度〕	障害の有無や年齢に関わらず、県民一人ひとりが安心して、その人らしい自立した生活を送れるような、地域社会づくりを推進する。

(2) 福岡県高齢者保健福祉計画（第6次）

福岡県では、「高齢者がいきいきと活躍でき、介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる社会」の実現をめざし、高齢者を取り巻く社会状況の変化や高齢社会をめぐる重要な課題に対して、基本的な政策目標を定め、施策の方針を明らかにするため、「老人福祉計画」と「介護保険事業支援計画」を一体のものとした「高齢者保健福祉計画」を策定している。

現行の計画は、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間で計画期間としている。

本計画では、基本的な方向を以下のように示している。

<第6次計画の基本的方向>

項目	内容
(1) 70 歳現役社会づくり	経験豊かな高齢者が、年齢にかかわらず、それぞれの意思と能力に応じて、職場や地域で活躍できる選択肢の多い「70 歳現役社会づくり」を進めていく。
(2) 地域包括ケア体制づくり	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、①医療、②介護、③予防、④住まい、⑤生活支援といったサービスを、切れ目なく一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」づくりを進めていく。
(3) 尊厳が尊重される社会づくり	高齢者が、尊厳を尊重されながら、判断能力が衰えたり、認知症になったりしても、地域で安心して生活できるよう、虐待防止対策や成年後見制度の利用の促進など高齢者の権利を擁護するとともに、認知症高齢者等を支える地域づくりを進めていく。
(4) 安全・安心な地域づくり	市町村における災害時要援護者の避難支援体制づくりや、高齢者福祉施設等における防災対策の強化等を進めていく。また、高齢者が安心して生活できるよう、交通安全対策、消費者保護、防犯対策などを進める。
(5) サービスとマンパワーの確保	介護や支援が必要な高齢者に対し、人権を尊重した質の高いサービスを提供できるよう、保健・医療・福祉サービスに従事する人材の養成や確保、資質の向上を図る。また、高齢者の状態に応じて適切なサービスを提供できるよう、介護基盤を計画的に整備するなど、サービス供給体制の確保に努める。

そして、この基本的方向に沿った施策を以下のとおり策定している。

<福岡県高齢者保健福祉計画（第 6 次）の施策体系>

基本的方向	施策の柱	主な施策	
(1) 70 歳現役社会づくり 高齢者が元気で活躍する 70 歳現役社会づくり	高齢者の雇用・就業機会の確保	○多様な形態による就業機会の確保 ○中高年齢者の職業能力の開発	
	高齡者の積極的な社会参加の促進	高齡者の積極的な社会参加の促進	○地域活動など社会参加の基盤づくり
			○生涯学習の促進
			○高齡者のスポーツ・文化活動の促進
	健康づくりの推進	健康づくりの推進	○「いきいき健康ふくおか 21」の推進
			○特定健診・保健指導等の促進
○健康増進事業の促進			
(2) 地域包括ケア体制づくり 高齢者になっても安心して住み続けられる地域づくり	地域包括支援センターの機能強化	○地域包括支援センターの機能強化	
	介護・医療サービスの充実	介護・医療サービスの充実	○新たな介護サービスの提供体制の促進
			○在宅医療等の推進
			○在宅生活への移行支援
	介護予防の促進	介護予防の促進	○介護予防事業の促進
			○介護予防・日常生活支援総合事業の促進
	地域で支え合う体制づくりの促進	地域で支え合う体制づくりの促進	○ひとり暮らし高齢者の見守り活動等の推進
			○生活支援サービスの充実
			○宅老所への支援等
			○買物・移動支援の促進
安心して生活できる住まいの確保	安心して生活できる住まいの確保	○高齢者居住安定確保計画の推進	
		○サービス付き高齢者向け住宅等の普及促進	
介護福祉に関する県民の啓発	介護福祉に関する県民の啓発	○介護の知識・技術の普及啓発	
		○「介護の日」の普及啓発	
(3) 尊厳が尊重される社会づくり 高齢者等の尊厳が尊重される社会づくり	高齢者等の権利擁護	○虐待防止対策の促進	
		○日常生活自立支援事業の推進	
		○成年後見制度の利用促進	
認知症高齢者等を支える地域づくり	認知症高齢者等を支える地域づくり	○認知症に関する正しい知識の普及	
		○認知症高齢者と家族への支援	
		○認知症介護・医療体制の充実	
		○若年性認知症対策の推進	

基本的方向	施策の柱	主な施策
(4) 安全・安心な地域づくり 高齢者等が安全で 健やかに生活できる 地域づくり	福祉のまちづくり	○住みよい生活環境の形成
		○ふくおか・まごころ駐車場事業の推進
		○人にやさしい歩行空間等の整備
	防災対策等の充実	○生活交通の維持・確保
		○災害時要援護者に対する避難支援体制 の整備促進
		○高齢者福祉施設等の防災対策の強化
安全・防犯対策の推進	○高齢者の交通安全の推進	
	○消費生活相談の実施	
	○防犯対策の実施	
(5) サービスとマンパワー の確保 適切な介護・医療サー ビスの確保	介護人材等の確保と 質の向上	○介護人材等の確保
		○介護人材等の資質の向上
	必要なサービス供給 体制の確保	○サービス供給体制の基本的な考え方
		○介護保険対象サービスの必要量の見込み
		○標準給付費等の見込み
		○介護保険対象外サービスの確保
	介護サービス等の 質の向上	○介護職員等によるたんの吸引等
		○福祉用具の研究開発
		○苦情解決体制の整備
		○介護サービスの評価と情報の公表
		○地域密着型サービスの外部評価
		○福祉サービスの評価と公表
	介護保険制度の 安定的な運営	○介護サービス事業者に対する指導
○介護保険の保険者に対する指導・助言		
		○介護給付の適正化

(出典：県資料「福岡県高齢者保健福祉計画（第6次）」)

3. 主な事業と実施体制

(1) 福岡県の高齢者施策の実施体制・予算規模

このような計画を実施するため、福岡県では、福岡県総合計画の体系に沿って、施策を整理し、「平成 25 年度当初予算の編成概要」を公表している。

主な高齢者施策の実施担当課及び予算は以下のとおりである。

<平成 25 年度当初予算の編成概要>

区分	部名	課名	事項名	平成 25 年度 当初予算額 (千円)
(1)高齢者が 活躍する社会 をつくる	福祉 労働部	子育て支援課	高齢者子育て支援推進費	16,254
		新雇用開発課	70 歳現役社会推進費	106,316
			シルバー人材センター育成・強化費	39,982
(2)高齢者が 安心して生活 する社会を つくる	保健医療 介護部	健康増進課	認知症医療センター費	22,539
		保健衛生課	公衆浴場対策費	18,550
		医療保険課	後期高齢者医療負担金	68,676,033
			後期高齢者医療財政安定化事業費	2,500,388
		高齢者支援課	介護保険地域支援事業費	1,585,151
			住宅改造助成事業費	25,000
			高齢者総合センター運営費	11,471
			高齢者在宅生活移行支援費	2,724
			認知症高齢者地域支援費	11,471
			高齢者等地域支え合い体制づくり 事業費	46,480
	福祉 労働部	福祉総務課	介護予防ポイント普及促進費	5,000
			施設老人福祉対策費	2,244,729
			宅老所支援費	14,357
			日常生活自立支援事業費	35,261
			高齢者団体支援事業費	134,647
	建築 都市部	住宅計画課	老人の日記念品費	4,831
ひとり暮らし高齢者見守り活動推進費			4,016	
福祉サービス評価事業費			3,019	
地域高齢者向け優良賃貸住宅供給 促進事業費			80,082	

区分	部名	課名	事項名	平成 25 年度 当初予算額 (千円)
(3)適切な介護 サービスを受 けられる社会 をつくる	保健医療 介護部	高齢者支援課	介護職員処遇改善等事業費	1,086,600
			福祉サービス苦情解決事業費	8,685
			在宅老人福祉対策費	77,785
			高齢者福祉施設等整備費	3,186,400
			介護施設等緊急整備費	2,484,339
			介護職員等技能向上支援費	42,973
		介護保険課	介護保険対策事業費	93,660
			介護給付費負担金	50,651,350
			介護保険財政安定化基金積立金	135,433
			介護サービス適正化事業費	3,256
			介護職員確保定着促進費	30,030
計				133,388,812

(出典：県資料「平成 25 年度当初予算の編成概要」)

平成 25 年度一般会計歳出予算は、全体で 1,631,703,467 千円である。このうち高齢者施策に位置づけられる予算は 133,388,812 千円で、一般会計全体の約 8%を占める。

4. 高齢者施策実施部署と監査対象機関

(1) 監査対象機関の選定

監査対象機関の選定に当たっては、「平成 25 年度当初予算の編成概要」、及び県の実施している主な高齢者施策を記載している県民向け冊子「高齢者の福祉（平成 25 年度版）」に記載のある部署を基本に、当該部署で実施している事業が、主要な事業目的が高齢化の諸問題に対応する施策か否か、高齢者を主な対象者とした事業か否か、県に裁量が働く事業か否かという視点で絞り込みを行い、監査対象機関を選定した。

< 県の高齢者施策実施部署 >

部名	課名	当初予算の 編成概要	高齢者の福祉	監査対象機関
新社会推進部	県民文化スポーツ課		●	●
保健医療介護部	健康増進課	●	●	●
	保健衛生課	●		●
	医療指導課		●	●
	医療保険課	●		
	高齢者支援課	●	●	●
	介護保険課	●	●	●
福祉労働部	福祉総務課	●	●	●
	子育て支援課	●		●
	保護・援護課		●	●
	新雇用開発課	●	●	●
	職業能力開発課		●	
建築都市部	住宅計画課	●	●	●
	県営住宅課		●	

また、上記で監査対象とした部署より提出を受けた補助の一覧により、高齢者施策における以下の財政的援助団体との関連を把握し、当該団体における該当事業の執行状況を確認することとした。

< 監査対象機関とした財政的援助団体 >

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会

公益社団法人福岡県老人クラブ連合会

公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会

(2) 監査対象機関の職務分掌

今回監査対象とした高齢者施策の担当部署、及び関連の財政的援助団体の職務分掌・事業内容は以下のとおりである。

< 監査対象とした部署の職務分掌 >

県の組織

部	課	職務分掌
新社会推進部	県民文化スポーツ課	地域文化・芸術文化の振興、県民文化祭、生涯スポーツの振興、県民体育大会、ねんりんスポーツ・文化祭、九州国立博物館 等
保健医療介護部	健康増進課	難病患者支援、健康づくり推進、生活習慣病対策、母子保健、精神保健に関すること
	保健衛生課	生活衛生、食品衛生、感染症対策、乳肉衛生に関すること
	医療指導課	地域医療、医療指導、在宅医療、医師・看護師確保に関すること
	高齢者支援課	高齢者保健福祉計画の策定、介護福祉士・社会福祉士関係、介護員養成研修関係、高齢者福祉施設の整備及び監査指導 等
福祉労働部	介護保険課	介護保険、事業者指定、介護支援専門員、指定事業者の指導監査 等
	福祉総務課	福祉労働部の人事や予算の総括、災害救助法に関すること、民生委員や社会福祉協議会に関すること、児童・障害者福祉施設の監査・指導に関すること
	子育て支援課	少子化対策、子育て支援、保育所、放課後児童クラブ
	保護・援護課	生活保護、ホームレスの自立支援、戦没者遺族・戦傷病者・未帰還者留守家族及び引揚者の援護、恩給、中国帰国者等の援護
建築都市部	新雇用開発課	雇用機会の均等・仕事と家庭の両立推進、障害者雇用対策、高齢者雇用対策、新しい就業形態の開発、新生活産業の育成・振興
	住宅計画課	住宅政策の総合企画及び調査、市町村の公営住宅及び改良住宅等の建設等に関する事務、福岡県住宅供給公社、(一財)福岡県建築住宅センターに対する指導監督事務

(出典：県ホームページ)

財政的援助団体

団体名	事業内容
福岡県社会福祉協議会	社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
福岡県シルバー人材センター 連合会	シルバー人材センター事業を推進するための普及啓発活動、安全・適正就業対策、会計・業務の指導・相談、シルバー派遣事業、子育て・福祉・家事援助サービス事業の推進、厚生労働省委託シニアワークプログラム地域事業及び福岡県委託高齢者子育て支援推進事業（ふくおか子育てマイスター認定等）の実施
福岡県老人クラブ連合会	老人クラブ活動の振興、高齢者福祉増進を目的とする事業の計画、実施、連絡調整、広報宣伝

(出典：各財政的援助団体ホームページ・資料)

第 3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1. 報告書の構成について

「Ⅰ. 各論（結果及び意見）」において、個別の高齢者施策についての結果及び意見を記載した。同一の施策に基づく結果と意見は密接に関係するため、施策ごとに結果・意見を記載する形式とした。

また、それぞれの施策は、県において改善に向けての取り組みを行いやすいよう、部署別に記載することとした。課の単位を基本としているが、高齢者支援課については、施策が多岐にわたるため、係の単位でまとめた。

財政的援助団体に対する結果及び意見については、県の部署に対する結果及び意見と密接に関係するため、関連する県の施策の結果及び意見と同一の区分に記載した。

「Ⅱ. 総論（意見）」において、包括外部監査全体を通しての意見を記載した。

I. 各論（結果及び意見）
1. 結果及び意見の概要

I. 各論（結果及び意見）

1. 結果及び意見の概要

(1) 指摘・意見の区分

監査により検出された事項について、以下の観点から総合的に判断し、指摘と意見とに区分している。

区分	内容
指摘	短期的には是正措置を講ずる必要がある事項 誤り・不当・不正なもの
意見	長期的に改善すべき事項 誤り・不当・不正のうち軽微なもの 有効性・効率性・経済性の視点からの提言

(2) 部署別 指摘・意見件数

部	課	指摘	意見
新社会推進部	[1] 県民文化スポーツ課	5	3
保健医療介護部	[2] 健康増進課	1	1
	[3] 保健衛生課	—	—
	[4] 医療指導課	—	—
	[5-1] 高齢者支援課(企画管理係)	7	2
	[5-2] 高齢者支援課(施設整備係)	—	8
	[5-3] 高齢者支援課(施設運営係)	1	3
	[5-4] 高齢者支援課(監査指導係)	—	6
	[6] 介護保険課	1	5
福祉労働部	[7] 福祉総務課	1	6
	[8] 子育て支援課	1	2
	[9] 保護・援護課	—	4
	[10] 新雇用開発課	—	5
建築都市部	[11] 住宅計画課	—	5
財政的援助団体	福岡県社会福祉協議会	—	1
	福岡県シルバー人材センター連合会	—	(1)
	福岡県老人クラブ連合会	—	—
合計		17	51

() 県の部署に対する指摘・意見と同一の区分で記載しているため、再掲。

I. 各論（結果及び意見）
1. 結果及び意見の概要

(3) 指摘・意見の一覧

部署	事業名	指摘 意見	項目	頁
[1] 県民文化 スポーツ課	1. ねんりんスポーツ・ 文化祭開催事業	指摘	①仕様書の明確化について	27
			②事業報告の検証について	28
			③再委託の規定整備について	29
	2. 明るい長寿社会 づくり推進事業	意見	①委託先の選定について	29
			②広告収入の検討について	30
		指摘	①仕様書の明確化について	31
②参加対象者の設定について	33			
[2]健康 増進課	1. 認知症医療センター	指摘	①仕様書の明確化について	36
		意見	①事業実績の把握について	36
[3]保健 衛生課	1. 福岡県公衆浴場業 振興対策事業補助金	指摘	—	
		意見	—	
[4]医療 指導課	1. 在宅歯科医療連携 室整備モデル事業	指摘	—	
		意見	—	
	2. 在宅医療推進費	指摘	—	
		意見	—	
[5-1] 高齢者 支援課 (企画 管理係)	1. 認知症地域医療 支援事業	指摘	①認知症サポート医養成研修における事業の目標 管理について	42
			②かかりつけ医認知症対応力向上研修における 受講状況について	43
		意見	①認知症サポート医フォローアップ研修における 受講対象について	44
			②事業管理と組織間の連携について (認知症サポート医フォローアップ研修)	45
	2. 外国人介護福祉士候 補者日本語習得支援事業	指摘	—	
		意見	—	
	3. 高齢者総合相談セン ター（シルバー110番）	指摘	①委託内容を超える事業の実施について	49
		意見	—	
	4. 介護実習・普及 センター運営事業	指摘	①事業の目標等に関する PDCA について	51
			②仕様書に沿った事業実施について	52
③再委託先の適正な選定について			53	
意見		—		

I. 各論（結果及び意見）
1. 結果及び意見の概要

部署	事業名	指摘 意見	項目	頁
	5. 福祉サービス苦情 解決事業	指摘	—	
		意見	①事業実績の管理について 【福岡県社会福祉協議会への意見】	56
	6. 訪問介護員等認知 症対応力向上研修	指摘	—	
		意見	—	
	7. 宅老所支援費	指摘	①事業の目標等に関する PDCA について	59
		意見	—	
8. 介護予防ポイント 普及促進事業	指摘	—		
	意見	—		
9. 見守りネットふく おか	指摘	—		
	意見	—		
[5-2] 高齢者 支援課 (施設 整備係)	1. 介護施設開設準備 等事業費補助金	指摘	—	
		意見	①補助対象について ②取引業者について	63 64
	2. 介護基盤緊急整備 基金事業費	指摘	—	
		意見	①補助金支給対象施設の財政状況について	68
	3. 高齢者福祉施設等 施設整備費補助金	指摘	—	
		意見	①社会福祉法人における設計監理委託の特命随意 契約について ②社会福祉法人における利益相反行為について	71 72
	4. 介護保険地域支援 事業交付金	指摘	—	
		意見	①対象とする事業について	75
	5. 地域支え合い体制 づくり事業	指摘	—	
		意見	①事業実績の検証について	78
	6. 高齢者等在宅生活 支援事業（福岡住みよ か事業）	指摘	—	
		意見	①事業の有効性について	81
[5-3] 高齢者 支援課 (施設 運営係)	1. 身体拘束廃止推進 事業	指摘	—	
		意見	①事業に伴う収入の取り決めについて ②事業実績報告における決算について	83 83
	2. 介護職員喀痰吸引 等研修	指摘	①委託先の選定について	86
		意見	—	

I. 各論（結果及び意見）
1. 結果及び意見の概要

部署	事業名	指摘 意見	項目	頁
	3. 福岡県軽費老人 ホーム事務費補助金	指摘	—	
		意見	—	
	4. 介護職員等技能 向上支援事業	指摘	—	
		意見	①事業実績について	89
[5-4] 高齢者 支援課 (監査 指導係)	1. 社会福祉法人指導 監督事務費	指摘	—	
		意見	①指導監査対象法人及び施設の選定について	94
			②現況報告書について	96
			③貸付金について	97
			④役員報酬について	97
			⑤借入金について	99
			⑥指導監査結果通知の改善措置について	99
[6]介護 保険課	1. 介護支援専門員 実務研修受講試験・ 養成研修事業	指摘	①介護支援専門員実務研修における実施報告について	102
		意見	①介護支援専門員実務研修受講試験における申込み受付業務の委託先選定について	102
	2. 介護支援専門員 支援事業	指摘	—	
		意見	①委託先の選定について（介護支援専門員現任研修、主任介護支援専門員研修）	104
	②受講料収入の取り扱いについて（介護支援専門員現任研修、主任介護支援専門員研修）		105	
	3. 介護サービス事業者 指導・育成事業	指摘	—	
		意見	①指導監査における実施計画の策定について	107
	4. 認定調査員・審査 会委員養成研修事業	指摘	—	
		意見	—	
	5. 介護保険制度施行 対策事業	指摘	—	
		意見	—	
	6. 介護保険低所得者 特別対策事業補助金	指摘	—	
		意見	—	
	7. 介護給付費負担金	指摘	—	
		意見	—	
	8. 介護保険財政安定 化基金	指摘	—	
意見		—		
9. 介護サービス公表 事業	指摘	—		
	意見	—		

I. 各論（結果及び意見）
1. 結果及び意見の概要

部署	事業名	指摘 意見	項目	頁
	10. 介護サービス 適正化事業	指摘	—	
		意見	①ケアプランチェックソフトの活用について	121
	11. 介護職員確保 定着促進事業	指摘	—	
		意見	—	
[7]福祉 総務課	1-1. 老人クラブ 助成事業	指摘	—	
		意見	①目標値と実績との乖離について	125
	1-2. 老人クラブ 活動推進員設置事業	指摘	—	
		意見	—	
	1-3. 市町村老人クラブ 連合会健康づくり事業	指摘	—	
		意見	①事業の実施方法について	128
	1-4. 福岡県老人クラブ 連合会運営費補助	指摘	—	
		意見	—	
	1-5. 高齢者相互 支援推進・啓発事業	指摘	—	
		意見	①実績の確認方法について	131
	1-6. 新しい老人 クラブ活動づくり支援	指摘	①魅力ある老人クラブへの転換事業における事業 の主要実施項目の策定について	132
		意見	①魅力ある老人クラブへの転換事業における補助 の普及率に関する PDCA について	133
			②高齢者ネットワーク推進事業における補助の普 及率に関する PDCA について	134
1-7. 高齢者団体 支援事業費（総論）	意見	高齢者団体支援事業費総論	135	
2-1. 老人の日記念 品贈呈事業	指摘	—		
	意見	—		
2-2. 高齢者保健 福祉大会事業	指摘	—		
	意見	—		
[8]子育て 支援課	1. 高齢者子育て支援 推進事業	指摘	①委託先の管理について	140
		意見	①委託先の選定について	141
			②70歳現役センター内設置コーナーの稼働状況に ついて	142
[9]保護 ・援護課	1. 生活福祉資金貸付 事業	指摘	—	
		意見	①事業実績の管理について	146
			②延滞債権について	147

I. 各論（結果及び意見）
1. 結果及び意見の概要

部署	事業名	指摘 意見	項目	頁
			③福岡県社会福祉協議会における生活福祉資金特別会計の財政状況及び徴収不能引当金について	148
	2. 日常生活自立支援事業	指摘	—	
		意見	①事業実績の管理について	154
[10] 新雇用開 発課	1-1. 福岡県 70 歳現 役社会推進協議会	指摘	—	
		意見	—	
	1-2. 70 歳現役応援 センター設置（県内全 域展開含む）	指摘	—	
		意見	①再委託に係る契約方法について	156
	1-3. 70 歳現役社会 づくりモデル地域事業	指摘	—	
		意見	①変更承認申請について （苅田町）（筑後市）（みやこ町）	160
	1-4. 70 歳現役社会実 現に向けた高齢者の生き がづくり促進事業	指摘	—	
		意見	①事業実績について ②事業の内容の重複について	163 163
2. シルバー人材セン ター育成・強化事業	指摘	—		
	意見	①補助交付先の管理について（公益社団法人福岡 県シルバー人材センター連合会補助金） 【福岡県シルバー人材センター連合会への意見含む】	165	
[11] 住宅 計画課	1. 地域優良賃貸住宅 供給促進事業費	指摘	—	
		意見	①地域優良賃貸住宅建設費補助における補助対象 事業の普及状況について ②高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助における 補助金の支給額計算方法について	168 168
	2. 住宅情報提供推進 事業費	指摘	—	
		意見	①あんしん住宅事業における委託の成果について	170
			②あんしん住宅事業における特命随意契約の理由 について	171
			③アドバイザー派遣事業における委託の成果について	172

- I. 各論（結果及び意見）
 [1] 県民文化スポーツ課
 1. ねんりんスポーツ・文化祭開催事業

[1] 県民文化スポーツ課

1. ねんりんスポーツ・文化祭開催事業

(1) 事業概要

【事業目的】

スポーツ、文化活動を通じた高齢者の生きがいつくり、健康づくり、仲間づくりを支援するとともに、世代を超えた交流を深め、社会参加を推進し、「はつらつとした高齢社会」を築く。

【事業内容】

事業名	内容
福岡県ねんりんスポーツ文化祭	以下のイベントで構成されるスポーツ・文化イベントを実施。 ・「メインイベント」 式典を中心とした催し ・「啓発・交流イベント」 明るい長寿社会づくりに向けた啓発及びさまざまな世代、地域の人々の交流や情報交換を図るイベント ・「スポーツ・レクリエーションイベント」 各種交流大会及びニュースポーツ等の体験イベント ・「文化イベント」 音楽、美術など的高齢者による表現とその鑑賞の場となるイベント ・「協賛イベント」 事業の趣旨に賛同して開催される文化・スポーツ等のイベント
ねんりんピック派遣事業	ねんりんピックへの県選手団の結団式及び派遣
シニア美術展事業	福岡県美術協会とともに実施する美術展 (ねんりんスポーツ文化祭の文化イベントの一環として実施)

【参加者数】 延べ約 14 万人（来場者含む）

【実施方法】 委託（福岡県社会福祉協議会）

- I. 各論（結果及び意見）
[1] 県民文化スポーツ課
1. ねんりんスポーツ・文化祭開催事業

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

①仕様書の明確化について

当事業の仕様書について、実施イベントの回数や規模が定められていない。

規模が設定されていなければ、委託事業が適切に実施されたか否かを判断することはできない。規模を仕様書に盛り込まなければ、委託料が少なければ規模を縮小し、委託料が多ければ規模を拡大するという結果も生じうる。

また、仮に当該事業の委託に際し、見積もりを徴取する場合、現状の仕様書では事業にかかる工数を見積ることが困難である。

特命随意契約により長年にわたり当事業を受託してきた福岡県社会福祉協議会であれば、前回の実績に基づき、前年同様の事業を実施できるため、問題は生じていないと推定される。

特命随意契約により、福岡県社会福祉協議会への委託を継続しているため、仕様書を見直す必要はなく、仮に競争入札で実施することとなった場合に、改めて仕様書を見直せばよいという状況にある。

しかしながら、ここで重視すべきは、委託業務の流れや在り方についての考え方である。

県が実施すべき事業を、委託という方法で実施するのであれば、県は事業目的達成のための方針と内容・規模の計画を自ら有していなければならないと思われる。

事業開始前の段階で、事業目的達成のために必要な事業内容や開催回数、目標参加者数など適切な事業規模を策定し、それを織り込んだ仕様書を作成すべきである。

当然、事業の進行に応じて、委託内容・規模に変更が生じてくることはあり得る。しかしながら、委託内容・規模に変更が生じてでも対応できるようあいまいな取り決めとすれば、きちんと契約が履行されたか否かを評価することができない。

委託契約に何を求めているのか明確にし、何をもちて委託契約が適切に履行されたか判断するのかを定めるといふ意味において、仕様書への実施規模の記載が必要である。

加えて、事業実績報告書の受理に際しては、仕様を満たし適切に事業が実施されたか否かを評価し、次回の計画につなげる必要がある。

- I. 各論（結果及び意見）
[1] 県民文化スポーツ課
1. ねんりんスポーツ・文化祭開催事業

②事業報告の検証について

当事業における、福岡県社会福祉協議会から提出された見積書の見積額と、事業実績報告における実績額を比較すると、人件費+11 百万円、委託料▲5 百万円等、大きく乖離している項目があった。

県では、このうち、委託料について減少理由を把握しており、再委託の契約交渉や委託業務内容の見直しで削減することができたと把握していたが、人件費の増加要因については把握していなかった。

当事業は実行委員会を組織しており、県は、事業報告の決算について、実行委員会の監事監査により適正であるという監査結果を受けており、委託契約の検査において、監事監査を経た事業報告と同一のものが提出されたか否かを確認している。

しかしながら、県としては、監事監査の結果を受けるのみならず、委託者としての検証が必要であると考ええる。

当事業の委託契約書では、委託料の上限は定められているが定額ではない。経費の支出状況に応じて、委託額が増減する可能性があることから、経費の支出状況については厳密に確認する必要があると思われる。

当事業の委託契約書において、必要があれば、委託料の用途等について報告・資料の提出を求め、実地に調査することができると定められている。

委託先である福岡県社会福祉協議会の資料を確認したところ、人件費の計上額については、合理性に欠ける方法で計上されていたことが判明した。

具体的には、当該事業に係る人件費の計上は、積算により計上されたものではなかった。複数事業に携わる職員の人件費について、按分計算を行っているが、按分割合が実態に即していなかった。

当該事業には、多くの職員が携わっているため按分計算が煩雑となり、特定の 1 名の按分割合を増加させたとのことである。しかしながら、当該特定の 1 名の妥当な按分割合を決定するための根拠はなく、正確な計算が行われているとは言い難かった。

契約内容は、委託料に不用額が生じた場合には精算により返還を要する取り決めとなっている。人件費を調整することで不用額が生じないよう調整することも可能となっている。

適切な人件費の按分で、適切な事業費を計上する必要がある。

県としては、事業報告の提出を受けた段階で、大きく変動しているものについては、内容を確認することが必要である。また、そのうえでさらに調査の必要があれば、資料の提出を求める等、事業管理を適切に行う必要がある。

- I. 各論（結果及び意見）
[1] 県民文化スポーツ課
1. ねんりんスポーツ・文化祭開催事業

③再委託の規定整備について

当事業の委託契約書において、再委託に係る規定が整備されていない。
再委託に当たり承認を得ることは、業務を監督するに当たり必要となる手続であるため、契約書において再委託に関する規定を整備する必要がある。
なお、平成 26 年度の委託契約においては再委託禁止の条文が記載されていることを申し添える。

(3) 意見

①委託先の選定について

当事業は、福岡県社会福祉協議会に委託して事業を実施している。委託先選定については、単独見積もりにより行われ、特命随意契約となっている。

委託先選定及び単独見積もりの理由をまとめると、以下の理由により、効果的・効率的な実施が可能なためとしている。

- a. 高齢者を対象とした各種事業を実施しており、十分な知識・経験・情報を持っている。
- b. 各市町村社会福祉協議会や老人クラブ等との関わり合いが強い。
- c. 県では様々な高齢者福祉に関する事業を行う「都道府県明るい長寿社会づくり推進機構」として県社協を位置づけている。

本事業は、スポーツ・文化・ステージイベント等複数のイベントを複合した事業である。県によると、それぞれのイベントを切り分け、イベントに特化して委託業者を切り分ける方法もあるが、効率性の観点からは必ずしも優れているとは言えないとのことである。また、事業の一貫性、網羅性、組織性や総合性を担保するには、各イベントの関連団体と広くかかわりがあり、かつ高齢者との接点がある市町村社会福祉協議会を統括する県社会福祉協議会が組織力や人脈を駆使して実施しなければならぬ事業であり、合わせて集客力の見込めるメリットがあるため、特命随意契約としているとのことである。

確かに、県社協には十分なノウハウがあり、県社協が適切な委託者の一つであることは理解できる。当事業は長年同一の団体が実施している以上、その団体に現状で最もノウハウが蓄積され、関連団体との人脈が形成されている。

しかしながら、特命随意契約に当たっては、受託者が受託するに当たっての能力的な十分条件だけでなく、その相手以外に候補者が存在しないという必要条件について慎重に検討する必要がある。

I. 各論（結果及び意見）
[1] 県民文化スポーツ課
1. ねんりんスポーツ・文化祭開催事業

また、集客面でのメリットについても、推定の域を超えていないものと思われる。来場者へのアンケート調査を実施し、来場者の参加経緯を調査するなど、委託先による集客の効果が表れているか否かを検証してみる価値はあるものと思われる。

② 広告収入の検討について

当事業は、延べ約 14 万人が参加するイベントである。多数の参加者を集客できるメリットを生かし、協賛を募り、広告収入や、寄付を得るなど収益化の方法を検討することで、開催経費の圧縮のみならず、イベントの活性化につなげる効果が得られるのではないかとと思われる。

行政が実施する事業において、営利を追求する民間事業者等の広告を掲載することは、公益性や倫理の観点から問題があるのではないかとする考えもある。

しかしながら、営利を追求する企業が必ずしも公益性に反しているとは言えない。

特定の少数企業だけを広告主の対象とするのではなく、公序良俗に反する企業は参入できないような基準を定めることで、公平性も確保できる。

実際に、行政関係のホームページにおいてバナー広告が掲載されている事例や、庁舎内に広告スペースが設けられているところもある。また、マラソンをはじめとしたスポーツ大会でも広くスポンサーが募られている。高齢者を対象としたイベントだからといって、制約が生じるとは考えにくい。

なお、広告収入が得られるとしても、広告主を募集するなどの手間も要する。得られる広告収入と、それに伴い発生する業務量・費用を比較衡量する必要はある。

想定される広告主は、医療介護系事業者だけでなく、スポーツメーカー、飲料メーカー、教育関係をはじめとした、さまざまな業種が対象となりうる。

参加者 14 万人という集客力を生かし、より少ない事業費で効率的に事業を実施できるよう検討する余地はあるものと思われる。

- I. 各論（結果及び意見）
 [1] 県民文化スポーツ課
 2. 明るい長寿社会づくり推進事業

2. 明るい長寿社会づくり推進事業

(1) 事業概要

【事業目的】

高齢者のスポーツ活動を通じた健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりの支援事業を実施することにより、高齢者の社会活動の振興を図る。

【実施内容】

事業	内容
老人スポーツ普及事業	高齢者を対象とした、 スポーツ大会及びゲートボール大会の実施 ・スポーツ大会 県内 5 か所での開催 ・ゲートボール大会 県内 5 か所での地区大会開催、 県大会の開催
ニュースポーツ普及事業	高齢者を対象とした、 ペタンク及びグラウンド・ゴルフ大会の実施 シニア・スポーツ講習会の実施、 シニア・スポーツリーダー研修会へのシニア・スポーツリーダーの派遣

【実施方法】 委託（福岡県老人クラブ連合会）

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

①仕様書の明確化について

当事業における、仕様書の記載が、以下の点で不明確である。

(ア) 実施種目の定義について

当事業は、老人スポーツ普及事業とニュースポーツ普及事業の 2 つの事業から成り立っている。

当事業の仕様書では、各事業に、以下の種目の実施を求めている。

- I. 各論（結果及び意見）
 [1] 県民文化スポーツ課
 2. 明るい長寿社会づくり推進事業

<仕様書で求める各事業の実施種目>

事業	実施種目
老人スポーツ普及事業	スポーツ大会
	ゲートボール大会
ニュースポーツ普及事業	ペタンク大会
	グラウンド・ゴルフ大会の実施

事業報告において、老人スポーツ普及事業のスポーツ大会の区分で、ゲートボール、ペタンク、グラウンド・ゴルフの実施が報告されている。

これらは、仕様で別に実施が求められている種目であるため、実施種目が重複している。

一口にスポーツ大会といっても、様々な捉え方がある。他の事業で実施するスポーツと重複してもよいのか、複数の種目を実施する総合的な大会を想定しているのかなど、スポーツ大会の定義を整理し、仕様書の意図を委託先に明確に伝達する必要がある。

(イ) 規模の記載について

当事業の仕様書では、老人スポーツ普及事業については、開催回数が定められている。しかしながら、ニュースポーツ普及事業については、開催回数等の記載はなく、事業規模が不明である。

(ウ) 実施方法の記載について

当事業の仕様書では、老人スポーツ普及事業において、以下の実施を求めている。

<老人スポーツ普及大会の実施内容>

区分	開催か所、規模
スポーツ大会	「県内 5 か所」
ゲートボール大会	「県内 5 か所での地区大会」及び「県大会」

これについて、事業実績報告書及び委託先である福岡県老人クラブ連合会の資料の閲覧により実際の開催状況を確認した。

スポーツ大会の「県内 5 か所」及びゲートボール大会の「県内 5 か所での地区大会」の開催方法は、県内 5 地区（福岡地区、北筑後地区、南筑後地区、筑豊地区、京築地区）に所在する複数の市町村老人クラブが、個別に実施した小規模な大会を集めて地区大会という位置づけにしているもので、地区規模のまとまりをもった大会が実施されたものではなかった（京築地区を除く）。

仕様書を文字どおり解釈した実施方法と、実際の実施方法は異なっていた。

実施規模が、地区規模の大会であれ、地区内の各市町村単位の小規模な大会の集合であれ、いずれの方法によっても、スポーツ活動を通じた、社会活動の振興という事業目的には沿ったもので問題ないとする考えもあり得る。

I. 各論（結果及び意見）

〔1〕県民文化スポーツ課

2. 明るい長寿社会づくり推進事業

しかしながら委託契約している以上、仕様書と異なる実施方法では、適切に契約が履行されたとは言い難い。県として、現状の実施方法を可とするのであれば、仕様の見直しが必要である。

県の事業として実施している以上、県には内容と規模に関する方針があるはずである。

それらを仕様書に盛り込まなければ、委託料が少なければ規模を縮小し、委託料が多ければ規模を拡大するという調整も可能である。

仕様作成に当たっては、事業内容のみならず、事業目的達成のために必要な開催回数や、目標参加者数など適切な事業規模を織り込んだ仕様書を作成すべきである。

また、事業実績報告書の受理に際しては、規模も含めて適切に事業が実施されたか否かを確認する必要がある。

②参加対象者の設定について

当事業の参加者は広く高齢者を対象としている。しかしながら、現状では、老人クラブ加入者を対象としている。まれに、加入者以外が参加している場合もあるということであるが、特に広く一般的に参加者を募っているというわけではない。

老人クラブは、高齢者が加入する最も大きな組織の一つではあるものの、老人クラブの加入率が低下している現在、老人クラブ加入者だけを対象としたのでは、広く高齢者に対して事業を実施したということにはならない。現状では、事業を委託しているというよりも、老人クラブの活動を補助している状態と言えなくもない。

参加者募集に当たっては、老人クラブ加入の有無にかかわらず、広く高齢者一般に対して募集することが望まれる。

(3) 意見

①委託先の選定について

当事業は、福岡県老人クラブ連合会に委託して事業を実施している。

委託先選定については、単独見積もりにより行われ、特命随意契約となっている。

委託先選定及び単独見積もりの理由をまとめると、以下のとおりである。

- a. 福岡県老人クラブ連合会では、高齢者スポーツの普及・推進を行っている。
- b. 平成 24 年度まで当事業の再委託先として事業を実施してきた実績がある。

- I. 各論（結果及び意見）
 - [1] 県民文化スポーツ課
2. 明るい長寿社会づくり推進事業

以上により、当事業の企画・運営に長けていることから、効果的・効率的な事業実施が可能である。

確かに、上記に記載のとおり、福岡県老人クラブ連合会には十分なノウハウがあると思われる。しかしながら、福岡県老人クラブ連合会が最適な委託者の一つであったとしても、当事業の内容は、主にスポーツ大会であるため、他に実施可能な事業者がいないとまでは言い切れない。委託先については、他に実施可能な団体がないか否か慎重に検討を行う必要がある。

- I. 各論（結果及び意見）
 [2] 健康増進課
 1. 認知症医療センター

[2] 健康増進課

1. 認知症医療センター

(1) 事業概要

【事業目的】

認知症の専門医療の拠点となる機関を指定し、認知症に係る医療提供体制の充実と、介護との連携強化を図る。

【事業内容】

県内 5 医療機関を福岡県認知症医療センターに指定。認知症疾患に関する鑑別診断等の専門医療相談を実施。また、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図る。

【指定医療機関】

久留米大学病院
医療法人牧和会 牧病院
医療法人光風会 宗像病院
医療法人昌和会 見立病院
独立行政法人国立病院機構 大牟田病院

県下には、他に政令指定都市に認知症疾患医療センターがある。

しかし、政令指定都市は、独自に医療機関を指定しているため上記から除いている。

【認知症医療センターの主な役割】

- ・ 専門医療相談
- ・ 専門的な診断（鑑別診断）
- ・ 認知症疾患の周辺症状と身体合併症に対する急性期対応
- ・ かかりつけ医等への治療方針の助言・指導

【実施方法】 委託

- I. 各論（結果及び意見）
[2] 健康増進課
1. 認知症医療センター

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

①仕様書の明確化について

当事業の委託契約に係る仕様書において、委託内容の記載はあるものの、規模が定められていない。

県の事業を実施している以上、県には内容と規模に関する方針があるものと推定される。それらを仕様書に盛り込まなければ、委託料が少なければ規模を縮小し、委託料が多ければ規模を拡大するということも可能となる。

事業規模が設定されてなければ、委託事業が適切に実施されたのか否かを判断することはできない。

仕様作成に当たっては、事業内容のみならず、事業目的達成のために必要な開催回数や、目標参加者数などの事業規模を設定した仕様書を作成すべきである。

また、事業実績報告書の受理に際しては、規模も含めて適切に事業が実施されたか否かを確認する必要がある。

(3) 意見

①事業実績の把握について

当事業の仕様書では、委託先医療機関に以下の役割を求めている。

- a. 専門医療相談
- b. 鑑別診断とそれに基づく初期対応
- c. 合併症・周辺症状への対応
- d. 事例検討会等の開催
- e. 認知症疾患地域医療連携協議会の開催
- f. 認知症疾患医療連携協議会の開催

また、福岡県認知症医療センター運営事業実施要綱では、以下の実績報告を求めている。

- ア. 認知症疾患に係る外来件数及び鑑別診断件数
- イ. 入院件数
- ウ. 専門医療相談件数

上記のア、イ、ウの項目については、国への提出資料の基礎となることから様式も定め

I. 各論（結果及び意見）
[2] 健康増進課
1. 認知症医療センター

られ、容易に実績把握が可能なものとなっている。

しかしながら、それ以外の委託項目については、実績管理があいまいである。

事業実績報告では、各病院において認知症に関連して実施された研究会等が羅列して記載されているが、どの委託項目を実施したものであるか明確になっておらず、把握が困難である。

委託している事業が、適切に実施されているか否かを把握する必要があるため、報告方法の改善が必要である。

また、事業実績報告において、5 指定医療機関の外来者数合計約 35 千人であるのに対し、特定の一指定医療機関の外来者数は約 16 千人と、全体の約 45% を占める数値となっていた。要因としては、実績数のカウントの仕方の相違であると思われる。

実績数値のカウント方法の定義づけにより、実績数値の適切な把握が必要である。

実績報告の方法を見直し、委託内容の実績を把握し、Plan-Do-Check-Action（以下「PDCA」）のサイクルを回す必要がある。

I. 各論（結果及び意見）

[3] 保健衛生課

1. 福岡県公衆浴場業振興対策事業補助金

[3] 保健衛生課

1. 福岡県公衆浴場業振興対策事業補助金

(1) 事業概要

【事業目的】

公衆浴場の活性化と経営の安定化を図ることにより、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。（福岡県公衆浴場業振興対策事業補助金交付要綱）

【補助対象】

福岡県公衆浴場生活衛生同業組合が実施する「老人無料入浴事業」における、以下の経費

- ①普通公衆浴場の湯の仕立てに要する燃料費
- ②福岡県公衆浴場生活衛生同業組合が事業実施に要する事務費

【交付額の算定方法】

補助対象経費	補助対象基本額	補助率及び金額
組合が事業を委託する普通公衆浴場における開湯するまでの仕立てに必要な燃料費	1 浴場当たり 年間 540 千円	補助対象経費と補助対象基本額のいずれか低い額の 1/2 以内の額
事業実施に係る事務費	年間 1,000 千円	補助対象経費と補助対象基本額のいずれか低い額

【補助の根拠】

「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」（第 3 条、第 6 条）

公衆浴場は、県民の健康維持のため、特に自家風呂を持たない世帯には必要不可欠な施設であるが、経営基盤が脆弱な営業者が多いこと、入浴者数が減少傾向にあること等の理由により浴場数の減少が続いている。

このため、浴場の確保を図ることを目的として、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」において、国又は地方公共団体に助成等必要な措置を講ずる努力義務が課されている。

この法令を実施根拠として、同補助金を交付している。

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

I. 各論（結果及び意見）

[4] 医療指導課

1. 在宅歯科医療連携室整備モデル事業

[4] 医療指導課

1. 在宅歯科医療連携室整備モデル事業

(1) 事業概要

【事業目的】

在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携を図るための窓口を設置することで、住民や在宅歯科医療を受ける者・家族等のニーズに応え、地域における在宅歯科医療の推進及び他分野との連携体制の構築を図ること。

【事業内容】

在宅歯科医療の推進及び他分野との連携体制を構築する観点から、在宅歯科医療連携室を設置。

地域の実情に応じて、在宅歯科医療連携室において、在宅歯科医療の推進及び他分野との連携構築に資する以下の業務を実施。

- ①在宅歯科医療推進協議会開催
- ②在宅歯科医療連携事業
 - a. 在宅療養者や要介護者、医科、介護他職種などへの情報提供
 - b. 在宅療養支援歯科診療所への派遣要請と診療機器の貸出
 - c. 要介護者の退院時における協議等の事前調整
 - d. 介護サービス事業所とのケアプラン策定時の事前調整

【窓口を設置する機関】

直方歯科医師会、小倉歯科医師会

【実施方法】 委託

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- I. 各論（結果及び意見）
 [4] 医療指導課
 2. 在宅医療推進費

2. 在宅医療推進費

(1) 事業概要

終末期でも在宅で療養できるよう、在宅医療の相談窓口を設けるとともに、関係機関の連携促進や技術向上を図る。24 時間対応可能な在宅医療機関、訪問看護ステーションの機能強化を行い、地域在宅医療推進を図る。

事業名	内容
地域在宅医療支援センター	全保健福祉（環境）事務所（9 か所）に設置。 地域特性に合わせた在宅医療支援やネットワーク構築を行う。 ・「地域在宅医療推進協議会」開催 ・地域の情報収集、提供 ・患者・家族、医療従事者の支援
多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成研修	在宅医療を担う多職種がチームとして協働するため、地域の実情やニーズに合った研修プログラムの検討及び、地域リーダーに対する研修を行う。
在宅医療の支援環境整備	在宅ボランティアのネットワークづくり。 一般県民への啓発事業の実施。
訪問看護管理者等研修	訪問看護提供を総括する管理者等に対する研修を実施。 訪問看護の質の向上、人材育成、安全管理等につなげる。
訪問看護支援事業	訪問看護ステーションの連携課題克服。 ステーションの負担となっている訪問以外の作業（法令解釈、報酬制度等）に係る相談・支援
24 時間安心の在宅医療連携整備事業	在宅療養支援診療所や訪問看護ステーション、病院等の連携体制の構築を図るための事業や訪問看護ステーションの活動支援・在宅看護技術の確保を図る。 ・在宅療養支援診療所医師の在宅実務研修 ・モデル地域における医療連携体制構築 ・訪問看護ステーションスキルアップ研修 ・在宅医療のための情報ネットワーク推進

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- I. 各論（結果及び意見）
 [5 - 1] 高齢者支援課（企画管理係）
 1. 認知症地域医療支援事業

[5 - 1] 高齢者支援課（企画管理係）

1. 認知症地域医療支援事業

（1）事業概要

地域における認知症発見・支援体制の充実を図るため、以下の研修を実施している。

- ・認知症サポート医養成研修
- ・認知症サポート医フォローアップ研修
- ・かかりつけ医認知症対応力向上研修

【認知症サポート医養成研修】

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医等に対する認知症対応力向上研修の企画立案に必要な知識及び効果的な技術の習得。 ・地域における認知症高齢者を支えるために必要な介護分野の知識並びに地域医師会、地域包括支援センター等の関係機関との連携づくり及び連携を促進するために必要な知識及び技術の習得。
研修対象者	<ul style="list-style-type: none"> ①地域において認知症の診療（早期発見等）に携わっている医師 ②認知症サポート医の役割を適切に担える医師
人数	平成 25 年度養成者 4 名
実施方法	委託

【認知症サポート医フォローアップ研修】

目的	認知症サポート医研修修了者等に対し、地域における認知症の人への支援体制の充実・強化及び認知症サポート医等の連携強化を図ること。
研修対象者	福岡県内で勤務する認知症サポート医等
人数	計画：100～150 人 平成 25 年度実績：139 人
実施方法	委託

- I. 各論（結果及び意見）
 [5-1] 高齢者支援課（企画管理係）
 1. 認知症地域医療支援事業

【かかりつけ医認知症対応力向上研修】

目的	かかりつけ医に対し、認知症診断の知識・技術及び家族の話・悩みを聞く姿勢を習得されることにより、認知症サポート医との連携のもと、各地域において医療と介護が一体となって、認知症発症初期からの認知症患者に対する支援体制を図ること。
研修対象者	福岡県内で勤務する医師及び歯科医師
人数	計画：約 180 人 平成 25 年度実績：58 人
実施方法	委託

【認知症サポート医の役割】

- ①かかりつけ医等の認知症診断等に関する相談・アドバイザー役、他の認知症サポート医との連携体制構築
- ②各地域医師会と地域包括支援センターとの連携づくりへの協力
- ③県・指定都市医師会を単位とした、かかりつけ医等を対象とした認知症対応力の向上を図るための研修の企画立案

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

①認知症サポート医養成研修における事業の目標管理について

県の事業による認知症サポート医の養成状況は平成 25 年度末で 29 人。平成 25 年度の養成者は 4 人で、県内 4 つの地域から一人ずつ養成している。

福岡県医師会の Web サイトに掲載されている認知症サポート医のリストによると、県内の認知症サポート医は平成 26 年 6 月 1 日現在で 72 人であり、これには政令市で養成した認知症サポート医も含まれる。

この認知症サポート医のリストから住所を市町村別に集計したところ、下表のとおりであった。政令市は独自に養成を行っていることから、認知症サポート医は政令市に集中していることはやむを得ないが、地域差が生じている。

県には、現時点でサポート医養成者数の地域ごとの年次計画等はない。

しかしながら、平成 26 年の介護保険制度改革による初期集中支援チームの設置に伴い、平成 30 年までに各市町村に 1 人のサポート医が必要になるとのことである。

I. 各論（結果及び意見）
 [5-1] 高齢者支援課（企画管理係）
 1. 認知症地域医療支援事業

制度対応による必要性が生じるか否かにかかわらず、事業を実施し評価する上で、成果養成目標・計画を設定しておくべきである。

なお、県では平成 27 年度以降の養成目標・計画について現在検討中であるということである。

<市町村別サポート医養成者数>

サポート医住所	人数	サポート医住所	人数
北九州市	34 人	久留米市	1 人
福岡市	18 人	志免町	1 人
宗像市	4 人	筑紫野市	1 人
田川市	3 人	直方市	1 人
大牟田市	2 人	福津市	1 人
筑後市	2 人	水巻町	1 人
うきは市	1 人	みやこ町	1 人
大野城市	1 人	計	72 人

（出典：福岡県医師会 HP 内「福岡県認知症サポート医一覧」より集計）

②かかりつけ医認知症対応力向上研修における受講状況について

県では、事業の成果指標として、かかりつけ医の修了者累計を平成 26 年度までに 1,698 人とする目標を立てている。これは、修了者数の診療所数に対する割合を全国水準とするという考えのもとに設定された指標である。

これに対し、かかりつけ医の修了者累計は 943 人であり、目標に対して大幅に未達となっている。

かかりつけ医養成研修の平成 25 年度の受講者数は 58 人であり、仕様書に記載の定員 180 人に対し、わずか 32%の達成率である。

<かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者>

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	計
受講者数(人)	354	189	124	91	67	60	58	943

（出典：県資料）

まず、当初設定した目標が妥当か否かを検討し、妥当な目標であれば達成のために必要な対策を講じる必要がある。

I. 各論（結果及び意見）
 [5-1] 高齢者支援課（企画管理係）
 1. 認知症地域医療支援事業

(3) 意見

①認知症サポート医フォローアップ研修における受講対象について

認知症サポート医フォローアップ研修事業実施要綱において、研修の対象者を「認知症サポート医又は地域においてかかりつけ医認知症対応力向上研修の企画立案及び実施に協力している医師その他地域において認知症医療体制の構築に向けて取り組んでいる医師であって、知事が適当と認めたものとする。」としている。

しかしながら、実際の受講者は、サポート医は参加者全体の 14%程度、サポート医以外の医師を含めても 25%に留まっている。

<平成 25 年度認知症サポート医フォローアップ研修の受講者状況>

サポート医	20 人
医師	15 人
その他（保健師等）	104 人
計	139 人

（出典：県資料）

このフォローアップ研修は、国の「認知症地域医療支援事業実施要綱」に定められた事業で、事業費の 1/2 は国庫補助を受けることができる。この要綱においても、研修対象者を医師としている。

サポート医を含め、幅広い職種で認知症をサポートするという観点からは、サポート医以外の参加を妨げる必要はないかもしれないが、対象者の範囲を広げることで、サポート医のフォローアップに焦点を絞った深度のある研修とはならない可能性がある。

また、このフォローアップ研修は、認知症医療センター第 5 回研修会を兼ねて実施している。このため、受講者の範囲を広げている要因にもなっている。

2つの研修を兼ねることで、効率的に集客でき、サポート医にとっても日程を調整する負担が軽減されるメリットはあるが、本来の目的が達成されているのか否かを検証する必要がある。

- I. 各論（結果及び意見）
[5 - 1] 高齢者支援課（企画管理係）
1. 認知症地域医療支援事業

②事業管理と組織間の連携について（認知症サポート医フォローアップ研修）

前意見に記載したとおり、認知症サポート医フォローアップ研修は、認知症医療センター第 5 回研修会を兼ねて実施されている。

認知症医療センター研修会は、健康増進課が当事業と同じ委託先に委託している事業であり、2 つの委託契約を、1 つの研修で実施していることになる。

事前に、経費の重複請求がないように、両課と委託先とを調整しているということであるが、実績報告では重複請求となっていないかどうかの把握ができなかった。当監査中に県が委託先に確認したところ、結果として委託料の重複請求はなかったということである。

重複した請求が行われていないかどうかを確認できるよう、実績報告において明記すべきである。

この 2 つの委託事業はいずれも、認知症に関連する事業であり、どちらも国において「認知症対策等総合支援事業」として位置づけられているが、県では、この相互に関連する事業を別々の課で担当している。

今後、事業間のさらなる連携強化を図るとともに、より効率的・効果的に運営できる体制となるよう、必要に応じ見直しを行っていくことが望まれる。

- I. 各論（結果及び意見）
 [5 - 1] 高齢者支援課（企画管理係）
 2. 外国人介護福祉士候補者日本語習得支援事業

2. 外国人介護福祉士候補者日本語習得支援事業

(1) 事業概要

EPA(経済連携協定)に基づき受け入れた外国人介護福祉士候補者に対し、各受入施設が実施する日本語研修について支援するもの。なお、当事業費は全額国庫補助を受けることができる。

【制度経緯】

EPA により受け入れた外国人介護福祉士候補者は、通常の介護業務を円滑に行うため、また国家試験を受験するため、日常会話だけでなく介護専門用語を日本語で理解することが必要とされている。

そのため、各施設への配属前に 6 か月間の日本語研修が実施されるほか、各受入施設に配属後も、各受入施設において外国人介護福祉士候補者に対し研修を行うこととされている。

しかし、このような受入施設が研修を実施する際の費用は各施設が負担することとされており、負担が大きいとの声があがっていたため、平成 22 年度より各受入施設に費用を助成する制度が創設された。

【補助金の概要】

目的	経済連携協定に基づき入国する外国人介護福祉士候補者が円滑に就労し研修できるよう支援すること
補助対象事業者	外国人介護福祉士候補者を受け入れている県内の施設設置者
補助対象経費	受入施設が実施する次に掲げる事業のうち、知事が認める経費 ①外国人介護福祉士候補者の日本語学習 ②介護分野の専門知識の学習 ③学習環境の整備 ④研修担当者の活動に対する支援
補助率、基準額	補助率：10/10 基準額：報償費、旅費、需用費等 =外国人介護福祉士候補者 1 人につき 235 千円 受入施設の研修担当者に係る手当 =1 施設当たり 80 千円
交付額	補助事業の総事業費—収入、補助対象経費の支出額、基準額のいずれか少ない額

- I. 各論（結果及び意見）
[5-1] 高齢者支援課（企画管理係）
2. 外国人介護福祉士候補者日本語習得支援事業

【平成 25 年度補助実績】

施設数	3 施設
人数	11 人
補助額計	2,603,000 円
1 人当たり補助額	236,636 円

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- I. 各論（結果及び意見）
 [5-1] 高齢者支援課（企画管理係）
 3. 高齢者総合相談センター（シルバー110番）

3. 高齢者総合相談センター（シルバー110番）

（1）事業概要

【事業目的】

高齢者及びその家族が抱える、福祉、保健、医療等に係る各種心配ごと、悩みごと等に対し総合的に相談に応じるとともに、市町村の相談体制を支援する。

【相談センターの業務】（福岡県高齢者総合相談センター運営要綱より）

- ①高齢者等が抱える問題を解決するために必要、適切と考えられる各種情報の収集、解析、研究及び整理。
- ②高齢者等から電話及び来所相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関との連絡調整を行う。
- ③市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター等の相談体制強化の支援のため必要な定期的な情報提供及び研修
- ④その他、目的を達成するために必要な事業

【実施方法】 委託（福岡県社会福祉協議会）

【平成 25 年度の実施業務】（事業報告書より）

事業	内容
相談業務	介護、認知症等に関する電話、面接による相談対応（下表参照）
出張相談	行政（福祉）相談への参加、認知症相談員の派遣
認知症相談関係団体 連絡会議	会議開催
広報活動	相談窓口リーフレット作成・配布、広報誌ふくおかのふくし発行
相談員研修	研修会への職員派遣
関係機関との連絡調整	各種協議会への参加

【相談業務の実施体制】

相談の種類	相談員	相談日	相談時間
一般相談	福岡県社会福祉協議会相談員	火曜日～日曜日	9時～16時
専門相談・ 認知症相談	介護経験者	火曜日、金曜日	10時～16時
	保健師	木曜日、土曜日	

- I. 各論（結果及び意見）
[5 - 1] 高齢者支援課（企画管理係）
3. 高齢者総合相談センター（シルバー110番）

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

①委託内容を超える事業の実施について

県では、出張相談事業については、平成 24 年度で廃止し、平成 25 年度では実施しないこととしており、委託内容には含まれていない。

しかしながら、福岡県社会福祉協議会の提出した事業実績報告によると、出張相談事業が実施されていた。

県が意図する内容を超える事業を実施していたとしても、委託料が増減しないのであれば、委託先がそのコストを負担するのみであるため、問題ないとする意見もあり得る。

しかしながら、当委託契約においては、不用額については精算することとしている。したがって県が意図する以上の事業を実施し、本来発生するはずのなかった経費が発生し、経費が過大となっている可能性もある。

県においては、委託内容と実施した内容との対比により、委託内容と相違がないか把握することが必要である。

なお、当事業については平成 25 年度で終了ということであるが、その他の事業についても留意すべき事項である。

- I. 各論（結果及び意見）
 [5-1] 高齢者支援課（企画管理係）
 4. 介護実習・普及センター運営事業

4. 介護実習・普及センター運営事業

(1) 事業概要

介護知識及び介護技術の普及啓発を図るとともに、福祉用具の展示、相談を行う介護実習・普及センター及び地域介護実習センター（ブランチ）事業の運営を委託する。

【事業目的】

高齢者介護の実習を通じて、県民に対する介護知識、介護技術の普及を図るとともに、「高齢化社会は県民全体で支えるもの」という考えを広く県民に普及する事業を実施するほか、福祉用具の展示・相談を通じて、福祉用具の普及を図る。

【事業内容】

事業	内容
介護実習・普及事業	県民に対する高齢者介護意識の啓発、介護基礎知識・技術の普及 家族介護者に対する介護知識・技術の普及 福祉関係職員等を対象とした高齢者介護のチームづくり及び地域組織づくりリーダーの養成 介護を中心とした高齢者のニーズにかかわる情報提供
福祉用具普及事業	多様な福祉用具の展示 福祉用具、住宅改造等に関する相談、助言 福祉用具の利用方法、利用手続き等の情報提供

【所在地】

本所 福岡県クローバープラザ内
 ブランチ 中間ウエルパークヒルズ

【実施方法】 委託（福岡県社会福祉協議会）

- I. 各論（結果及び意見）
[5 - 1] 高齢者支援課（企画管理係）
4. 介護実習・普及センター運営事業

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

①事業の目標等に関する PDCA について

事業を実施するに当たり、目的を達成するための目標件数、目標普及率の設定が明確ではない。そのため、実績件数に対する評価や翌年度以降の事業の見直しに結びついていない。今回の事業を監査した結果、当事業がその目的を十分に達成できているか否かを判断できなかった。

事業目標として「研修後アンケート理解度」を指標とし、平成 25 年度は 90%以上という数値を挙げている。当然のことながら、アンケートの理解度が 90%以上という数値は研修に十分な成果があったと認識できる。しかしながら、当事業費は、単独の研修事業ではなく、年間の業務委託であり、その費用も 45,038,350 円と高額である。「研修後アンケート理解度」は、当事業の有効性の評価に有用であるが、委託料 45,038,350 円に値する事業であったのかどうかという「費用対効果」の観点からは判断できない。

当事業費は、研修会の開催回数や参加者の数に直接影響を受ける。したがって事業の成果を判断する指標としては、研修の開催回数や参加者数とすべきではないだろうか。

事業費の積算に当たっては、研修の実施回数や規模に応じて、必要な会場や講師及び対応職員数等を見積もることが必要と考えられ、成果指標は積算する見積要素との関連性が高い方が、管理が容易である。単純な例であれば、1 会場当たりの会場費、人件費、印刷製本費等に研修実施回数を乗じることにより事業費を見積もることができる。これに対して、アンケートの理解度 90%以上を指標とした場合、予算の設定や実績を管理する際、その難しさは容易に想像される。

したがって、研修の開催回数や参加者数を指標とする PDCA サイクルの導入が望まれる。

- I. 各論（結果及び意見）
[5 - 1] 高齢者支援課（企画管理係）
4. 介護実習・普及センター運営事業

②仕様書に沿った事業実施について

当事業の仕様書と実績報告書とを比較すると、個別研修単位では、仕様書で求める開催日数を満たしていない研修がある。

ブランチ事業においては、ブランチ全体で開催日数をカウントしても、仕様の開催日数を満たしていない。

本所、ブランチを合わせた委託契約全体では、仕様書の求める回数を上回って実施されている。しかしながら、個別研修単位では、仕様書の要件を満たしてはいない。

逆に、仕様書で求める規模を超える実施にも問題がある。

決められた委託料の中でより多く実施することは、同じコストでより多くの成果を得られるため、問題ないとする意見もあり得る。

しかしながら、仮に適切な規模の事業を実施していたならば、委託料に不用額が生じ、県としては事業コストを削減できる可能性もある。

福岡県社会福祉協議会及びその再委託先が、実施方法・規模を変更した経緯については、より多くの受講者に来てもらうため、より魅力ある講座とするために変更を行ったという積極的な理由である。

しかしながら、県としては事業管理を適切に行い、仕様の変更をする際には適切な手続きを踏んだ上で行うよう指導すべきである。

また、本来実施すべき内容以上に実施されているということは、委託料が過大である可能性もある。本契約は特命随意契約ということもあり、より厳密な予算設定が望まれる。

なお、当事業は、平成 26 年度から企画提案公募（プロポーザル）方式により委託先を選定していることを申し添える。

- I. 各論（結果及び意見）
 [5-1] 高齢者支援課（企画管理係）
 4. 介護実習・普及センター運営事業

<研修の実施状況>

場所	研修名	仕様書	実績
本所	入門コース	6 日	—
	団体コース（疑似体験・見学）	36 日	212 日
	介護基本コース	10 日	10 日
	介護実践コース	8 日	12 日
	介護予防コース	15 日	15 日
	認知症介護コース	20 日	20 日
	福祉用具活用コース	4 日	4 日
	スポット講座	9 日	14 日
	福祉用具・住宅改修研修	8 日	6 日
	福祉用具・住宅改修実践研修	1 日	1 日
	小計	117 日	294 日
ブランチ	入門コース	36 日	26 日
	疑似体験コース	45 日	61 日
	介護予防コース	10 日	—
	介護実践コース	10 日	—
	スポット講座	10 日	4 日
	認知症サポーター養成講座	—	12 回
	小計	111 日	103 日
合計	228 日	397 日	

③再委託先の適正な選定について

当事業のブランチ事業は、福岡県社会福祉協議会から民間事業者に再委託されている。ブランチの再委託先選定に当たり、「県の指導、前年度の事業が適切に実施されている」という理由のみで相手方を選定しており、当再委託先から見積もりを徴取していない。

福岡県社会福祉協議会においては、「経理規程」及び「契約に関する内規」を定めている。この中で、「随意契約によるうとするときは、適正な価格を客観的に判断するため、複数の見積書を徴し比較するなど、適切な方法をとらなければならない。」としている。

目的・性質により見積書を徴する必要がないと認められる契約等については、見積書を徴しないことができるとしているが、当契約はこれに該当するものではない。

県においては、再委託に際し適切な選定かつ、適切な委託料の執行がなされているか否

- I. 各論（結果及び意見）
- [5 - 1] 高齢者支援課（企画管理係）
- 4. 介護実習・普及センター運営事業

かについて、管理する必要がある。

なお、当事業は、平成 26 年度から、本部事業とブランチ事業の委託契約を切り離し、それぞれプロポーザル形式で委託先を選定していることを申し添える。

- I. 各論（結果及び意見）
 [5-1] 高齢者支援課（企画管理係）
 5. 福祉サービス苦情解決事業

5. 福祉サービス苦情解決事業

(1) 事業概要

福岡県社会福祉協議会が設置する「運営適正化委員会」の運営経費を助成することにより、福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保、福祉サービスに関する利用者からの苦情の解決に資する。

【福岡県運営適正化委員会の概要】

社会福祉法第 83 条により、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保し、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に確保するため、県社会福祉協議会に運営適正化委員会を置くこととされている。

名称	体制	審議事項等
運営適正化委員会 (本会議)	委員 24 人 年 2 回開催	①各合議体委員の選任 ②年間事業計画の承認、事業実施状況についての報告
運営監視合議体	委員 16 人 (運営適正化委員会委員より専任) 4 か月に 1 回開催	①福祉サービス利用援助事業の実施状況の報告を受ける。 ②福祉サービス利用援助事業全般を監視し、助言、現地調査又は勧告を行う。
苦情解決合議体	委員 8 人 (運営適正化委員会委員より専任) 2 か月に 1 回開催	①福祉サービスに関する苦情を解決するための相談、助言、調査又はあっせんを行う。
事務局 (福岡県社会福祉協議会内に設置)	ソーシャルワーカー 1 人	①運営適正化委員会に係る事務を行う。 ②福祉サービスの利用者、社会福祉事業の経営者及び一般県民を対象とした、事業の幅広い広報・啓発を行う。 ③制度の円滑な運営のため、社会福祉事業経営者、各施設の第三者委員、それぞれの立場に合わせた研修を行う。

【実施方法】 補助（福岡県社会福祉協議会）

- I. 各論（結果及び意見）
[5-1] 高齢者支援課（企画管理係）
5. 福祉サービス苦情解決事業

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①事業実績の管理について

【福岡県社会福祉協議会への意見】

当事業の支出予算の多くは相談等の対応を行う人員の人件費である。苦情解決は主に電話相談により実施されている。必要な人員数は苦情対応件数の影響を受けると考えられるが、実績の推移は、平成 21 年度 121 件、平成 22 年度 124 件、平成 23 年度 156 件、平成 24 年度 166 件、平成 25 年度 260 件であった。相談件数及び問合せ件数の大幅な伸びにも関わらず、事業費は前年度並みに据え置かれている。

この点について実施主体である福岡県社会福祉協議会に質問したところ、件数は人数ベースであって、延べ相談件数ではなく、1 件当たりの手間はかなりかかっているとのことであった。対応人員の業務全体における当事業への従事割合をみると、1 名は当事業に 100% 従事、その他 2 名はそれぞれ 25% 従事している。週休 1 日で、現状件数の対応は多く、苦情対応件数の他に、問い合わせ件数も倍増しているとの説明を受けた。

平成 25 年度における事業費の総額は 9,967,215 円であり、その主な内訳は、相談対応職員の人件費が 6,665,775 円であり、他は報償費 664,500 円、旅費 451,923 円、需用費 1,246,696 円、役務費 708,889 円等であった。事業費の約 3 分の 2 が人件費であり、相談件数に応じて人件費は増減するものと考えられる。実施主体においては、適切に事業費を算出するため、相談件数と対応人員とを適切に見込むことにより、事業費を毎年度見直すべきである。

他の事業費においては、目安となる職員一人当たり相談件数の設定や他の自治体との比較分析を実施している事例があり参考になる。

- I. 各論（結果及び意見）
 [5-1] 高齢者支援課（企画管理係）
 6. 訪問介護員等認知症対応力向上研修

6. 訪問介護員等認知症対応力向上研修

(1) 事業概要

【事業目的】

在宅の高齢者やその家族に接する機会が多い、訪問介護員・介護支援専門員に対し、認知症に関する知識やその兆候の把握方法等について研修することにより、認知症の人やその家族に対し、認知症の専門医やかかりつけ医へ早期受診を促すことができる支援体制の構築を図ることを目的とする。

【研修の概要】

項目	内容
対象者	訪問介護員、介護支援専門員
開催場所	県内 4 地域（対象者ごとに実施） （福岡、北九州、筑豊、筑後）
対象人数	各会場 100 人×4 か所×2 対象者
研修内容	認知症の兆候、早期対応の重要性認知症の人と家族への支援についての研修を実施。 ①認知症の知識 ②認知症の兆候と早期発見の意義 ③認知症の人と家族の心理と支援方法 ④認知症の人と家族を支える訪問介護員・介護支援専門員の役割

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- I. 各論（結果及び意見）
[5 - 1] 高齢者支援課（企画管理係）
7. 宅老所支援費

7. 宅老所支援費

(1) 事業概要

【事業目的】

- ① 「宅老所」について「安心」・「安全」のため、防災対策等の支援を行う。
- ② 市町村等の「宅老所」に対する理解を深め、「宅老所」と地域との連携促進を図る。

【宅老所について】

認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、民家等を活用し利用者のニーズに柔軟に対応しながら、通い、泊まり、訪問などのサービスを提供する「宅老所」の開設、運営が 1980 年代半ばから草の根的に取り組まれてきた。

平成 18 年度の介護保険制度の改正により、「宅老所」をモデルとした小規模多機能型居宅介護事業が創設された。

しかし、介護保険サービスを受けることができない高齢者等への生活支援など、介護保険制度の枠を超えたニーズに柔軟に対応できる「宅老所」は、現在も地域で必要とされており、その取り組みが続けられている。

既存の「宅老所」は、民家等を活用しているため、防災設備やバリアフリー対策が不十分なものが多い。また、「宅老所」の職員を対象とした研修がない状況である。

「宅老所」は、介護保険制度に位置付けられたものではないため、市町村や地域住民の理解が不十分であり、地域での連携体制の構築が困難な状況にある。

【事業内容】

① 対象事業

- a. 既存の「宅老所」への支援
 - ア. 防災設備の設置費用、バリアフリー化のための改修費用に対する助成
 - イ. 「宅老所」の職員等を対象とした防災対策等に関する研修の実施
- b. 市町村等への「宅老所」に対する理解の促進
 - ア. 宅老所の経営者と市町村の担当職員等との意見交換会の実施

② 事業の実施状況

- a. 防災設備の整備、バリアフリー化改修に対する補助の状況
自動火災報知設備 3 件、消防機関への通報設備 1 件、スプリンクラー設備 4 件、
バリアフリー化改修 0 件
- b. 防災対策等研修の実施状況
平成 26 年 2 月～3 月の間に 4 回開催。総受講者数 63 名

I. 各論（結果及び意見）
[5 - 1] 高齢者支援課（企画管理係）
7. 宅老所支援費

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

①事業の目標等に関する PDCA について

事業を実施するに当たり、目的を達成するための目標件数、目標普及率の設定が明確ではない。そのため、実績件数に対する評価や翌年度以降の事業の見直しへ結びついていない。今回の事業を監査した結果、当事業がその目的を十分に達成できているか否かを判断できなかった。

予算資料を見ると、「事業目標等」の【事業目標】の欄において、「目標」及び「実績」の指標入力となされていなかった。目標設定が曖昧なために、当初予算額 14,357 千円に対して実績額 3,268,960 円、予算使用率 22.8%という大幅な未達となったのではないかと思われる。この大幅な乖離については、原因分析が必要である。そもそもの予算設定が目標数値に基づいた積み上げ計算になっていないため、宅老所に対する支援方針を明確にすべきであろう。

以上より、最新の状況を調査したうえで目標とする普及率等を設定し、実績を評価し、翌年度の計画見直しへつなげる PDCA サイクルの導入が望まれる。

- I. 各論（結果及び意見）
 [5-1] 高齢者支援課（企画管理係）
 8. 介護予防ポイント普及促進事業

8. 介護予防ポイント普及促進事業

(1) 事業概要

高齢者の「生きがい」や「やりがい」につながる介護予防ポイント制度の導入に対して支援を行うことにより、市町村における介護予防事業の取り組みを促進する。

【介護予防ポイント制度とは】

市町村等に登録をした高齢者が高齢者福祉施設等で行ったボランティア活動や介護予防教室、健康教室に参加した場合にポイントを付与し、たまったポイントに応じて現金や地域商品券等に交換する制度。

【標準的な流れ】

- ① 高齢者が市町村等に登録し、ポイントカードを受け取る。
- ② 高齢者福祉施設等でのボランティア活動や介護予防教室等に参加する。
- ③ 参加後、その実績に応じてポイントを付与。
- ④ 市町村にポイント付与の通知。
- ⑤ ポイント数に応じて現金や地域商品券等への交換を申請。現金の振り込みや地域商品券等を受け取る。

【補助概要】

目的	市町村の介護予防事業の促進
補助内容	市町村が実施する介護予防ポイント制度の立ち上げに要する経費に対する補助
補助対象経費	介護予防ポイント制度の導入に必要な報酬、共済日、賃金等
補助率	2 分の 1
補助限度額	500 千円
補助金の額	(補助対象事業の総事業費－収入) × 補助率 ただし、補助限度額を上限

【平成 25 年度交付実績】

補助交付団体：田川市 交付額：31,000 円

なお、平成 25 年度より開始した補助事業であり、過年度の交付団体はなし。

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- I. 各論（結果及び意見）
 [5-1] 高齢者支援課（企画管理係）
 9. 見守りネットふくおか

9. 見守りネットふくおか

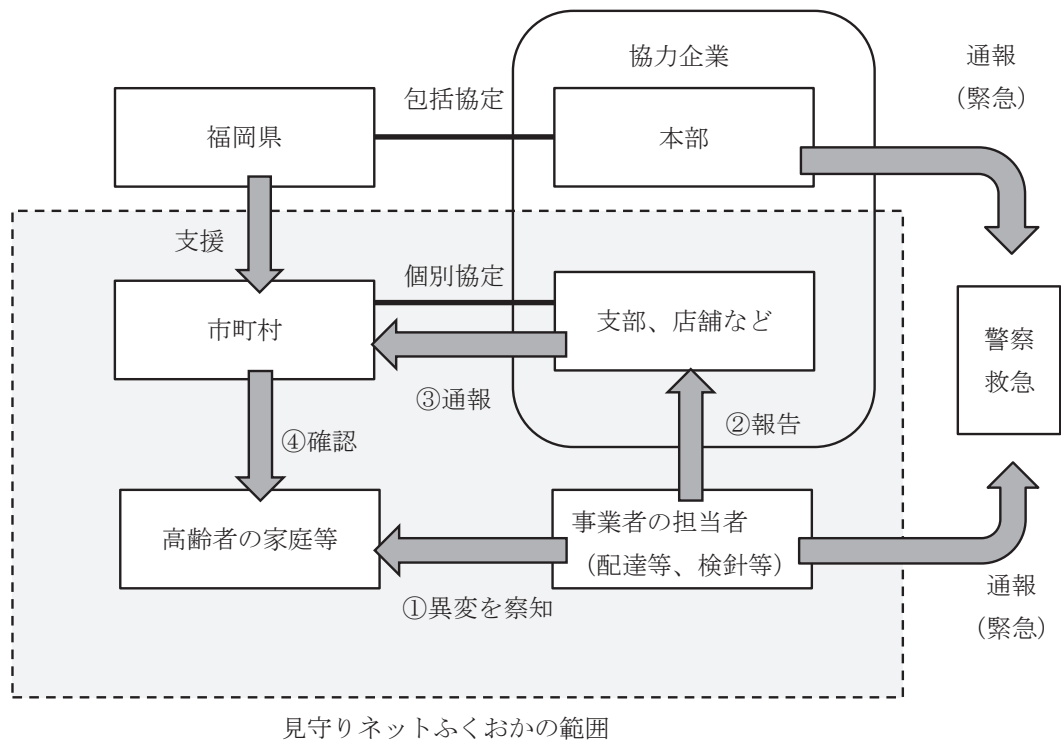
(1) 事業概要

地域住民による見守り活動に加え、各家庭を訪問する機会が多い事業者が一人暮らし高齢者等の異変を察知した場合に市町村へ通報する活動「見守りネットふくおか」を推進する。

【協定締結事業者】

団体名	協定締結日
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	平成 25 年 11 月 15 日
日本郵便株式会社九州支社	平成 25 年 12 月 20 日
九州電力株式会社	
西部ガス株式会社	
エフコープ生協	
グリーンコープ生協ふくおか	

【事業スキーム】



(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- I. 各論（結果及び意見）
[5-2] 高齢者支援課（施設整備係）
1. 介護施設開設準備等事業費補助金

[5-2] 高齢者支援課（施設整備係）

1. 介護施設開設準備等事業費補助金

(1) 事業概要

【事業目的】

開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を支援することを目的として、特別養護老人ホーム等を設置する者に対し、当該施設等の開設準備に必要な職員の給料やベッドや特殊浴槽などの備品購入等に要する経費等について県及び市町村が助成する。国の平成 21 年度補正予算における緊急経済対策事業として始まったものである。

【事業内容】

- ①対象施設（開設前の 6 ヶ月に係る経費）※新規開設または増床に伴うもの
- a. 県直接補助：定員 30 人以上の次の施設
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、ケアハウス（特定施設）、養護老人ホーム
 - b. 市町村事業：定員 29 人以下の次の施設
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、ケアハウス（特定施設）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所
- ②対象経費 ※新規開設または増床に伴うもの
- a. 施設開設準備経費助成特別対策事業（開設前の 6 ヶ月にかかる経費）
 - ア. 開設前の看護・介護職員等を雇い上げる経費
 - イ. 開設のための普及啓発費（地域住民の事業に対する理解を深めるための連絡会等の開催、利用希望者本人や家族への施設概要説明・処遇内容等の紹介）
 - ウ. 職員の募集経費（広報誌発行、説明会開催等の活動費）
 - エ. 開設に当たっての周知・広報経費（パンフレット、ホームページの開設等の PR 費用）
 - オ. 開設準備経費（経営コンサルタントに要する経費）
 - カ. その他開設の準備に必要な経費（備品購入等）
 - b. 定期借地権利用による整備促進特別対策事業 ※監査対象の平成 25 年度は該当なし。
 - ア. 定期借地権設定に際して収受される一時金であって借地代の前払いの性格を有するもの

- I. 各論（結果及び意見）
[5-2] 高齢者支援課（施設整備係）
1. 介護施設開設準備等事業費補助金

③補助限度額

「福岡県介護施設開設準備等特別対策事業費補助金交付要綱」によれば、補助金の算定方法は以下のとおりである。

a. 施設開設準備経費助成特別対策事業

交付基礎単価 600 千円×定員数（※）による額と実支出額とのいずれか低い額

※小規模多機能型居宅介護事業所にあつては宿泊定員数とする。

b. 定期借地権利用による整備促進特別対策事業

当該施設等を整備する用地に係る路線価の 2 分の 1 と実支出額とのいずれか低い額

なお、監査対象年度においては、a の補助単価については、平成 24 年度採択済みは 500 千円、平成 25 年度採択予定は 450 千円へ、交付基礎単価より減額されている。これは、予算総額と申込（協議）総額との兼ね合いより、交付基礎単価 600 千円のままでは基金残額が不足すると見込まれたため減額したものである。

（2）監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

（3）意見

①補助対象について

当該補助金は条件を満たす施設を開設する事業者が対象である。事業者の中には補助金等を受領しなくても、自力で開設・増床等を行うことが可能な事業者もあるのではないかとと思われる。当該補助金は、基金残額が不足しているため、補助単価を平成 24 年度採択済みのものは 500 千円、平成 25 年度採択分は 450 千円へと下げている。

このように一律に減額するのではなく、国の緊急経済対策により始まったという経緯はあるが、事業者の多くは社会福祉法人であり、一部の社会福祉法人に対する財政面での社会的批判も聞かれており、今後、内部留保の取り扱いと補助制度の在り方について、国や他の自治体の動向も踏まえて検討していく必要があると思われる。

- I. 各論（結果及び意見）
[5-2] 高齢者支援課（施設整備係）
1. 介護施設開設準備等事業費補助金

②取引業者について

ある社会福祉法人は備品とシステムの購入に当たり、備品については三業者に、また、システムについては二業者に対して見積もりを取り、いずれも一番低い額の業者を選定している。しかしながら最終的に購入している先は同一であり、また、当該社会福祉法人と何らかの関係が推定される業者であった。

このような事案に対して、法律上の規制は特に設けられていないが、補助金を受領していることや疑惑を招きかねないことを踏まえると、随意契約ではなく、競争入札とするなどの対策を講じることが望まれる。

- I. 各論（結果及び意見）
- [5 - 2] 高齢者支援課（施設整備係）
- 2. 介護基盤緊急整備基金事業費

2. 介護基盤緊急整備基金事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

高齢者が安心して地域で生活できる介護基盤の整備を緊急に行うため、各地域において将来必要となる介護施設等の緊急整備に要する経費について助成する。

【事業内容】

①対象となる事業等

a. 既存施設の sprinkler 等整備事業

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 19 年政令 179 号）の施行により、平成 21 年 4 月から新たに sprinkler 等の設置が義務付けられた既存の施設等のうち、民間事業者が対象施設に sprinkler 等を整備する事業等

b. 介護基盤の緊急整備事業

市町村が住民にとって身近な日常生活圏域を単位として、公的介護施設等の面的な配置構想を基に、平成 25 年度までの 5 年間に実施する基盤整備事業について作成する面的整備計画に基づき、対象施設等について市町村等が整備する事業等

c. 認知症高齢者グループホーム等防災補強改修等支援事業

対象施設について防災対策の観点から実施する耐震改修等の防災補強改修及び老朽化に伴い、利用者等の安全確保等の観点から実施する大規模な修繕等の事業のうち市町村等が実施する事業等

- I. 各論（結果及び意見）
- [5-2] 高齢者支援課（施設整備係）
- 2. 介護基盤緊急整備基金事業費

②補助金の算定方法（要約）

a. 既存施設の sprinkler 等整備事業

対象施設	補助基準単価	単位	対象経費	補助金額
広域型施設 ・ 特別養護老人ホーム ・ 老人保健施設 ・ 養護老人ホーム ・ 老人短期入所施設 ・ 経費老人ホーム 有料老人ホーム	sprinkler 設備 1,000 m ² 以上の平屋建ての場合 17 千円 275 m ² 以上 1,000 m ² 未満の場合 9 千円	対象施設ごと 1 m ² 当たり	県等の整備計画に基づく sprinkler 等整備に必要な工事費等	補助基準単価に単位の数を乗じた額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額
小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症高齢者グループホーム	sprinkler 設備 1,000 m ² 以上の平屋建ての場合 17 千円 1,000 m ² 未満の場合 9 千円	対象施設ごと		
	自動火災報知設備（300 m ² 未満に限る） 1,000 千円 消防機関へ通報する火災報知設備（500 m ² 未満に限る） 300 千円			

- I. 各論（結果及び意見）
 [5-2] 高齢者支援課（施設整備係）
 2. 介護基盤緊急整備基金事業費

b. 介護基盤の緊急整備事業

対象施設	補助基準単価	単位	対象経費	補助金額
地域密着型サービス拠点			面的整備計画に基づく整備に必要な工事費等	補助基準単価に単位の数を乗じた額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額
・小規模多機能型居宅介護事業所	30,000 千円	施設数		
・特別養護老人ホーム	4,000 千円	整備床数		
・ケアハウス	4,000 千円	整備床数		
・認知症高齢者グループホーム	30,000 千円	施設数		
・認知症対応型デイサービスセンター	10,000 千円	施設数		
・夜間対応型訪問介護ステーション	5,000 千円	施設数		
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,000 千円	施設数		
・複合型サービス事業所	20,000 千円	施設数		
老人保健施設	50,000 千円	施設数		
介護予防拠点	7,500 千円	施設数		
地域包括支援センター	1,000 千円	施設数		
生活支援ハウス	30,000 千円	施設数		

c. 認知症高齢者グループホーム等防災補強改修等支援事業

対象施設	補助基準単価	単位	対象経費	補助金額
小規模特別養護老人ホーム (定員 29 人以下)	13,000 千円	施設数	市町村特別対策事業実施計画に基づく施設等の改修に必要な工事費等	補助基準単価に単位の数を乗じた額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額
小規模ケアハウス (定員 29 人以下)				
小規模老人保健施設 (定員 29 人以下)				
認知症高齢者グループホーム	6,500 千円			
小規模多機能型居宅介護事務所				
その他の知事が必要と認めた施設				

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- I. 各論（結果及び意見）
- [5 - 2] 高齢者支援課（施設整備係）
- 2. 介護基盤緊急整備基金事業費

（3）意見

①補助金支給対象施設の財政状況について

介護基盤緊急整備基金事業費は、原資は国庫 100%の福岡県介護基盤緊急整備基金を財源とする介護施設等に対する施設整備補助金である。県においては、補助金の支給に当たり、「福岡県介護基盤緊急整備補助金交付要綱」を策定し、この要綱に基づき補助事業者から提出される申請資料の確認を行っている。当補助金の対象について、対象施設、実施主体、補助基準単価、単位、対象経費、補助金額に関する定めや、暴力団員等を排除する規定はある。しかしながら、一方では、施設運営を主に行っている社会福祉法人が、剰余金を多額に法人内部に内部留保し、社会に還元していないという指摘が全国的な問題として取り上げられている。

国の緊急経済対策により始まったという経緯はあるが、事業者の多くは社会福祉法人であり、一部の社会福祉法人に対する財政面での社会的批判も聞かれており、今後、内部留保の取り扱いと補助制度の在り方について、国や他の自治体の動向も踏まえて検討していく必要があると思われる。

- I. 各論（結果及び意見）
 [5-2] 高齢者支援課（施設整備係）
 3. 高齢者福祉施設等施設整備費補助金

3. 高齢者福祉施設等施設整備費補助金

(1) 事業概要

【事業目的】

「第 6 次福岡県高齢者保健福祉計画」（平成 24 年 3 月策定）に定められた平成 24 年度から平成 26 年度における施設整備計画を達成するため、高齢者福祉施設整備に係る経費の一部を助成する。

【事業内容】

①対象施設

対象施設は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム並びに介護老人保健施設（いずれも定員 30 人以上の施設に限る）であり、対象となる施設整備は創設、増築、移転改築、現地改築、改修、創意工夫ある整備である。

②補助金の算定方法（要約）

対象施設	整備区分	補助基準単価	対象経費	補助金額
養護老人ホーム 特別養護老人ホーム	創設、増築	定員 1 人当たり 3,500 千円	施設整備 に必要な 工事費等	a. 総事業費から当該事業に係る寄附金等収入を控除した額と対象経費の実支出額とを比較して、低い方に 3/4 を乗じた額を算出する。 b. 上記 a. で算出した額と補助基準単価に当該施設の定員数を乗じた額とを比較し、低い方の額を補助額とする。
	移転改築	定員 1 人当たり 3,000 千円		
	現地改築	定員 1 人当たり 3,600 千円		
	改修	定員 1 人当たり 1,500 千円		
	創意工夫ある整備	1 m ² 当たり 120 千円		
軽費老人ホーム	創設、増築	定員 1 人当たり 3,500 千円		
介護老人保健施設	創設	1 施設当たり 25,000 千円		

- I. 各論（結果及び意見）
 [5-2] 高齢者支援課（施設整備係）
 3. 高齢者福祉施設等施設整備費補助金

【福岡県の整備計画】

福岡県高齢者保健福祉計画（第 6 次）における施設整備計画

整備計画数

（単位:床）

種別	整備計画数			
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	計
特別養護老人ホーム	750	490	420	1,660
介護老人保健施設	140	115	80	335
経費老人ホーム	50	0	0	50

【施設整備が入所申込者数へ与える影響】

「第 6 次福岡県高齢者保健福祉計画」（平成 24 年 3 月策定）の計画策定時点における特別養護老人ホームへの入所申込者及び施設整備に伴う特別養護老人ホームの定員数の変化は以下のとおりである。

①計画策定時点における特別養護老人ホーム入所申込者数（平成 22 年 10 月 1 日）

（単位:人）

区分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
入所申込者数	3,063	4,143	5,177	4,882	3,396	20,661
在宅の人	1,328	1,699	1,601	1,131	544	6,303
在宅でない人	1,735	2,444	3,576	3,751	2,852	14,358

②現時点における特別養護老人ホーム入所申込者数（平成 25 年 10 月 1 日）

（単位:人）

区分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
入所申込者数	2,815	3,797	4,487	4,456	2,700	18,255
在宅の人	1,302	1,633	1,608	1,073	499	6,115
在宅でない人	1,513	2,164	2,879	3,383	2,201	12,140

- I. 各論（結果及び意見）
 [5-2] 高齢者支援課（施設整備係）
 3. 高齢者福祉施設等施設整備費補助金

③特別養護老人ホーム整備計画

（地域密着型を含む。）

区分	平成 23 年度末		第 6 次(平成 24～26 年度)整備(床)						平成 27 年 4 月 1 日の 定員数 (予定)(床)
	施設数 (箇所)	定員数 (床)	整備計 画数 A	24 年度 整備数 (床)	25 年度 整備数 (床)	26 年度 整備数 (床)	整備数 B	差引 A-B	
政令市分	120	8,555	1,984	586	1,018	215	1,819	165	10,374
中核市分	15	720	145	145	0	0	145	0	865
県分	143	9,297	1,948	629	576	548	1,753	195	11,050
合計	278	18,572	4,077	1,360	1,594	763	3,717	360	22,289

上記のように、特別養護老人ホームの入所申込者数は減少傾向にある。また、特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）の計画進捗状況については、4,077 床の整備計画数に対して、整備実績数は 3,717 床（計画達成率 91.2%）となっている。

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①社会福祉法人における設計監理委託の特命随意契約について

複数の社会福祉法人への補助金について確認したが、補助の対象となる施設の設計監理委託について、複数業者からの見積書も徴取しておらず、特命随意契約されている事例が見受けられた。そもそも社会福祉法人への補助金の対象となっている設計監理委託において、競争による手続きによらず特命随意契約をしていることに問題がある。

県は、工事契約においては指名競争入札を求めているが、設計監理については指名競争入札を求めていなかった。設計監理の競争入札が実施され難い背景として、新施設の設置計画開始時点から設計事務所が関与することが多く、県への助成を求めた後、そのまま正式な設計事務所として契約することが多いとのことであった。しかしながら、委託契約について競争性を求めず補助金の対象とすることには疑問が持たれるため、今後は、設計監理についても競争入札を要件とすることが望まれる。

- I. 各論（結果及び意見）
[5-2] 高齢者支援課（施設整備係）
3. 高齢者福祉施設等施設整備費補助金

②社会福祉法人における利益相反行為について

利益相反行為について、法的要件は満たしているとは言え、高額な補助金や介護報酬を受け取る社会福祉法人に対する県民の期待を勘案すると、社会福祉法人の理事は高いコンプライアンスの意識が求められる。設計事務所や建設会社等の関係者が理事であれば、建設に関しては、当該理事の意見が最も尊重されることが予想される。形式的に理事会決議に参加しなければ、若しくは、複数の業者から見積もりを取っていれば当該理事が契約を受注しても良いのかどうか、社会的な期待にも配慮したコンプライアンス意識の醸成が望まれる。

最近、高額な内部留保を蓄積している社会福祉法人への社会的批判が高まっている。民間企業、特に上場企業や、公的資金を財源として研究費補助金を受け取る国立大学法人等では、透明性の低い取引は極力行わないような努力を行うことによって株主や国民への説明責任を果たそうとしている。社会福祉法人においても、多額の補助金や介護報酬を受け取る立場として、県民への説明責任を果たす意識の向上が求められている。

ある社会福祉法人への補助金について、当法人は設計事務所の代表取締役が理事となっているが、今回の補助対象となる施設の設計監理を当理事が代表を務める設計事務所が受注している。当該取引は利益相反行為に当たり、社会福祉法人においては、社会福祉法 39 条の 4 に以下の規定がある。

（利益相反行為）

第三十九条の四 社会福祉法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

今回の取引は理事と社会福祉法人との取引であるが、「福岡県高齢者福祉施設等施設整備費補助金交付要綱」においては、特段の規制は設けられていない。しかしながら、利益相反行為が行われる場合には、理事に有利な契約が締結される可能性があるため、慎重な検討が必要である。この点について、当社会福祉法人では、設計監理委託契約に関する理事会による承認決議を実施し、その際には、上記理事が退席したうえで行っている。利益相反行為を承認することは決議されているが、委託費が適正な金額であったかどうかの検証は不十分であり、今後はこのような点も考慮すべきである。

- I. 各論（結果及び意見）
[5 - 2] 高齢者支援課（施設整備係）
4. 介護保険地域支援事業交付金

4. 介護保険地域支援事業交付金

(1) 事業概要

【事業目的】

高齢者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする地域支援事業が円滑に実施されるよう、市町村に対し、交付金を交付する。

【事業内容】

①対象事業の概要

a. 介護予防事業...必須

- ア. 全高齢者を対象とする介護予防事業（一次予防事業）
 - イ. 要支援、要介護になるおそれの高い人を対象とする介護予防事業（二次予防事業）
- ※二次予防事業対象者に加えて要支援までを対象として、「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施することもできる。

b. 包括的支援事業...必須

- ア. 介護予防ケアマネジメント業務
- イ. 総合相談支援業務（高齢者等の相談対応、高齢者の実態把握等）
- ウ. 権利擁護業務（高齢者虐待への対応、成年後見制度の活用促進等）
- エ. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（地域のケアマネージャーのネットワークづくり、支援困難事例に関するケアマネージャーへの助言等）

c. 任意事業...任意

- ※地域支援事業の目的に沿う事業を、地域の実情に応じ、市町村の創意工夫を生かした形態により実施するもの
- ア. 介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業、その他の事業等

②対象事業の区分

「福岡県地域支援事業交付金交付要綱」における対象事業の区分は以下のとおりである。

a. 介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村

- ア. 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに同条第 2 項各号の規定に基づき、平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）別記 1 の第 2 の 1 により市町村が行う事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）
- イ. 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 3 号から第 5 号までの規定に基づき、実施要綱別記 1 の第 2 の 2 により市町村が行う事業（以下「第 1 号包括的支援事業」という。）
- ウ. 介護保険法第 115 条の 45 第 3 項の規定に基づき、実施要綱別記 1 の第 2 の 3 により市町村が行う事業（以下「第 1 号任意事業」という。）

- I. 各論（結果及び意見）
- [5-2] 高齢者支援課（施設整備係）
- 4. 介護保険地域支援事業交付金

b. 介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村

- ア. 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号の規定に基づき、実施要綱別記 2 の第 2 の 1 により市町村が行う事業（以下「介護予防事業」という。）
- イ. 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号から第 5 号までの規定に基づき、実施要綱別記 2 の第 2 の 2 により市町村が行う事業（介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村にあっては、以下「第 2 号包括的支援事業」という。）
- ウ. 介護保険法第 115 条の 45 第 3 項の規定に基づき、実施要綱別記 2 の第 2 の 3 により市町村が行う事業（介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村にあっては、以下「第 2 号任意事業」という。）

③交付額の算定方法（要約）

- a. 以下の表に定める事業ごとに、基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入を控除した額とを比較して、少ない方の額を算定する。
- b. 上記 a.により選定された額に、交付率を乗じて得た合計額を交付額とする。

対象事業	基準額	対象経費	交付率
介護予防・日常生活支援総合事業	介護給付等に要することとなる費用の予想額に 0.02 を乗じた額とする。	事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金等	12.5/100
介護予防事業	政令第 37 条の 13 第 1 項及び第 2 項に規定する給付見込額に 0.02 を乗じた額とする。		
第 1 号包括的支援事業及び第 1 号任意事業	介護給付等に要することとなる費用の予想額に 0.02 を乗じた額とする。ただし、小規模市町村は 300 万円とすることができる。		19.75/100
第 2 号包括的支援事業及び第 2 号支援事業	政令第 37 条の 13 第 1 項及び第 2 項に規定する給付見込額に 0.02 を乗じた額とする。ただし、小規模市町村は 300 万円とすることができる。		

- I. 各論（結果及び意見）
[5-2] 高齢者支援課（施設整備係）
4. 介護保険地域支援事業交付金

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①対象とする事業について

介護保険地域支援事業交付金の対象事業は「福岡県地域支援事業交付金交付要綱」にて介護保険法第 115 条の 45 各項の事業を対象としているが、たとえば、「第 2 号任意事業」とは、「介護保険法第 115 条の 45 第 3 項の規定に基づき、実施要綱別記 2 の第 2 の 3 により市町村が行う事業」とされている。この介護保険法第 115 条の 45 第 3 項とは、「市町村は、第一項各号及び前項各号に掲げる事業のほか、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 介護給付等に要する費用の適正化のための事業
- 二 介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業
- 三 その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業

とあり、趣旨に合致した事業であれば、ある程度の幅で企画することができる。

特に任意事業は、市町村が独自性を発揮できる事業であり、市町村の創意工夫により取り組むことが可能な事業であるが、県としても事業内容を精査し、福岡県全体で高齢者向け施策を推進するために、たとえば、市町村独自に実施している上記の施策と県が実施する施策を整理した「市町村別事業マップ」を整備することにより、事業の実施主体を問わず、地域別にどのような事業をどの団体（自治体、外郭団体、民間事業者等）が実施しているかを明示すれば理解が容易になるものと思われる。

また、「市町村別事業マップ」により、市町村が先進的な取り組みなどを参考にすることができることや、類似事業で集約した事例など改善の検討ができるよう、市町村への情報提供が必要と思われる。

- I. 各論（結果及び意見）
- [5-2] 高齢者支援課（施設整備係）
- 5. 地域支え合い体制づくり事業

5. 地域支え合い体制づくり事業

(1) 事業概要

【事業目的】

自治体、住民組織、NPO、社会福祉法人、福祉サービス事業者等との協働（新しい公共）により、地域資源を活用したネットワークの整備、見守り活動チーム等の人材育成などを支援することにより、日常的な支え合い活動の体制づくりの推進を図る。

【事業内容】

①補助金の交付

福岡県介護基盤緊急整備基金を活用することにより、高齢者、障害者等の社会的弱者（以下「高齢者等」という。）が安心して地域で生活できるよう、日常的な支え合い活動の体制づくりを推進するとともに、東日本大震災で被災した高齢者等に対する生活支援等を進めるため、福岡県高齢者等地域支え合い体制づくり事業補助金を予算の範囲内（平成 25 年度は 46,480 千円）において交付する。

②交付の対象事業

交付の対象となる事業は、平成 23 年 4 月 1 日以降に開始した次に掲げる事業とする。

a. 地域の支え合い活動の立ち上げ支援事業

地域の市民活動として高齢者や障害者等への福祉サービスを提供する活動を支援するため、自治体等既存組織による新たな取り組み及び NPO 法人等への設立準備や事務所の立ち上げ時に必要となる初年度経費に対して補助する事業であって次に掲げるもの。

- ア. 先駆的・パイロット的な事業の立ち上げ支援
- イ. 支援が必要な者とそのニーズ情報を基にした台帳の整備
- ウ. 徘徊・見守り SOS ネットワークの構築
- エ. 地域包括ケアのための連携体制の構築支援
- オ. 介護支援ボランティア等の新たな仕組みの導入支援
- カ. その他地域支え合い体制の構築に資する取り組みの支援

b. 地域活動の拠点整備事業

高齢者等を支える地域活動又は組織の拠点となる施設等の整備に必要な初年度の建物の改修費又は備品の購入費に対して補助する事業であって次に掲げるもの。

- ア. 訪問介護と訪問看護等の情報共有のためのネットワークやシステムの整備
- イ. 地域包括支援センターのサブセンター又はランチの整備
- ウ. 地域活動を行う拠点の整備（高齢者の生きがいつくり等）

- I. 各論（結果及び意見）
 [5-2] 高齢者支援課（施設整備係）
 5. 地域支え合い体制づくり事業

- エ. 家族介護者のネットワークづくりの支援
 オ. 地域資源の連携に資する協議会の設置など協働体制の構築支援
 カ. その他地域支え合い活動の拠点となる組織・施設の整備

c. 人材育成事業

地域における日常的な支え合い活動を担う人材の育成に必要となる経費に対して補助する事業であって次に掲げるもの。

- ア. 見守り活動チームの育成
 イ. 潜在的ホームヘルパー等に対する再研修
 ウ. 生活・介護支援サポーターの養成
 エ. その他地域支え合い体制の構築に資する人材の育成

d. 東日本大震災による被災者生活支援に係る事業

東日本大震災の被災地の救援及び復興段階における避難所、仮設住宅、避難先の住宅等」の高齢者等に対する相談、介護、生活支援等の提供体制の構築に必要となる経費であって次に掲げるもの。

- ア. 仮設住宅等における専門職種による相談・生活支援
 イ. 仮設住宅等における介護・福祉サービス等の拠点づくり
 ウ. その他、特に被災地の高齢者等の生活の復興に資すると認められる事業

③交付の補助限度額及び対象経費

区分	補助限度額	対象経費	補助金額
a. 地域の支え合い活動の立ち上げ支援事業	ア. 1事業当たり 3,500 千円 イ～オ. 1事業当たり 5,000 千円 カ. 知事が認めた金額	事業の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	i. 対象経費の実支出額と総事業費からその他の収入額（寄付金収入額を除く）を控除した額とを比較して、少ない方の額を選定する。 ii. iにより選定した額と補助限度額又は知事が認めた額を比較して、いずれか少ない方の額を補助額とする。
b. 地域活動の拠点整備事業	ア.ウ～カ. 1事業当たり 1,000 千円 イ. 1事業当たり 2,000 千円		
c. 人材育成事業	知事が認めた金額		
d. 東日本大震災による被災者生活支援に係る事業	知事が認めた金額		

- I. 各論（結果及び意見）
[5-2] 高齢者支援課（施設整備係）
5. 地域支え合い体制づくり事業

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①事業実績の検証について

ある自治体から申請のあった事業は事業費 2,297,404 円であり、これに対して 2,292,000 円の補助金を交付している。補助対象事業は 6 件に区分され、地域支え合い見守り事業及び生きがい活動地域交流事業（小学校区別）5 件である。地域支え合い見守り事業は、高齢化対策としての見守り協力体制の必要性を理解してもらうため、見守り協力員候補生向け研修会 4 回及び住民対象講演会 1 回を開催した。そのための経費として 655,889 円を補助申請しているが、経費内訳のうち 421,759 円が備品購入費であり、ノートパソコン等を購入している。

研修会は必ずしもスクリーンとプロジェクターがなければ実施できないものではない。また、年間 5 回しか開催しない研修会のためにノートパソコンを購入することについて経済的な観点からの検討が必要である。たとえば、当該自治体が所有するノートパソコンを一時貸与する等の対応ができなかったのか等の検討を行ったうえで実施すべきと思われる。

同様に、5 件の小学校区別の生きがい活動地域交流事業においても、事業内容は、拠点とする施設（ふれあいサロンなど）に平常時・災害時の地域拠点として地域住民がより有効利用できるよう、医療機器及び情報伝達機器等の整備を実施するとあるが、各小学校区ともノートパソコンを購入している。5 件の事業の各事業費は 315,997 円から 377,527 円であるが、それぞれにノートパソコン 118,125 円が計上されている。

他の市町村の事業においてもパソコンの購入は見受けられるが、パソコン以外にも各種購入品目があり、事業規模がそれなりに大きいか、または頻繁に実施されている印象を受ける。しかしながら、当該自治体の補助金実績報告では、事業内容の記載は、「医療機器及び情報伝達機器等の整備を実施」、「各自治会長に施設整備内容及び機器等の管理や利用について説明を行う」、「今後、地域交流拠点として地域の交流活動などでの利用についても検討していただくよう協議を行う」としかなく、パソコンを活用した活動内容やその実施頻度は確認できなかった。

当報告は、当事業目的のため当年度に有効活用され、また来年度以降も活用されるであ

I. 各論（結果及び意見）
[5-2] 高齢者支援課（施設整備係）
5. 地域支え合い体制づくり事業

ろうとの心証が得られるだけの資料ではなかった。活動を促進するための周辺機器購入は認められるとしても、活用状況の適切な確認が必要である。

以上より、補助事業の実績報告の検証に当たっては、補助により購入した備品等が有効に活用されていることを確かめる必要があると思われる。たとえば、ただ備品を購入したことを確認するだけでなく、当該備品の利用頻度や当年度購入する緊急性などの観点から、実績報告書の詳細を確認し、また事業の有効性や効率性について市町村へ問い合わせる必要があると思われる。

- I. 各論（結果及び意見）
[5-2] 高齢者支援課（施設整備係）
6. 高齢者等在宅生活支援事業（福岡住みよか事業）

6. 高齢者等在宅生活支援事業（福岡住みよか事業）

（1）事業概要

【事業目的】

在宅の要介護高齢者もしくは障害者またはこれと同居する世帯に対し、高齢者または障害者に配慮した住宅を改造するための資金を助成することにより、要介護高齢者または障害者の家庭での自立を促進し、介護者の身体的、精神的負担の軽減を図り、もって在宅福祉の推進に資することを目的とする。

【事業内容】

①実施主体

市町村（政令市を除く）

②助成対象者

次の基準に基づき市町村が行う住宅改装助成事業を交付の対象とする。

- a. 福岡県内に住所を有する者
- b. 次に掲げるいずれかに該当する者またはこれらと同居し、もしくは同居しようとする者
 - ア. 介護保険要介護認定において要支援及び要介護 1 から 5 と判定された者
 - イ. 身体障害者（身体障害者手帳の 1 級または 2 級に該当する者及びそれ以外のもので補装具として車いす等の交付を受けており、市町村長が特に必要と認めた者）
 - ウ. 知的障害者（療育手帳の交付を受け、障害の程度欄に「A」と表示させた者及び療育手帳の交付を受けていない者で、児童相談所等の判定または診断により知能指数 35 以下と認められる者）
 - エ. 重複障害者（児童相談所等の判定または診断により知能指数 50 以下と認められ、かつ身体障害者手帳の 3 級に該当する者）
- c. 当該世帯生計中心者の住民税及び前年度所得税課税年額が非課税の世帯に属する者

③助成対象工事

事業の対象となる住宅改造は、玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面台、台所等住宅の高齢者等が利用する部分に関するもので、当該高齢者の自立を促進し、日常生活の利便を図り、もしくは介護者の負担が軽減される改造とする。

④補助金額

1 件当たり 300,000 円以内

（※市町村で補助した経費（1 件当たり 300,000 円以内）の 1 / 2 を補助する。）

- I. 各論（結果及び意見）
[5-2] 高齢者支援課（施設整備係）
6. 高齢者等在宅生活支援事業（福岡住みよか事業）

（2）監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

（3）意見

①事業の有効性について

建築都市部住宅計画課がバリアフリーアドバイザー事業を実施し、高齢者向けにバリアフリー改修に関する支援をしているが、バリアフリーアドバイザーの派遣実績は、年間わずか 20 件である。

当事業を担当する高齢者支援課に対して、建築都市部住宅計画課が行っているバリアフリーアドバイザー事業との連携の必要性について質問したところ、近年すみよか事業ではアドバイザーを派遣する規模の工事はなかったのではないかとのことであった。現在のまま推移するのであれば、窓口を一本化した方が効率的である。また、連携不足により当事業の周知活動が足りないのであれば、バリアフリーアドバイザー派遣事業と当事業（バリアフリー工事補助）とを連携するべきである。

- I. 各論（結果及び意見）
 [5-3] 高齢者支援課（施設運営係）
 1. 身体拘束廃止推進事業

[5-3] 高齢者支援課（施設運営係）

1. 身体拘束廃止推進事業

(1) 事業概要

当事業は、介護施設従事者に対する研修を実施し、身体拘束の廃止に向けた取り組みなど介護現場での高齢者の権利擁護のための取り組みを支援する事業である。

厚生労働省「認知症対策等総合支援事業の実施について」を受けて実施している研修業務である。

「認知症対策等総合支援事業」を構成する 10 の事業のうち「高齢者権利擁護等推進事業」に該当し、事業費の 1/2 は国庫補助を受けることができる。

【事業内容】

研修名称	身体拘束廃止推進員養成研修	身体拘束廃止看護職員養成研修
目的	身体拘束廃止に関する実践的手法を習得し、現場レベルで身体拘束廃止の取り組みを行い、高齢者権利擁護を推進することのできる人材を養成すること。	医療的な観点から、身体拘束廃止の取り組みを行うための、実践的な知識・技術及び高齢者の権利擁護のための知識・手法を習得すること。
受講対象者	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等の施設長、介護主任等で、身体拘束廃止の取り組みを指導的立場から推進することができる者。	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等、の看護職員で、実際に各自現場で身体拘束廃止を推進することができる者。
定員	300 人	200 人
受講料	6,000 円	6,000 円
平成 25 年度修了者数	250 人	172 人

【実施方法】 委託（福岡県社会福祉協議会）

- I. 各論（結果及び意見）
 [5-3] 高齢者支援課（施設運営係）
 1. 身体拘束廃止推進事業

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①事業に伴う収入の取り決めについて

当事業は、委託料のほかに、参加者 1 人当たり 6,000 円の参加者収入がある。
 しかしながら、契約書、仕様書等において参加者収入の取り扱いが触れられていない。
 事業に伴う収入についても約定する必要がある。

なお、平成 26 年度契約では仕様書で参加者収入について明記しており、解決済みであることを申し添える。

②事業実績報告における決算について

当事業は、委託料のほかに、参加者 1 人当たり 6,000 円の参加者収入がある。
 委託先である、福岡県社会福祉協議会の決算書には、同事業の収入として委託料及び受講料収入が記載されている。

しかしながら、事業実績報告書における、当事業の決算書では、受講料収入が記載されておらず、委託料のみが収入として計上され、支出は収入と一致するよう記載されている。

このため、委託先団体の決算書と実績報告書の決算書の数値に不整合が生じている。具体的に状況を示すと以下のとおりである。

		委託団体決算	事業実績報告
収入	受託金収入	751,861 円	751,861 円
	参加者収入	2,658,000 円	—
	計	3,409,861 円	751,861 円
支出	諸謝金	517,800 円	517,800 円
	旅費	54,070 円	54,070 円
	事務諸費	—	179,991 円
	上記以外	2,898,361	—
	計	3,470,231 円	751,861 円

- I. 各論（結果及び意見）
- [5-3] 高齢者支援課（施設運営係）
- 1. 身体拘束廃止推進事業

この事業実績報告の記載方法は、支払われた委託料がどのように使われているかを示すものであるため、問題ないとする意見もあり得る。

しかしながら、当該報告では、記載されている事務所費 179,991 円は収入と支出とが一致するように逆算された数値である。この報告書から把握できることは、委託料がすべて使われ、そのうち諸謝金と旅費にいくら要したかということだけであり、事業規模やコストの発生状況に係る検証を困難にしている。

県においては、事業に係るすべての収益、費用について、実績報告で記載を求めることの検討が必要であると思われる。

- I. 各論（結果及び意見）
 [5-3] 高齢者支援課（施設運営係）
 2. 介護職員喀痰吸引等研修

2. 介護職員喀痰吸引等研修

(1) 事業概要

当事業は、社会福祉士及び介護福祉法の改正により平成 24 年度から県が実施している研修事業である。

国において、セーフティネット支援対策等事業における、地域福祉増進事業の地域福祉基盤整備事業として位置づけられ、都道府県が実施主体として定められている。

当該事業実施に必要な経費の 1/2 は、国庫補助を受けている。

【喀痰吸引を実施できる者】

- ①平成 27 年度以降の介護福祉士国家試験に合格し、実地研修を修了した者
- ②都道府県知事が行う「喀痰吸引等研修」を修了し、都道府県知事の認定を受けた者
- ③登録研修機関が行う「喀痰吸引等研修」を修了し、都道府県知事の認定を受けた者
- ④経過措置に該当するとして、都道府県知事の認定を受けた者

【研修の種類】

種類	名称	内容
介護職員等を対象とした研修	第 1 号研修	「基本研修」：講義とシミュレーターを用いた演習 「実地研修」：実際に現場において、特定行為を必要としている者に対してその行為を行う。 第 1 号、2 号、3 号の順に、実施可能な行為内容、実施可能な者の範囲が狭くなる。
	第 2 号研修	
	第 3 号研修	
医師、保健師、助産師及び看護師を対象とした研修	伝達講習	講義とシミュレーターを用いた演習 第 1 号研修又は第 2 号研修の実地研修等の講師、第 1 号研修又は第 2 号研修を行う登録研修機関の講師になることができるようにするもの。
	指導者養成研修	DVD による学習 第 3 号研修の実地研修等の講師、第 3 号研修を行う登録研修機関の講師になることができるようにするもの。

【実施方法】 委託

- I. 各論（結果及び意見）
- [5-3] 高齢者支援課（施設運営係）
2. 介護職員喀痰吸引等研修

（2）監査の結果

監査を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

①委託先の選定について

当事業の委託先選定については、単独見積りにより選定し、特命随意契約としている。

単独見積りとした理由は以下のとおりである。

- a. 平成 24 年度事業実施において、実地研修先を確保することができなかった受講者が発生。そのため、平成 25 年度事業で、該当者の実地研修が必要。平成 24 年度の研修履修状況を管理している同社でなければ、実施できない。
- b. 事業実施には多数の実地研修先確保と調整が必要。実地研修先の確保ができるのは、平成 24 年度事業において実地研修先を調整した実績のある同社のみである。

上記の理由について、a については、研修履修状況の引き継ぎを適切に行うことにより、同社でなければできないというものではない。b については、前年度事業の実績があるといっても、実施可能な団体が同社だけであると断定することはできない。

県においては、安易に過年度実績に基づき単独見積りとする事なく、委託先を選定すべきである。

なお、平成 26 年度は複数社から見積書を徴取し委託先を選定しており、上記の事項は改善されていることを申し添える。

- I. 各論（結果及び意見）
 [5-3] 高齢者支援課（施設運営係）
 3. 福岡県軽費老人ホーム事務費補助金

3. 福岡県軽費老人ホーム事務費補助金

(1) 事業概要

【補助金の概要】

①事業の目的

軽費老人ホームは、60 歳以上で、家庭環境や住宅事情等の理由により住宅において生活することが困難な老人を低額な料金で入所させ、日常生活に必要な便宜を供与し、もって老人が健康で明るい生活を送れることを目的とする施設である。福岡県軽費老人ホーム事務費補助金は軽費老人ホームの利用者の負担を軽減するため、事務費の一部を減免した施設を運用する施設に対して、当該減免した額に民間施設給与等改善費を合算した額の範囲内で補助金を交付するものである。

②事務費の範囲

補助金の交付の対象となる事務費は、職員の俸給、その他の諸手当、旅費、庁費、被服費、修繕費、嘱託医手当、社会保険事業主負担金及び利用者保健衛生費に充当する経費である。

③予算・実績比較

a. 過年度の予算と交付決定額の状況

年度	施設種類	施設数 (件)	定員 (人)	予算額 (千円)	交付決定 額 (千円)	(予算)- (決定額) (千円)
平成 23 年度	軽費老人ホーム (旧 A 型)	15	830	977,497	969,943	7,554
	ケアハウス	52	2,079	1,186,705	1,202,890	-16,185
平成 24 年度	軽費老人ホーム (旧 A 型)	15	830	970,014	953,385	16,629
	ケアハウス	54	2,128	1,210,895	1,219,698	-8,803
平成 25 年度	軽費老人ホーム (旧 A 型)	15	830	973,204	953,221	19,983
	ケアハウス	54	2,128	1,271,525	1,212,559	58,966

*平成 25 年度の予算と決定額との差額は、当初予定されていた 1 施設の開業が翌年度にずれ込んだことによるもの。

- b. 各年度終了後に、各施設の事業実績報告を行い補助金支出額と実績との比較を行い、補助金の過大支給であった場合には、当該過大額の返還を求めている。

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- I. 各論（結果及び意見）
[5-3] 高齢者支援課（施設運営係）
4. 介護職員等技能向上支援事業

4. 介護職員等技能向上支援事業

(1) 事業概要

【事業目的】

県内の介護保険施設、介護保険サービス事業所等が、その介護職員等の資質向上や資格取得のため、当該介護職員等に研修を受講させる場合に、当該介護職員等の代替職員として、介護関係の資格等を有する離職者等を派遣することにより、介護施設・事業所等に従事する介護職員等の資質向上及び資格取得、離職者等の雇用の創出を図ることを目的とする。

【代替職員の派遣の対象となる介護施設・事業所等】

県内に所在し、介護保険法に規定する介護施設・事業所等であって、職員の配置が当該介護施設・事業所等の基準を満たしているもの。

【代替職員の派遣対象となる研修等】

介護職員実務研修、介護職員初任者研修、喀痰吸引等研修、その他知事が認める研修

【代替職員の対象者】

労働の意思・能力を有し、求職活動を行っているにも関わらず、職業に就くことができない離職者等で、知事が定める社会福祉士等の資格を有する者。

【代替職員を派遣できる日数及び期間】

- ① 介護職員等が対象研修に参加する期間が含まれているもの。
- ② 「代替職員を派遣できる日数」＝「研修時間×2÷8（時間）」（上限 20 日）
- ③ 1 月当たりの派遣日数は 10 日（80 時間）以上

【実施方法】 委託

- I. 各論（結果及び意見）
 [5-3] 高齢者支援課（施設運営係）
 4. 介護職員等技能向上支援事業

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①事業実績について

当事業の委託契約書における、「雇用就業者等の予定」の項目において、「業務に従事する予定の全労働者数 154 人（延べ 3,080 人日）」と記載されている。

同事業の実績は、派遣日数 1,379 人日であり、計画に対し大幅に未達である。

	計画	実績	達成状況
派遣日数	3,080 人日	1,379 人日	▲1,701 人日 (▲44.8%)
委託料総額 (A)	42,972,140 円	25,525,882 円	▲17 百万円 (▲59.4%)
派遣労働者を雇用するための人件費 (B)	28,140,891 円	12,767,815 円	▲15 百万円 (▲54.6%)
人件費割合 (B÷A)	65.5%	50.0%	▲15.5%
派遣日数当たり委託料	13,951 円	18,510 円	+4,559 円 (+32%)

当委託契約の委託料は、派遣日数により増減するが、管理コストとして固定的に発生する費用もある。

25 百万円の委託料のうち、派遣日数により変動する「派遣労働者を雇用するための人件費」は 12 百万円で、残りは事業の運営にかかる人件費や求人費等で、固定費である。そのため、派遣日数が少なくなれば、それだけ非効率な事業運営となる。

当委託事業は国の緊急雇用創出基金事業として位置づけられており、人件費割合が事業費の 50%以上という要件が課せられているが、その要件をぎりぎり満たした状態である。

県では、派遣者数が達成できなかった理由として、利用者のニーズが反映された制度設計となっていなかったと把握している。

一義的には、緊急雇用対策を目的としたものであったとしても、効率的に実施することが求められる。利用者のニーズを把握したうえで事業を開始する必要がある。

この点に関して、派遣者、施設側のいずれに対してもアンケート調査は行われてない。制度を利用して便益を受けることができる施設からは、回答を得られやすいはずであるから、アンケート調査の実施により、より効果的な運営ができるものと思われる。

I. 各論（結果及び意見）
 [5-4] 高齢者支援課（監査指導係）
 1. 社会福祉法人指導監督事務費

[5-4] 高齢者支援課（監査指導係）

1. 社会福祉法人指導監督事務費

(1) 事業概要

【福岡県における社会福祉法人等の指導監督】

社会福祉法に定める社会福祉法人及び社会福祉施設が、法令、通達及び定款を遵守し、適正な事業を実施しているか否かを個別に明らかにし、必要に応じて是正改善状況を報告させるとともに、事後指導など継続的な指導を行うことにより、社会福祉事業の適正な運営の確保に努めている。

また、社会福祉法人及び社会福祉施設において、不祥事が発生した場合、または、発生するおそれがある場合に、特別監査を実施している。

平成 25 年度における監査状況は、次のとおりである。

法人監査 78 法人中 20 法人実施
 施設監査 239 施設中 65 施設実施

【包括外部監査の対象】

今回の包括外部監査においては、高齢者向け施策をテーマに選定したため、高齢者向けの施設及び施設運営を行う法人を所管している高齢者支援課を監査の対象とし、その他の部署が所管する施設及び法人は監査の対象外としている。

【福岡県における指導監査の実施状況】

最近の指導監査の実施状況は以下のとおりである。

①法人に対する指導監査の実施状況

区分	平成 23 年度 結果	平成 24 年度 結果	平成 25 年度 結果
監査予定法人	86	98	37
(実施結果)			
実施	51	87	20
未実施	35	11	17

※ 監査予定法人とは、各年度にて指導監査の実施を計画していた法人である。平成 25 年度の結果を見ると、計画では 37 法人の指導監査を予定していたが、結果としては 20 法人（54%）を実施し、17 法人（46%）は実施しなかった。

I. 各論（結果及び意見）
 [5-4] 高齢者支援課（監査指導係）
 1. 社会福祉法人指導監督事務費

②指導監査対象法人数

区分	平成 23 年度 結果	平成 24 年度 結果	平成 25 年度 結果
高齢者支援課監査対象法人	157	159	80
市監査対象法人	0	0	81
合計	157	159	161

※ 平成 25 年度より、県の所管する法人の一部が一般市の所管へ移管されている。そのため、市の監査対象法人が増加している。なお、県から市へ今回移管されたのは法人に対する指導監査のみであり、移管された法人が運営する施設については、引き続き県が指導監査を実施している。

③施設に対する指導監査の実施状況

区分	平成 23 年度 結果	平成 24 年度 結果	平成 25 年度 結果
監査予定施設	131	108	124
実施	83	80	65
未実施	48	28	59

【指導監査における指摘・指導事項】

指導監査を実施した結果として文書により指摘・指導した事項は以下のとおりである。

平成 24 年度に比較して平成 25 年度は指導監査対象法人数が減少したため、文書指摘・指導を行った法人数も減少している。指摘が最も多いのは「Ⅲ 管理 3 会計管理の状況」であり、無駄な支出やずさんな資金管理へと直結する項目に関する指摘が最も多い状況にある。

項目	平成 24 年度	平成 25 年度
所管法人数	158	80
指導監査実施法人数	87	20
文書指摘を行った法人数	86	18
I 組織運営	66	10
1 定款変更等の状況	23	2
(1) 定款の不備または実態と乖離	18	1
(2) 定款変更の申請または届出の遅延	3	1
(3) その他(登記を要する事項の未登記または登記の不備)	4	0
2 役員の構成等の状況	40	6
(1) 役員(理事・監事)構成の状況	37	5

I. 各論（結果及び意見）
 [5-4] 高齢者支援課（監査指導係）
 1. 社会福祉法人指導監督事務費

項目	平成 24 年度	平成 25 年度
ア 役員(理事・監事)の欠員補充の遅延	0	1
イ 役員の構成が不適切	8	1
ウ 役員の選任及び手続が不適切	16	3
エ 代表権を有する者の未登記	4	0
オ 理事長の職務代理者が未指名	8	0
カ 役員報酬等の不適正な支給	6	2
(2) 評議員の構成等の状況	15	3
ア 評議員の欠員補充の遅延	2	0
イ 評議員の構成が不適切	7	1
ウ 評議員の選任及び手続が不適切	6	2
エ 評議員報酬等の不適正な支給	0	0
3 理事会の状況	37	2
(1) 理事会の開催要件の不備	0	0
(2) 理事会の開催が低調または形骸化	0	0
(3) 理事会の要議決事項にかかる審議が未実施	11	1
(4) 理事会で特定の理事が欠席または書面表決の継続	5	1
(5) 理事会の議事録の記録及び保存が不適切	15	0
(6) 日常軽易な業務の理事長専決事項の不備	10	0
(7) その他(理事会で特定の監事が欠席の継続)	2	0
4 評議員会の状況	7	2
(1) 評議員会の未設置	0	0
(2) 評議員会の開催要件の不備	0	0
(3) 評議員会の開催が低調または形骸化	0	0
(4) 評議員会の要議決事項にかかる審議が未実施	4	0
(5) 評議員会で特定の評議員が欠席	2	2
(6) 評議員会の議事録の記録及び保存が不適切	1	0
(7) その他(評議員会で特定の監事が欠席の継続)	1	0
5 監事監査の状況	8	1
(1) 監事監査が形式的または遅延	0	0
(2) 監査報告書の作成及び保存が不適切	0	0
(3) その他(監事監査規程の未整備又は実態との遊離)	8	1
II 事業	1	0
1 社会福祉事業の実施状況	0	0
(1) 定款上の事業と実際に行われている事業が不一致	0	0

I. 各論（結果及び意見）
 [5-4] 高齢者支援課（監査指導係）
 1. 社会福祉法人指導監督事務費

項目	平成 24 年度	平成 25 年度
(2) 社会福祉事業が主たる地位を占めていない	0	0
(3) 社会福祉事業収入の運用方法が不適切	0	0
2 公益事業の実施状況	1	0
(1) 公益事業の内容が不適切	0	0
(2) 公益事業に係る会計処理が不適切	0	0
(3) その他(収益事業の未登記)	1	0
3 収益事業の実施状況	1	0
(1) 収益事業の内容が不適切	0	0
(2) 収益事業に係る会計処理が不適切	0	0
(3) その他(公益事業の未登記)	1	0
III 管理	80	18
1 人事管理の状況	3	0
(1) 施設長任免が不適切	1	0
(2) その他(各職種の職員の任免が不適切)	2	0
2 資産管理の状況	13	3
(1) 基本財産の管理が不十分	2	1
(2) 運用財産等の管理が不十分	2	0
(3) 株式等による運用財産の管理運用が不適切	1	1
(4) 借地等に係る利用権の未設定または未登記	6	0
(5) 総資産額等が未登記または遅延	2	1
3 会計管理の状況	78	17
(1) 経理規程の未整備または実態との遊離	21	0
(2) 会計責任者と出納職員未配置または兼務	1	0
(3) 経理事務処理が不十分	37	7
(4) 資金計画、借入金の償還が不適切	3	0
(5) 決算関係書類が不適切	18	4
(6) 諸帳簿の整備が不十分	1	3
(7) 寄付金の取扱いが不適切	10	0
(8) 入所者預り金の取扱いが不適切	34	8
(9) その他(会計に関する諸規定の未整備または実態との遊離)	21	8
(10) その他(契約事務が不適切)	46	13
(11) その他(予算の編成が不十分)	0	3
4 その他	39	11
(1) 法人の業務、財務等の情報開示が不十分	0	0

I. 各論（結果及び意見）
 [5-4] 高齢者支援課（監査指導係）
 1. 社会福祉法人指導監督事務費

項目	平成 24 年度	平成 25 年度
(2) 苦情解決の仕組みの未整備または不十分	14	0
(3) 防災対策の取組みが不十分	32	11
(4) その他(前回指導事項等の改善が不十分)	4	1
消防 1 訓練等の不備	4	3
2 設備等の不備	0	3
3 防災計画等の不備	0	8
4 職員等に関する不備	1	0

※同一法人に対して複数の指摘を行った場合は 1 法人として集計するため、小項目の指摘事項数の合計数値と大項目の法人数とは必ずしも一致しない。

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①指導監査対象法人及び施設の選定について

県における社会福祉法人の指導監査は「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」(厚生労働省通知)によっているとのことであったが、当通知どおりには指導監査が実施されていない。「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」2 指導監査の実施等(3)によると、指導監査は一般監査と特別監査とし、一定の条件を満たすことを条件に、一般監査は 2 年に 1 回とすることとあるが、平成 24 年度及び平成 25 年度の 2 年間に亘り指導監査を実施していない法人が 28 法人、87 施設あった。これは、特別監査の実施や改善指導に時間を要したため、当通知どおりには指導監査が実施できなかったとのことであった。

- I. 各論（結果及び意見）
 [5-4] 高齢者支援課（監査指導係）
 1. 社会福祉法人指導監督事務費

【社会福祉法人指導監査要綱の制定について】

2. 指導監査の実施等

- (3) 指導監査は、一般監査と特別監査とする。一般監査については、実地において行うものとし、以下のいずれも満たす法人については、一般監査を 2 年に 1 回とすること。
- ア 法人本部の運営について法及び関係法令・通知（法人に係るものに限る）に照らし、特に大きな問題が認められない。
- イ 当該法人が経営する施設など社会福祉事業等について、施設基準・運営費や報酬の請求等に特に大きな問題が認められない。
- (4) さらに、(3)のア、イに関して問題が認められない法人が外部監査を活用した場合において、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていると所轄庁が判断するとき、又は、当該法人において苦情解決への取組が適切に行われており、かつ、以下のいずれかの内容に積極的に取り組むことにより、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めていると所轄庁が判断するときにおいては、一般監査を 4 年に 1 回として差し支えないこと。
- ア 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めている。ただし、一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合は、法人全体の受審状況を勘案して所轄庁が認めるものに限る。なお、ISO9001 の認証取得施設を有する法人についても、これと同様に取扱いして差し支えない。
- イ 地域社会に開かれた事業運営が行われている。（福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われている）
- ウ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいる。
- (5) 法人の運営等に問題が発生した場合、又は通報、現況報告書の確認の結果等でそのおそれがあると認められる場合は、(3)及び(4)の取扱いによらず随時指導監査を実施すること。
- (6) 新たに設立された法人については、設立年度又は次年度の早期に指導監査を実施すること。なお、この場合、施設整備を伴うものについては、施設整備担当部局と十分な連携の上実施すること。
- (7) 特別監査については実地において行うものとし、運営等に重大な問題を有する法人を主な対象として随時実施すること。指導監査によって重大な問題が認められた法人並びに不祥事の発生した法人に対しては、改善が図られるまで重点的かつ継続的に指導監査を実施すること。

上記の「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」に従って、県における社会福祉法人の指導監査のうち、一般監査は 2 年に 1 回実施すべきである。

I. 各論（結果及び意見）
[5-4] 高齢者支援課（監査指導係）
1. 社会福祉法人指導監督事務費

また、「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」2.指導監査の実施等(4)によると、(3)の一定条件をクリアし、かつ、外部監査等活用した場合で、さらなる条件を満たせば一般監査を4年に1回として差し支えないこととある。この要件を満たした先があるか否かは不明である。仮に、県職員の人員的な制約があるのであれば、対象となる社会福祉法人が「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」2.指導監査の実施等(4)の基準を満たすよう、外部監査の活用、福祉サービス第三者評価事業の受審及び公表、地域社会へ開かれた事業運営の実施、地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動への取り組みを推奨すべきであると思われる。

②現況報告書について

県は、社会福祉法第59条第1項の規定に基づき、現況報告書として、以下の書類の提出を各社会福祉法人へ求めている。

提出書類:社会福祉法人現況報告書、事業報告書、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書、監事監査報告書

まず、提出された書類を見ると、決算書そのものを提出している法人もあれば、所定の様式で提出している法人もある。たとえば、ある法人は財務諸表等のみ提出し、様式への記載はしていない。しかも、事業活動計算書は提出していない。

なお、現況報告書に記載の監事の情報を見ると、財務諸表等の監査が1日足らず、わずかに数時間しか実施されていないなど監査が形骸化しているケースも見られたため、監事監査の実効性については留意が必要である。

次に、現況報告書として入手した財務諸表より何を検討しているのか明確ではない。たとえば、記入様式には減価償却累計額などの注記欄がない。減価償却累計額の注記がなければ、施設の老朽化の程度や、内部留保資金として将来の設備更新のために必要な資金も把握できないため、注記の記載を求めることが望ましい。

現況報告書として入手した財務諸表について、全会計単位の合計財務諸表を提出している法人もあれば、会計単位別の財務諸表しか提出していない法人もある。一部の財務諸表のみに合計があり、一部は会計別である法人もある。たとえば、貸借対照表の法人合計を把握するためには、各会計の貸借対照表を別途集計する必要のある法人があった。統一書式として県の様式が用意されているが、当該様式にも会計単位別だけあって合計がない法人がある。このような不統一な書類提出の下で、いかなる財務分析が行われたのか疑問に

- I. 各論（結果及び意見）
 [5-4] 高齢者支援課（監査指導係）
 1. 社会福祉法人指導監督事務費

感じるが、少なくとも提出書類については統一すべきである。なお、平成 26 年度から、国において現況報告書の様式が統一され、公表することとなっている。

③貸付金について

平成 24 年度の貸借対照表上において、高額な貸付金残高を計上している法人がある。

<高額貸付先>

法人名	長期貸付金残高	備考
A 法人	96 百万円	長期貸付金回収収入は 40 千円しかなく、貸付金が延滞している。
B 法人	156 百万円	平成 24 年度及び 25 年度ともに同額のまま残っている。

補助金や介護保険収入を受けている社会福祉法人が、法人外部に不適切な資金を流出するのは極めて重大な問題である。上記貸付金については、県の監査においても、継続的に指導を行っている。今後とも改善指導が必要である。

④役員報酬について

役員報酬を計上している法人が散見されるが、役員に報酬を支給する執務実績があるか否か把握する必要がある。指導監査においては、執務実績を監査し、勤務実態が不明瞭な法人に対しては指導を行っている。

役員報酬の適正支給額については議論の余地があるが、勤務実態のない役員への支給は論外であるため、勤務実態に応じた支給を指導すべきである。

なお、監査人が現況報告書等から集計したところ、対象とした 78 法人のうち、役員報酬を計上している法人は 30 法人であった。必ずしも財務諸表等一式が揃っていた訳ではないため、役員報酬の支給実態はあるものの、当該事実を確認できなかった法人が存在した可能性がある。役員報酬の計上を把握できた法人のうち、10 百万円以上の役員報酬を支給していた法人は 7 法人あった。その中でも、33,000 千円に及ぶ高額な役員報酬を支払っている法人があった。

I. 各論（結果及び意見）
 [5-4] 高齢者支援課（監査指導係）
 1. 社会福祉法人指導監督事務費

<役員報酬を計上している社会福祉法人>

NO.	役員報酬額(円)	NO.	役員報酬額(円)
1	33,000,000	18	3,600,000
2	19,972,800	19	3,600,000
3	19,279,000	20	3,300,000
4	13,706,800	21	2,520,000
5	13,200,000	22	2,400,000
6	12,240,000	23	2,200,000
7	10,800,000	24	1,200,000
8	9,620,000	25	1,096,000
9	8,950,000	26	547,500
10	8,400,000	27	150,000
11	8,200,000	28	140,000
12	6,900,000	29	120,000
13	6,480,000	30	105,000
14	5,600,000	合計	209,805,820
15	4,678,600	法人数	30
16	4,200,000	1 法人当たり	6,993,527
17	3,600,120	報酬額	

- (注) a. 役員報酬については、一人分もあれば、複数人の合計額もある。
 b. 各法人が所管する施設種別、施設数、経営規模は異なる。
 c. 理事会出席のための費用弁償も含まれている。
 d. 支給の上限額については、国等の明確な基準がない。

最近の社会福祉法人を取り巻く環境、特に高額な役員報酬への社会的批判があることを鑑みれば、役員の勤務実態に即した支給をすることが必要である。また、国の社会保障審議会でも議論されている動向等を注視しながら、県においても、役員報酬の在り方について検討する必要がある。

また、高齢者福祉施設等施設整備費補助金の監査対象としたある社会福祉法人は、平成 24 年 3 月期事業活動計算書において、経常活動収入合計 578,412,902 円、経常活動支出合計 488,525,270 円、経常活動収支差額 89,887,632 円、経常収支差額 108,118,286 円と、黒字額が収入の 18.7%の優良法人であるが、支出には、役員報酬 20,400,000 円が計上されている。これに対して、施設長以下の職員人件費の状況を見ると、最高年収となる施設長の年収は、4,360,000 円で計画されており、役員報酬は施設長年収の 4.7 倍にも及んでいる。

I. 各論（結果及び意見）
[5-4] 高齢者支援課（監査指導係）
1. 社会福祉法人指導監督事務費

他の補助金申請をしている法人を見ると、役員報酬の計上がない法人が多く、今回の監査対象 16 件のうち 3 件しか計上している法人はなく、3 件の中でも当社会福祉法人の役員報酬額は突出している。

最近、高額な内部留保を蓄積している社会福祉法人への社会的批判が高まっており、一方では、介護職員の人手不足や過重労働が問題となっている。直接的に介護に当たる職員の給与は抑え、理事のみが多額の報酬を得ているようでは、県民の理解は得られない。介護職員の待遇を改善し、役員報酬を通じた内部留保資金の流出を防ぐための何らかの措置を講じることが望まれる。

また、当該法人は、県境をまたいで展開しており国の所管とのことであるが、補助金を多額に（140,000 千円）支給する以上は、県としても対象法人の財務内容等を把握し、必要があれば指導を行うべきであると思われる。

⑤借入金について

ある社会福祉法人が、県外の学校法人より 65 百万円の借入を行っている事例があった。社会福祉法人が学校法人から資金の借入を行うことは、不適切な取引であるため、当該取引を解消すべきである。

この点について、県では法人に対して借入の返済も含めた財務体質の改善の指導を行い、法人はその返済に努めているが、今後とも適正な運営を行うよう指導する必要がある。

⑥指導監査結果通知の改善措置について

指導事項を見ると、会計に関する指摘では、a. 契約金額が 100 万円を超えない契約を行うに当たり、契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書を徴すること、b. 随意契約を行う場合において、適切な価格を客観的に判断するため、複数業者から見積書を徴し、比較検討の上、契約を行うこと、c. 随意契約によることができる金額を超えた改修工事等があり、今後、同様の工事等の契約を行う場合には、原則として入札によること、d. 貸借対照表の減価償却関連の数値が固定資産台帳等と相違しているため、整合させること、等の指摘が散見される。

同様の指摘が散見されたことから、複数の法人に対して重複して指摘する項目については、事前に周知することにより「予防」することが可能ではないかと思われる。たとえば、

- I. 各論（結果及び意見）
- [5-4] 高齢者支援課（監査指導係）
- 1. 社会福祉法人指導監督事務費

決算書の作成時等において、「自己点検チェックリスト」を作成させること、もしくは、研修会を開催し、「誤りやすい項目の事例説明会」を開催することが考えられる。

このような改善策により一定の効果が上げられるか否かは、県の努力以上に、社会福祉法人の意識改革が重要となる。最近の社会福祉法人を取り巻く環境、特にガバナンスの欠如や内部資金留保への社会的批判があることを鑑みれば、理事・監事向けの意識改革に関する研修会、決算の担当者向けの会計基準研修会等を地道に実施していくことにより、県民からの信頼が高められることが期待される。

I. 各論（結果及び意見）

[6] 介護保険課

1. 介護支援専門員実務研修受講試験・養成研修事業

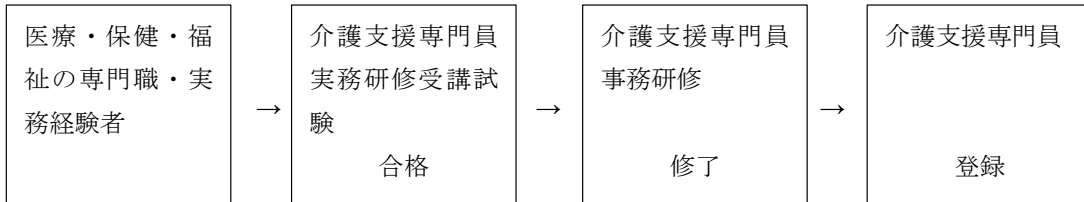
[6] 介護保険課

1. 介護支援専門員実務研修受講試験・養成研修事業

(1) 事業概要

介護保険制度における、介護サービス計画（ケアプラン）策定を担当する介護支援専門員養成のため、介護支援専門員実務研修受講試験を実施。また、同試験合格者に対し実務研修を実施。

介護支援専門員として登録を受けるためには、「介護支援専門員実務研修受講試験」に合格し、「介護支援専門員実務研修」を修了することが要件となる。（介護保険法第 69 条の 2）



【実施方法】

介護支援専門員実務研修受講試験	介護支援専門員実務研修
<ul style="list-style-type: none"> ・試験問題作成 委託 ・申込み受付 委託 ・試験実施 県直接実施 	指定団体により実施

I. 各論（結果及び意見）

[6] 介護保険課

1. 介護支援専門員実務研修受講試験・養成研修事業

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

①介護支援専門員実務研修における実施報告について

介護支援専門員実務研修は、2 団体を実施機関として指定している。

福岡県介護支援専門員指定研修実施機関指定要綱において、毎事業年度終了後 1 月以内に事業報告書を県に提出することを求められている。

しかしながら、平成 26 年 10 月現在において、1 団体からは事業報告書が提出されていなかった。

県は、指定機関が適切に事業を実施しているか否かを確認するため事業報告が必要なはずである。事業報告書が期限内に提出されなければ、すみやかに提出を求める必要がある。

(3) 意見

①介護支援専門員実務研修受講試験における申込み受付業務の委託先選定について

当事業のうち、試験の申込み受付業務を福岡県介護支援専門員協会に委託している。委託先選定については、単独見積もりにより行われ、特命随意契約となっている。

委託先選定及び単独見積もりの理由をまとめると、以下のとおりである。

- a. 同協会は、試験を受験し、合格した者で組織されていることから、試験手続きについて熟知している。
- b. 専門部会が設置されており、介護保険や福祉分野、国家資格など受験資格の判定に係る知識を有している。

上記により、受験資格等について適切に審査する能力を有することが期待され、この業務を適切に実施できる組織は他にないとしている。

確かに、福岡県介護支援専門員協会が、受験資格の審査等に必要なノウハウを有していることは理解できる。しかしながら、当委託内容は、要件に従い申込みを受け付ける業務であり、他に実施可能な団体もあると思われる。

実際、他県の当試験の実施状況を見ると、必ずしも介護支援専門員協会が実施しているわけではなく、社会福祉協議会が申込み窓口となっている事例が多く見られた。

委託先の選定については、他に実施可能な団体がないかどうか検討を行う必要がある。

- I. 各論（結果及び意見）
 [6] 介護保険課
 2. 介護支援専門員支援事業

2. 介護支援専門員支援事業

(1) 事業概要

【事業目的】

介護保険制度の根幹を担う介護支援専門員の資質向上を図り、適切な活動を促進するため、研修の実施、及び支援体制の整備等を行う。

【事業内容】

研修名	内容	実施方法
介護支援専門員 現任研修	実務経験 1 年未満の介護支援専門員に対し、研修を実施し、資質向上を図る。	委託
主任介護支援専門員 研修	地域包括支援センターに配置される主任介護支援専門員等を養成する。	委託
介護支援専門員 更新研修	介護支援専門員の質を一定担保するため、義務更新研修を実施。	指定
予防給付マネジメン ト研修	地域包括支援センター・居宅介護支援事業所の介護支援専門員及び保健師に対する予防給付に関する研修実施。	県直接執行

- I. 各論（結果及び意見）
[6] 介護保険課
2. 介護支援専門員支援事業

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①委託先の選定について（介護支援専門員現任研修、主任介護支援専門員研修）

介護支援専門員現任研修、主任介護支援専門員研修は、福岡県介護支援専門員協会に委託して事業を実施している。

委託先選定については、単独見積もりにより行われ、特命随意契約となっている。

委託先選定及び単独見積もりの理由をまとめると、それぞれ以下のとおりである。

<介護支援専門員現任研修>

- a. 研修実施のノウハウを有している。
- b. 高齢者福祉の増進に関する公益事業を実施している団体である。
- c. 実務研修から連続する一連の研修体系の中に位置づけられるものであり、特に質の高い研修が求められる。

<主任介護支援専門員研修>

- a. 研修実施のノウハウを有している。
- b. 高齢者福祉の増進に関する公益事業を実施している団体である。
- c. 他の介護支援専門員に適切な指導・助言を行うことができる者を養成するための研修であるため、非常に高度な内容であり、特に質の高い研修が求められる。

確かに福岡県介護支援専門員協会は上記の条件を満たしている。

しかしながら、当事業を実施可能な団体が、当協会以外にないとは言い切れない。

介護支援専門員に対する研修である介護支援専門員実務研修や介護支援専門員更新研修の実施においては、福岡県社会福祉協議会が福岡県介護支援専門員協会と共に指定団体となり研修を実施している。

また、他県の当該研修の委託状況を見ると、必ずしも介護支援専門員協会が実施しているわけではない。

主任介護支援専門員研修は、他の介護支援専門員に適切な指導・助言を行うことができる者を養成するための研修で、非常に高度な内容であったとしても、当協会以外では実施できないという理由はない。

委託先の選定については、他に実施可能な団体がないか検討を行う必要がある。

- I. 各論（結果及び意見）
 - [6] 介護保険課
2. 介護支援専門員支援事業

②受講料収入の取り扱いについて（介護支援専門員現任研修、主任介護支援専門員研修）

介護支援専門員現任研修及び主任介護支援専門員研修は、委託先が受講料収入を得ているが、この受講料収入の取り扱いについては、契約書、実施要領等において特段定められていない。

県では、受講料については、資料代等として実費を徴収しているものであることから、契約書への記載に馴染まないと考えている。

しかしながら、委託事業である以上、受講料の取り扱いについては、受講料が実費相当か否かに関わらず、契約書等において明記すべきである。

- I. 各論（結果及び意見）
 - [6] 介護保険課
- 3. 介護サービス事業者指導・育成事業

3. 介護サービス事業者指導・育成事業

(1) 事業概要

介護サービスを必要とする利用者のために、国の定める基準を満たしている事業所を指定するとともに、指定事業所に対し適切な運営がなされているか指導監督を実施している。

【事業目的】

介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図る。

【事業者指導・監査の具体的実施方法】

	集団指導	実地指導	監査
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・指定事務の制度説明 ・介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進 ・介護報酬請求に係る過誤・不正防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止、身体拘束禁止 ・不適正な請求の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険給付適正化のため (実地指導により運営基準違反または不適切な請求等が確認された場合、通報、苦情、相談等がよせられた場合に実施)
実施方式	一定の場所で講習	サービス事業者の事業所において実地で実施	サービス事業者の事業所実地、出頭、報告書徴収
対象事業所	全事業所	実施方針における重点指導対象事業所を優先	実地指導の結果等を受け、必要に応じ実施

I. 各論（結果及び意見）

[6] 介護保険課

3. 介護サービス事業者指導・育成事業

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①指導監査における実施計画の策定について

県が実施するサービス事業者等への指導・監査・業務管理体制検査等についての基本的事項を定めた、県の「介護保険サービス事業者等指導、監査及び監督実施要綱」において、県は指導実施に当たって実施方針、実施計画を毎年度定めることとしている。

県においては、実施方針を策定し、その中で当該年度の重点対象等を定めているが、実施計画については、年間の予定件数のみで、実施先、実施時期は定められておらず、実施計画としては具体性が乏しい。予定件数については、前年度実績に修正を加えたものである。

実施指導に当たる人員に増減がなければ、年間で実施できる件数はおのずと決まってくる。そのような中で、限られた時間・人員でより高い効果を得るためには、より具体的な計画・効果的な指導実施先の選定が求められる。

指導実施先の選定は月次計画として決裁を得ているが、その選定のルールは決裁に明記されていない。指導実施先の選定において、優先順位を明確にし、そのことを計画でも明らかにするようにすれば、保険給付の適正化という観点からも効率的な指導が可能となるものと考ええる。

- I. 各論（結果及び意見）
- [6] 介護保険課
- 4. 認定調査員・審査会委員養成研修事業

4. 認定調査員・審査会委員養成研修事業

(1) 事業概要

要介護認定に携わる認定調査員（新任・現任）及び審査会委員に対する研修、主治医に対する意見書作成に関する研修を実施。

【各研修の概要】

①認定調査員研修（新任・現任）

	新任研修	現任研修
内容	認定調査の手法、調査の留意事項等について、講義形式で実施。	調査方法や記載方法について、事例検討形式で実施。
対象者	新規に認定調査に従事する者 （市町村職員、居宅介護支援事業所職員等）	既に認定調査員に従事している者のうち、特に受講を希望する者 （市町村職員、居宅介護支援事業所職員等）
平成 25 年度の出席者実績	146 名	483 名
実施方法	県直接執行	県直接執行

②介護認定審査会委員研修（新任・現任）

	新任研修	現任研修
内容	要介護認定の仕組、認定調査の内容等について、講義形式で実施。	県内各地区で開催する認定審査セミナーにて実施。
対象者	新任の介護認定審査会委員 （保険者担当職員、保健福祉（環境）事務所職員も参加可） 委員、医師、保健師、介護士等	
平成 25 年度の出席者実績	298 人	
実施方法	県直接執行	

I. 各論（結果及び意見）

[6] 介護保険課

4. 認定調査員・審査会委員養成研修事業

③主治医研修

【内容】

主治医意見書の記載が適切に行われるよう、要介護認定の仕組み、主治医意見書の記載方法等について実施。

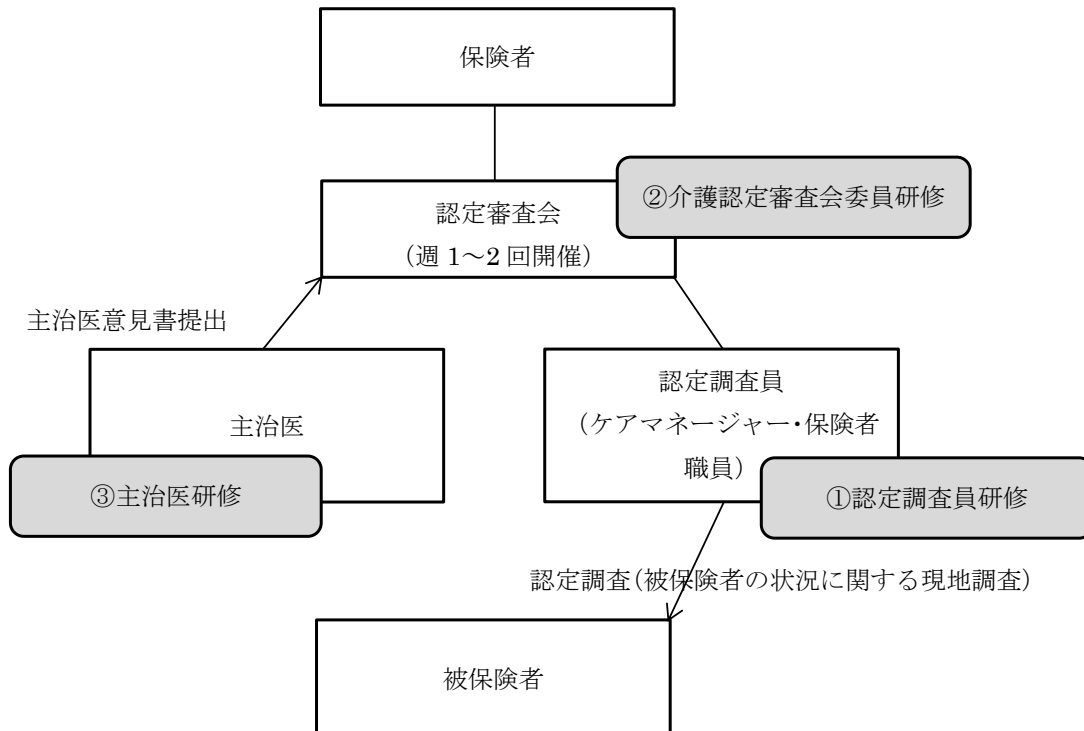
【対象者】主治医意見書を記載する（予定を含む）医師

【実施方法】 委託

【平成 25 年度の実施回数・参加者数】

	計画	実績
実施回数	24 回	23 回
延べ参加者数	900 名	881 名
参加者 1 人当たり事業費	2,838 円	2,900 円

【各研修の位置づけ】



(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- I. 各論（結果及び意見）
 [6] 介護保険課
 5. 介護保険制度施行対策事業

5. 介護保険制度施行対策事業

(1) 事業概要

円滑な介護保険の実施のため、保険者に対して実地の事務指導を行うとともに、苦情処理体制の整備、介護保険制度周知のための広報啓発活動を実施。

【事業の構成】

事業	内容
①保険者指導	保険者に対して、実地で事務指導等を実施
②苦情処理体制の整備	国民健康保険団体連合会における苦情処理体制の整備に対する補助
③広報啓発事業	「介護の日」普及啓発行事の実施

①保険者指導

【事業目的】

円滑な介護保険制度の実施のため、保険者に対して実地の事務指導を行う。

【根拠法令】

介護保険法第 5 条、同法第 197 条第 1 項
 福岡県介護保険者指導実施要綱

【訪問（実地）指導対象保険者】

区分	実施頻度	平成 25 年度実施保険者
政令指定都市、中核市、 広域連合（4 保険者）	毎年実施	北九州市、福岡市、久留米市、 広域連合（4 保険者）
それ以外（24 保険者）	3 年に 1 回実施	八女市、大川市、中間市、筑紫野市、 大野城市、太宰府市、福津市、苅田町 （8 保険者）

【訪問指導事項、指導方法】

以下の事務その他保険者事務全般について、関係書類を閲覧、関係者からのヒアリング方式により実施。

- ・被保険者の資格管理
- ・保険給付
- ・保険料の賦課、徴収
- ・会計事務
- ・要介護認定、要支援認定
- ・事業所、施設に関する事務
- ・条例、規則等
- ・その他（国保・生活保護等関連他制度との連携、広報等）

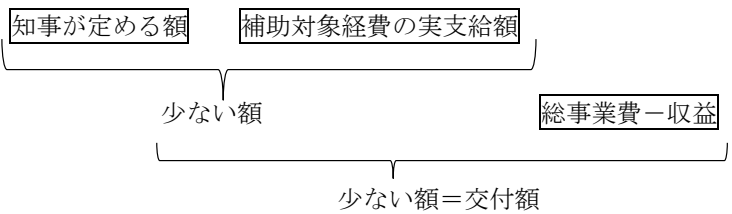
- I. 各論（結果及び意見）
 [6] 介護保険課
 5. 介護保険制度施行対策事業

② 苦情処理体制の整備

【事業内容】

介護サービス利用者等の利用満足度向上に資するため、国民健康保険団体連合会における苦情処理体制の整備を支援し、介護保険苦情処理業務支援補助金を交付。

【補助の概要】

目的	国民健康保険団体連合会の介護保険関係業務の一環として行われる苦情処理業務の体制整備に要する経費の一部を補助することにより、介護保険制度の円滑な施行に資することを目的とする。
交付対象者	福岡県国民健康保険団体連合会
交付対象	① 苦情処理担当職員（事務局）の設置 ② 顧問弁護士、介護サービス苦情処理委員の設置 ③ 調査委員の設置 ④ 苦情処理委員打合せ（委員会）の開催 ⑤ 苦情処理担当職員の研修 ⑥ 都道府県及び市町村との情報交換 ⑦ 事例集等の作成 ⑧ 苦情処理業務のための環境整備等
交付額	知事が定める額と、補助対象経費の実支給額を比較して少ない額と、総事業費から寄付金その他の収益等を控除した額を比較して少ない方の額。 
対象経費	上記、交付対象業務に必要な報酬、給与等 （経費全般に及ぶため以下省略）

- I. 各論（結果及び意見）
 [6] 介護保険課
 5. 介護保険制度施行対策事業

【国民健康保険連合会の苦情処理体制】

区分	人数
苦情処理担当職員	1 人
介護サービス苦情処理委員	4 人
調査員	1 人
計	6 人

【苦情処理の活動実績】

活動内容	件数
苦情申立受付件数	0 件
相談・苦情の受付状況	219 件（電話 209 件、文書 3 件、来訪 7 件）
介護サービス苦情処理委員会	1 回

（参考）苦情処理における各団体の位置づけ

介護保険では、苦情を処理する仕組みが制度的に位置づけられている。

各団体の位置づけは以下のとおりである。

団体	位置づけ
介護サービス事業者・施設	苦情処理窓口を設置。 市町村・国保連合会の調査等に協力。
居宅介護支援事業者	利用者・事業者等から事情を徴取し、対応を検討。 国保連合会への苦情申し立てについての援助を行う。
市町村	第一次的な窓口として、事業者等に対する調査・指導・助言を行う。
都道府県	事業者等に対する指導権限を持つ。指定基準違反等の場合、指定取消処分を含めた事業者監督権限を持つ。
国保連合会	制度上の苦情処理機関。苦情申し立てに基づき、事業者等に対する調査・指導・助言の権限を持つ。

（出典：県資料）

- I. 各論（結果及び意見）
[6] 介護保険課
5. 介護保険制度施行対策事業

③ 「介護の日」普及啓発行事

【事業内容】

平成 20 年に創設された「介護の日」（11 月 11 日）の趣旨について周知を図るとともに、県民一人ひとりの介護に対する理解・認識を高めるため、普及啓発イベントを実施。

【実施方法】 福岡県と実行委員会

【実行委員会メンバー】

福岡県

NPO 法人福岡県高齢者グループホーム協議会

福岡県内小規模多機能連絡会

公益社団法人認知症と人と家族の会福岡県支部

認知症・草の根ネットワーク（北九州）

【県の役割】

- ・事業費一部負担（講師等謝礼・旅費等、会場費） 計 717 千円
- ・広報

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

I. 各論（結果及び意見）

[6] 介護保険課

6. 介護保険低所得者特別対策事業補助金

6. 介護保険低所得者特別対策事業補助金

(1) 事業概要

【事業目的】

低所得者が介護サービスを利用する際、利用者負担の軽減措置を行うことにより、低所得者の介護保険サービスの利用を促進することを目的とする。

【補助の概要】

名称	福岡県介護保険低所得者特別対策事業費補助金
目的	市町村、一部事務組合及び広域連合が行う介護保険低所得者特別対策事業に要する経費の一部を補助することにより、介護保険制度の円滑な施行に資することを目的とする。
交付対象	①障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業 ②社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービス利用者負担軽減措置事業 ③離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業 ④中山間地域等における加算に係る利用者負担額軽減措置事業
交付額	知事が定める額と、補助対象経費の実支給額を比較して少ない額と、総事業費から寄付金その他の収益等を控除した額を比較して少ない方の額。
対象経費	上記、交付対象事業に必要な賃金、旅費、需用費（以下省略）

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- I. 各論（結果及び意見）
- [6] 介護保険課
- 7. 介護給付費負担金

7. 介護給付費負担金

(1) 事業概要

介護保険事業の健全かつ円滑な運営に資するため、介護保険法第 123 条に基づき、法定負担金を支出する。

市町村に対し、居宅給付費（※1）の 100 分の 12.5 に相当する額及び施設等給付費（※2）の 100 分の 17.5 を負担する。

（※1）居宅給付費とは、施設等給付費以外の給付費

（※2）施設等給付費とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費

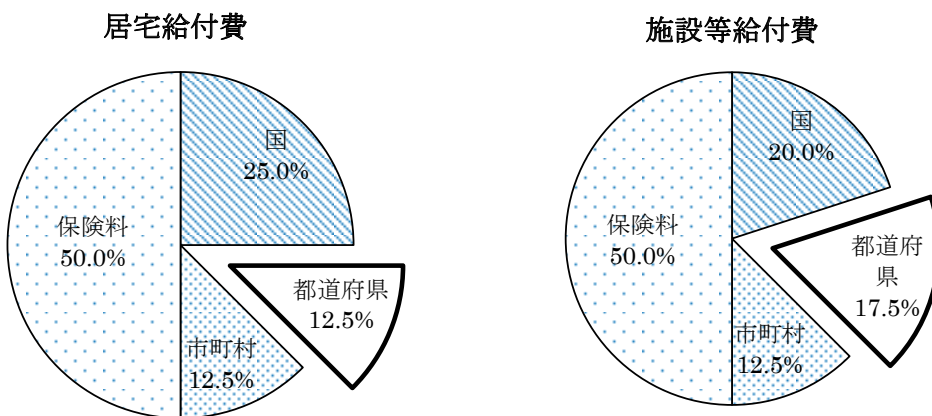
<（参考）介護保険法 123 条>

（都道府県の負担等）

第二百二十三条 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護給付及び予防給付に要する費用の額について、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める割合に相当する額を負担する。

- 一 介護給付（次号に掲げるものを除く。）及び予防給付（同号に掲げるものを除く。）に要する費用 百分の十二・五
- 二 介護給付（介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）及び予防給付（介護予防特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）に要する費用 百分の十七・五
- 2 第二十一条第二項の規定は、前項に規定する介護給付及び予防給付に要する費用の額について準用する。
- 3 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護予防等事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を交付する。
- 4 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、特定地域支援事業支援額の百分の二十五に相当する額を交付する。

【介護給付における各主体の負担割合】



- I. 各論（結果及び意見）
 - [6] 介護保険課
 - 7. 介護給付費負担金

【平成 25 年度当初交付額】

市町・広域連合 28 保険者 計 50,494,308,000 円

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- I. 各論（結果及び意見）
 [6] 介護保険課
 8. 介護保険財政安定化基金

8. 介護保険財政安定化基金

(1) 事業概要

介護保険法第 147 条の規程に基づき、国・県・保険者の 3 者が均等に拠出し、福岡県介護保険財政安定化基金を積み立て、市町村が通常の実績努力を行ってもなお生じる保険料未納や予想を上回る給付費の伸びによる財政不足について、財政安定化基金から資金の貸付・交付を行っている。

【交付事業の概要】（計画期間 3 年度目のみ）

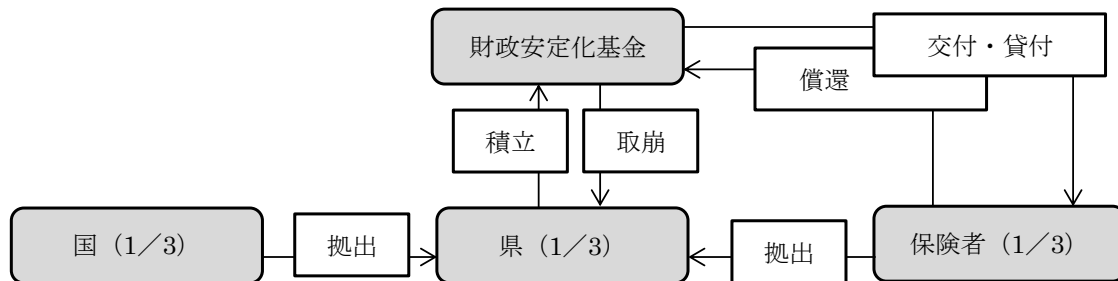
内容	計画期間の 3 年間を通じて、保険料収納額が下回ることにより、介護保険財政の収支不均衡が生ずる場合に、保険料不足による財政不足額の 1/2 を交付する。
交付対象保険者	保険財政に不足が生じ、かつ実績保険料収納額が予定保険料収納額に満たない保険者
交付限度額	次のいずれか少ない方 ①（予定保険料収納額－実績保険料収納額）÷2 ②（基金事業対象費用額－基金事業対象収入額）÷2

【貸付事業の概要】

内容	各年度において、保険料収納率の悪化や、給付費の増大等により、介護保険財政の収支の不均衡が生ずる場合に、当該財政不足額について無利子貸付を行う。
貸付対象保険者	保険財政に赤字が生じた保険者
貸付限度額	((基金事業対象費用額－基金事業対象収入額)－基金交付額－既貸付額) × 1.1
貸付利子	無利子
償還方法	償還期限：次期計画期間の最終年度の末日 償還方法：次期計画期間において、毎年度 12 月 28 日までに 1/3 ずつ償還。
償還期限に遅れた場合	延滞日数に応じ、未納額につき年 14.6% の延滞金を課す。
保険者における償還原資	次期計画期間に課する第 1 号保険料

I. 各論（結果及び意見）
[6] 介護保険課
8. 介護保険財政安定化基金

【スキーム】



【平成 25 年度末における介護保険財政安定化基金の状況】

基金残高：8,240 百万円 貸付残高：84 百万円

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- I. 各論（結果及び意見）
 [6] 介護保険課
 9. 介護サービス公表事業

9. 介護サービス公表事業

(1) 事業概要

【事業目的】

介護サービス情報の公表は、介護保険制度の基本理念である「高齢者の自立支援」、「利用者本位」、「利用者による選択（自己決定）」を現実のサービス利用において保障するため、利用者が介護サービス事業者を選択するに当たっての判断に資する情報を、円滑かつ容易に得ることができるようにすることを目的とする。

【公表の流れ】

- ①毎年 1 回、各事業所は直近の事業所情報を都道府県に報告
- ②都道府県は内容を審査（必要と認める場合に訪問調査（後述「情報調査」）を実施）
- ③都道府県はインターネットに事業所情報を掲載

【公表される内容】

基本情報	1 事業所の名称、所在地等 2 従業者に関するもの 3 提供サービスの内容 4 利用料等 5 法人情報
運営情報	1 利用者の権利擁護の取り組み 2 サービスの質の確保の取り組み 3 相談・苦情等への対応 4 外部機関等との連携 5 適切な事業運営・管理の体制 6 安全・衛生管理等の体制 7 その他（従業者の研修の状況等）

【情報調査実施状況】

対象事業所	調査を希望する事業所
調査実施者	県職員
調査手数料	1 件 19,000 円 福岡県保健福祉関係手数料条例に規定
調査実施件数	平成 24 年度：481 件、平成 25 年度：422 件

【実施方法】 県直接執行

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

I. 各論（結果及び意見）
 [6] 介護保険課
 10. 介護サービス適正化事業

10. 介護サービス適正化事業

(1) 事業概要

【事業目的】

介護給付費の適正な給付を図り、第 1 号保険者 1 人当たりの給付費の全国との格差を縮小する。(平成 20 年度 1.10 倍→平成 26 年度 1.05 倍)

【事業内容】

「適切な介護給付に関する取組方針」に基づき、以下の事業を実施

事業名		概要
要介護認定 審査支援事業	認定審査アドバイザー派遣	軽度者の認定率が高い保険者を主な対象に、重点的にアドバイザーを派遣する。
	認定審査セミナー	介護認定審査マニュアル及びアドバイザー派遣結果をもとに、要介護認定適正化を図るためのセミナーを開催する。
ケアプラン チェック 支援事業	ケアプランチェック 指導研修会	保険者の介護支援専門員に対する指導力を強化するため、ケアプランチェックの技術、介護報酬の算定等についての研修を行う。
事業所指導 体制強化事業	事業者指導	「医療・介護・保健情報分析システム」を活用し、同システムから選定した事業所について、本庁と保健福祉（環境）事務所と連携して指導を行う。
	指導監査研修	保健福祉（環境）事務所職員を主な対象に、指導及び監査技術の向上を目的とした研修会を開催する。

I. 各論（結果及び意見）
 [6] 介護保険課
 10. 介護サービス適正化事業

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①ケアプランチェックソフトの活用について

県においては、保険者から提供される「介護給付費支給実績情報」（2月分と8月分）、「利用者の心身情報」等が暗号化された情報を基に、ケアプランチェックソフトを用い、データの突合、平均・標準偏差等の算出を行っている。これを保険者に提供し、保険者においてケアプランチェック対象者の抽出・決定を行い、ケアプランチェックを実施することとしている。

ケアプランチェックは、保険者が、自ら設定した実施目標に基づき、主体的に実施するものであることから、県において特に要綱等は定めていないものの、保険者からケアプランチェックの実施予定件数及び実績の報告を受けている。平成 25 年度の実施状況は下表のとおりである。

<ケアプランチェックの結果>

ケアプランチェックの結果	件数	割合
事業者が必要性を主張、保険者も必要性を確認。	405 件	79.57%
事業者が主張するサービスの必要性に対して、保険者として納得できない。	64 件	12.57%
事業者が説明するサービスの必要性の妥当性がわからない。	31 件	6.09%
事業者がサービスの必要性を主張しない。サービス過剰を認める。	3 件	0.59%
その他	6 件	1.18%
合計	509 件	100.00%

（出典：県資料「ケアプラン対象者抽出ソフトによるケアプランチェックの実施状況（平成 25 年度実施分）」）

ケアプランチェックは、介護支援専門員の作成するケアプランが、利用者の現状と問題を十分に把握し、要介護状態の維持・改善につながる適切なものとなっているかを確認し、より適切なケアプランの作成につなげることを本来の目的としているが、その実施による金額的な影響を算出できれば、当事業が介護給付の適正化にどれだけの成果を上げることができたのかをより明確に把握することが可能となるものと考ええる。

- I. 各論（結果及び意見）
 [6] 介護保険課
 1 1. 介護職員確保定着促進事業

1 1. 介護職員確保定着促進事業

(1) 事業概要

【事業目的】

介護職員のキャリア段階に応じた研修体系や、表彰制度を構築することにより、介護職員の確保・定着を図る。

【事業内容】

事業名	概要
①介護職員確保・定着促進事業	介護職員の確保定着を図るため、介護職員としての資質向上、職場環境の改善等を図るための研修を開催。
②介護業務普及・啓発大会	介護業務の普及・啓発に資する大会を実施。

①介護職員確保・定着促進事業

【研修の概要】

区分	研修名	対象者	内容
確保定着	管理者セミナー	介護事業所の現場責任者	隔年度開催のため 平成 25 年度は実施なし
	リーダー研修会	5 年程度の実務経験があり、職場のリーダーとして期待されている者	リーダーの役割自覚 人権尊重、人間関係づくり 集団意思決定力向上
資質向上	技術向上研修Ⅰ	実務経験 1 年未満の者	介護の基本、コミュニケーション技法 人の尊厳・権利擁護、ボディメカニクス ベッド周りの介護
	技術向上研修Ⅱ	実務経験 2～3 年程度の者	介護保険制度改正の歴史 コミュニケーション技法 人の尊厳・権利擁護、ボディメカニクス ベッド周りの介護
	技術向上研修Ⅲ	実務経験 4～8 年程度の者	介護と医療の連携と理解 リスクマネジメント 事故報告・捉え方活かし方 業務見直しと取組

【実施方法】 委託

- I. 各論（結果及び意見）
 [6] 介護保険課
 11. 介護職員確保定着促進事業

②介護業務普及・啓発大会

【平成 25 年度の実施構成】

事業	内容
ケアコンテスト	介護従事者による介護技術の披露及び介護体験の紹介を競うコンテスト形式の競技会 <競技参加者> 予選 76 人（4 会場計） 決勝 4 人（各予選大会 1 位通過者）
講演会	ジャーナリスト鳥越俊太郎氏による講演
ステージイベント	九州発アイドルグループ LinQ ステージパフォーマンス
その他展示イベント	福祉用具展示コーナー、高齢者疑似体験コーナー、介護相談コーナー、まごころ製品販売コーナー

【実施方法】 委託

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- I. 各論（結果及び意見）
 - [7] 福祉総務課
- 1. 高齢者団体支援事業費

[7] 福祉総務課

1. 高齢者団体支援事業費

1-1. 老人クラブ助成事業

(1) 事業概要

【事業目的】

老後の生活を豊かにするため、いきいきとした高齢化社会の担い手として老人クラブを位置づけ、高齢者の知識経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動に対し支援する。

【事業内容】

当助成事業は老人クラブの階層ごとに実施される。なお、県老人クラブ連合会が県内の老人クラブの取りまとめ及び県との調整役を担っており、県老人クラブ連合会の下に市町村老人クラブ連合会が組織される。市町村老人クラブ連合会は県内に 57 あり、県老人クラブ連合会からの指導を受ける。市町村老人クラブ連合会の下には単位老人クラブが組織される。単位老人クラブは県内に 2,900 あり、会員数合計は約 17 万人である。単位老人クラブは市町村老人クラブ連合会の指導を受ける。

県は以下の助成を市町村に対して実施し、市町村から単位老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会へ助成を実施している。

①単位老人クラブ助成事業

老人クラブの末端組織である単位老人クラブの活動に対して、市町村が行う助成事業に対する経費助成

- a. 事業実施主体：市町村（単位老人クラブ）
- b. 助成対象活動内容
 - ア. ボランティア活動
 - イ. 健康づくりのための活動

②市町村老人クラブ連合会助成事業

単位老人クラブの指導等を行う市町村老人クラブ連合会の活動に対して、市町村が行う助成事業に対する経費助成

I. 各論（結果及び意見）
[7] 福祉総務課
1-1. 老人クラブ助成事業

- a. 事業実施主体：市町村（市町村老人クラブ連合会）
- b. 助成対象活動内容
 - ア. 単位老人クラブに対する指導
 - イ. 各単位老人クラブと連携した幅広い啓発広報活動
 - ウ. 県老人クラブ連合会との連携及び調整

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①目標値と実績との乖離について

県内の老人クラブ数は、平成 22 年度 5,181 団体から平成 26 年度 4,920 団体へ▲5.0%減少している。また、県内老人クラブ会員数も、平成 22 年度 306,507 人から平成 26 年度 268,299 人へ▲12.5%減少している。

当事業の成果指標は「単位老人クラブへの加入率」であり、目標件数は平成 21 年度以降平成 25 年度まで 30.7%で変更されていない。また、比較されるべき実績については、平成 20 年度 26.7%、平成 21 年度 25.8%、平成 22 年度及び平成 23 年度 23.5%、平成 24 年度 21.8%、平成 25 年度 20.9%と下降傾向にあり、目標との乖離は、平成 25 年度時点で達成率 68.1%でしかない。目標と実績との間に乖離のある状態が続き、しかも乖離幅が拡大傾向にあるため、改善策の検討などの事業の見直しや目標設定の見直し等が行われるべきであるが、詳細な検討が行われていない。

会員数減少要因の一つとして、老人クラブ会員は社会活動を実施しなければならず、最近の高齢者には抵抗感があるという意見が挙げられている。一方、福岡県社会福祉協議会では「高齢者ふれあい・いきいきサロン活動」を近年実施している。当サロンの設置個所数は、平成 23 年度時点で 2,537 件にまで増加している。老人クラブは年会費が必要だが、高齢者ふれあい・いきいきサロン活動の参加者は会費も概ね無料であり、かつ、社会活動を求められることもなく、世話人がサロン活動を補助してくれている。

老人クラブ設立当初の昭和 30 年代には、高齢者向け施策の団体は老人クラブしかなかったが、現在では「高齢者ふれあい・いきいきサロン活動」をはじめ、高齢者の参加できる団体・会合が多様化している。このような環境の変化から、高齢者が年々増加する傾向に

- I. 各論（結果及び意見）
- [7] 福祉総務課
- 1-1. 老人クラブ助成事業

も関わらず老人クラブ会員数の減少につながっているものと思われる。

そもそも加入率 30.7%が目標値として適切であったかという点から検討すべきであり、目標実現のための具体的計画値の設定の在り方について見直しが必要である。

I. 各論（結果及び意見）

[7] 福祉総務課

1-2. 老人クラブ活動推進員設置事業

1-2. 老人クラブ活動推進員設置事業

(1) 事業概要

【事業目的】

老人クラブ活動推進員による単位老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会の活動指導等により、高齢者の生きがいがづくり活動を活性化する。

単位老人クラブ数及び会員数の減少に歯止めをかけるため、老人クラブの組織強化を図る。

【事業内容】

①助成の対象

老人クラブ活動推進員の設置に必要な経費を助成する。

老人クラブ等活動推進員の職務

- a. 老人の社会参加を促進するための企画立案
- b. 社会奉仕活動等の調査研究
- c. 地域活動、教養活動及び健康活動の展開
- d. 市町村老人クラブ連合会の活動促進、育成指導
- e. 老人クラブ指導者研修会等の開催
- f. 老人クラブ活動事例等の調査及び紹介

②支援活動員数の状況

以下のように、老人クラブ会員数は減少傾向にあるが、支援活動員数は増加傾向にある。支援活動員はボランティアとして活動するため、人員数の増加が事業費の増加につながる訳ではない。

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
支援活動員数(人)	10,919	10,326	10,669	10,847	10,901

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

I. 各論（結果及び意見）

[7] 福祉総務課

1-3. 市町村老人クラブ連合会健康づくり事業

1-3. 市町村老人クラブ連合会健康づくり事業

(1) 事業概要

【事業目的】

高齢者の引きこもりや孤独死を防止する観点から、元気で活動的な高齢者社会の構築が必要である。

スポーツ活動及び健康づくりに関する講習会等を通じて、実践活動や健康に関する知識等についての普及・啓発を実施する。

【事業内容】

市町村老人クラブ連合会が実施する高齢者の健康づくりを主たる目的としたスポーツ活動、知識の普及啓発等事業に対して、市町村が行う助成事業に対する経費を助成する。

(内容)

- ①スポーツ活動
- ②健康に関する講習会
- ③心の健康づくりに関する講習会
- ④高齢者の健康づくりを支援するリーダーの養成、健康に関する相談・指導

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①事業の実施方法について

当事業は全市町村を対象としているものの、補助の対象となった事業を実施した市町村は、57 件中 25 件に留まっており、実施規模も市町村により異なる。そのため、目標は達成しているものの、県全体へ公平な事業が実施されていたか否か判断し難い。今回の事業を監査した結果、公平性の観点においても問題がなく事業を実施できているか否かを判断できなかった。

当事業は市町村老人クラブ連合会へのスポーツ及び文化活動に対する助成である。事業

I. 各論（結果及び意見）

[7] 福祉総務課

1-3. 市町村老人クラブ連合会健康づくり事業

目標として助成対象事業への「参加者数」を成果指標としており、平成 25 年度の目標 36,000 人に対して、実績は 37,860 人と目標達成率は 105.2%である。

成果指標である参加者数は、実際には各市町村で開催された参加者を集計した人数にかすぎない。

この点について、他の補助事業により対象市町村以外の自治体も補助を受けられている可能性もあるが、県全体としての各市町村クラブ連合会への助成の状況について、担当課では把握できていない。他の部署にもスポーツイベントを開催・助成する部署もあるが、県全体で大局的に施策や各課の役割分担を決めたうえで、他部署の事業と重複したり、逆に欠如したりすることがないようにすることが望まれる。

I. 各論（結果及び意見）

[7] 福祉総務課

1-4. 福岡県老人クラブ連合会運営費補助

1-4. 福岡県老人クラブ連合会運営費補助

(1) 事業概要

【事業目的】

老人クラブの加入率向上のためには、実際に活動を行う単位老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会の指導者を育成する必要がある。

また、高齢者福祉の増進のため、福岡県高齢者保健福祉大会事業の実施や老人クラブの組織強化のための事業費及び事務費を補助する。

【事業内容】

高齢者の社会参加の促進と県内の各市町村老人クラブ連合会の指導育成を図るため、県内の老人クラブ連合会を統括する福岡県老人クラブ連合会の事業運営に要する経費を助成する。

(助成内容)

- | | |
|--------------------------|----------|
| ①人件費補助（事務局長 1 名、推進員 1 名） | 6,500 千円 |
| ②運営費補助 | 2,500 千円 |

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

I. 各論（結果及び意見）
[7] 福祉総務課
1-5. 高齢者相互支援推進・啓発事業

1-5. 高齢者相互支援推進・啓発事業

(1) 事業概要

【事業目的】

要援護高齢者に対する家庭訪問・家事援助や話し相手等を行う支援活動員を育成する。
地域における高齢者の社会的自立を促進するため、高齢者相互による支え合いのシステム構築を促進する。

【事業内容】

福岡県老人クラブ連合会が行う以下の事業に係る経費を助成する。

- ①市町村老人クラブ連合会の支援活動員を選任し、研修・連絡会議を実施する。
- ②相互支援活動についての広報・啓発・普及活動を実施する。

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①実績の確認方法について

補助金を支給するに当たり、目的の達成度を確認するための実績件数の捉え方が明確ではない。そのため、実績件数に対する評価が行われていたか否か判断し難い。

当事業の成果指標は「支援訪問戸数」であり、目標件数は平成 25 年度では 40,000 戸となっていた。また、比較されるべき実績については、平成 22 年度 33,905 戸、平成 23 年度 37,524 戸、平成 24 年度 45,741 戸、平成 25 年度 44,743 戸と概ね増加傾向にあり、平成 25 年度時点で達成率 111.9%である。そもそもの目標設定として 40,000 戸を達成すれば、高齢者のみの世帯のケアが十分に実施できたといえるかどうかという論点はあるものの、近年の増加傾向より一定の成果が出ているように見える。

しかしながら、成果指標である「支援訪問戸数」は別の事業である「高齢者ネットワーク推進事業」に適した指標であり、「高齢者相互推進・啓発事業」の成果指標としては「研修回数」等の指標がより適切であると思われる。「高齢者相互推進・啓発事業」は、支援活動員の研修により人材を育成する事業であるのに対して、「高齢者ネットワーク推進事業」は、活動実績に応じて助成する事業であるためである。今後は適切な成果指標を目標とすることが望まれる。

- I. 各論（結果及び意見）
[7] 福祉総務課
1-6. 新しい老人クラブ活動づくり支援

1-6. 新しい老人クラブ活動づくり支援

(1) 事業概要

【事業目的】

- ①会員数増加による老人クラブの活動力や組織力の強化
- ②高齢者自らが相互に助け合う社会システムの構築

【事業内容】

- ①魅力ある老人クラブへの転換事業
 - a. 事業実施主体：福岡県老人クラブ連合会
 - b. 事業概要：高齢社会を支える中心となる老人クラブ会員が減少していることから、骨太で魅力ある老人クラブに転換するため、次の事業を行い、活動の活性化を図る。
 - ア. 高齢者の意見を調査し、活動内容の改善を行うとともに会員数増加を促進する
 - イ. 健康づくり活動及び交通安全対策の強化
 - ウ. 女性委員会の活動促進
- ②高齢者ネットワーク推進事業
 - a. 事業実施主体：市町村老人クラブ連合会
 - b. 事業概要：市町村老人クラブ連合会の高齢者相互支援活動員が、地域で援助を必要とする高齢者の家庭を定期的に訪問し、安否確認、簡単な家事援助、話し相手などの実践活動を実施する。

【実施方法】 補助（福岡県老人クラブ連合会）

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

①魅力ある老人クラブへの転換事業における事業の主要実施項目の策定について

当事業は、高齢者の老人クラブ離れを改善するため「魅力ある老人クラブへの転換事業」を県が1/2を負担する事業として実施するものであり、その目的は、会員数増加によるクラブの活動力や組織力の強化及び高齢者自らが相互に助け合う社会システムの構築となっている。

I. 各論（結果及び意見）

[7] 福祉総務課

1-6. 新しい老人クラブ活動づくり支援

事業の主要実施項目は、a. 広報活動、b. 健康づくり活動及び交通安全対策、c. 女性委員会活動と幅広くなっている。事業の実績評価や継続の可否の判断に当たっては、他の事業との間で整理が必要である。

a は老人クラブ会員数の増加に直結する事業に思われるが、b 及び c が当事業目的に合致したものといえるのか、という点で疑問が残る。

幅広い業務を一つの補助事業にすると、当該事業の継続の可否の判断や必要な事業予算の策定が困難となる。県における他の事業を見ても、上記のような事業であれば、通常は別の事業として管理運営されているように思われる。

(3) 意見

①魅力ある老人クラブへの転換事業における補助の普及率に関する PDCA について

補助金を支給するに当たり、目的を達成するための目標件数、目標普及率の設定が明確ではない。そのため、実績件数に対する評価や翌年度以降の事業の見直しへ結びついていない。今回の事業を監査した結果、当補助金はその目的を十分に達成できているか否かを判断できなかった。

予算資料において、平成 25 年度の目標は成果指標を「新規加入会員 5%獲得」とし 800 人を目標としている。また、比較されるべき実績については、平成 23 年度にて 613 人であり、達成率は 76.6%である。目標と実績との管理はどのようにされているのか疑問であるが、「平成 25 年度魅力ある老人クラブへの転換事業費補助金事業実績報告書」においては、決算額の記載のみで獲得会員数等の報告はなかった。

活動員の派遣状況の方が事業目的の指標としてより適切ではないかと考えられるが、県は会員獲得数を指標とし、しかもその実績報告を受けていなかった。

以上より、最新の状況を調査したうえで目標とする普及率等を設定し、実績を評価し、翌年度の計画見直しへつながる PDCA サイクルの導入が望まれる。

I. 各論（結果及び意見）

[7] 福祉総務課

1-6. 新しい老人クラブ活動づくり支援

②高齢者ネットワーク推進事業における補助の普及率に関する PDCA について

補助金を支給するに当たり、目的を達成するための目標件数、目標普及率の設定が明確ではない。そのため、実績件数に対する評価や翌年度以降の見直しへ結びついていない。今回の事業を監査した結果、当補助金はその目的を十分に達成できているか否かを判断できなかった。

予算資料において、平成 25 年度の目標は成果指標を「取組クラブ数」とし 3,000 団体を目標としている。また、比較されるべき実績については、平成 25 年度にて 2,566 団体であり、達成率は 85.5%である。平成 21 年度は 3,300 団体であったため、減少傾向にあるといえる。このように取組クラブ数が減少する状況下において、目標と実績との管理はどのようにされているのか疑問に思われるが、実績報告書においては支援活動員による派遣（訪問）延回数が報告されていた。

実績の評価は、取組クラブ数よりも支援活動員の派遣回数の方が適切ではないかと思われる。取組クラブ数は減少傾向にあっても、支援活動員の派遣回数が増加し、かつ、支援活動員が派遣されることにより事業目的である高齢者自らが相互に助け合う社会システムの構築が進んでいると評価できるのであれば、現状の事業費を支出する意義はあるものと考えられる。

支援活動員の派遣回数である「支援訪問戸数」については、高齢者相互支援推進・啓発事業の成果指標とされていた。この「支援訪問戸数」については、福岡県老人クラブ連合会より県へ報告している。福岡県老人クラブ連合会は、実績報告資料上の支援訪問戸数を各市町村への分配基準として利用しているが、「支援訪問戸数」の定義が明確にされていない。仮に実績戸数を増やすことが目的になってしまえば、短時間でも訪問するだけで 1 回とカウントすることができる。しかしながら、当事業の目的は、高齢者自らが相互に助け合う社会システムの構築であり、1 件当たりの訪問においてはそれなりのコミュニケーションが必要なはずである。

支援訪問の在り方や所要時間を画一的に決められるものではないが、支援訪問の実態を確認する必要がある。

以上より、最新の状況を調査したうえで目標とする普及率等を設定し、実績を評価し、翌年度の計画見直しへつながる PDCA サイクルの導入が望まれる。

- I. 各論（結果及び意見）
[7] 福祉総務課
1-7. 高齢者団体支援事業費（総論）

1-7. 高齢者団体支援事業費（総論）

1-1 から 1-6 までの項目に共通する意見を述べる。

（1）意見

1-1. 老人クラブ助成事業においても記載したように、高齢者向け施策が多様化しているため、福岡県老人クラブ連合会の位置付けを再検討すべきである。仮に、福岡県老人クラブ連合会が実施している事業の一部を他の団体も実施しているのであれば、当該他の団体に任せることで効率化を図ることや、複数の団体間において役割や地域の分担等について協議することにより施策の重複や漏れを避けることができる。県として今現在の福岡県老人クラブ連合会の果たすべき役割を明確にし、その上で整理された後の福岡県老人クラブ連合会に必要な事業費を補助すべきではないかと思われる。

なお、福岡県老人クラブ連合会に期待する事業や役割を見直すにしても、県の担当課は複数にまたがっている。現状のままでは高齢者向けの施策を全体的、統一的に検討することが困難であると思われるため、当該施策を俯瞰して運営できるような体制を検討することが望まれる。

- I. 各論（結果及び意見）
[7] 福祉総務課
2. 高齢社会福祉推進費

2. 高齢社会福祉推進費

2-1. 老人の日記念品贈呈事業

(1) 事業概要

【事業目的】

- ①「老人の日」を中心とした老人週間に、長寿者（外国人を含む）に対してその長寿を祝い、あわせて県民の敬老意識の高揚を図る。（老人週間：9月15日～21日）
- ②百歳を迎えた長寿者に対しては、内閣総理大臣から祝状及び記念品（銀杯）を贈呈する。

【事業内容】

県知事、本庁幹部職員及び出先幹部職員が新 100 歳長寿者に対し、祝状及び記念品を贈呈する。

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- I. 各論（結果及び意見）
[7] 福祉総務課
2-2. 高齢者保健福祉大会事業

2-2. 高齢者保健福祉大会事業

(1) 事業概要

【事業目的】

- ①多年にわたり献身的活動を続け、地域社会に寄与した功績を顕彰し、高齢者福祉の向上を図る。
- ②県民の高齢者福祉に対する理解と関心を深め、かつ高齢者自らの健康と生活の向上に努める。

【事業内容】

①高齢者福祉知事表彰の実施

高齢者福祉知事表彰要綱により、市町村長等から推薦された者のうちから受賞者を決定する。

②高齢者保健福祉大会の実施

a. 主催

福岡県・福岡県老人クラブ連合会

b. 大会の内容

ア. 表彰式

イ. 高齢者の保健福祉の増進に関する記念講演

ウ. 老人クラブ活動事例発表 等

c. 参加対象者

ア. 県内に居住する者

イ. 県、市町村及び社会福祉協議会等の高齢者福祉担当者

ウ. 老人福祉施設入所者 等

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- I. 各論（結果及び意見）
 [8] 子育て支援課
 1. 高齢者子育て支援推進事業

[8] 子育て支援課

1. 高齢者子育て支援推進事業

(1) 事業概要

【事業目的】

増大する保育ニーズへの対応等、地域において子育て支援を担う人材の確保がますます重要となるなか、豊かな知識や経験をもつ高齢者が「子育て支援の分野」においても活躍できる仕組みづくりが必要であることから、高齢者が年齢に関わりなく、それぞれの意思と能力に応じて、職場や地域で活躍し続けることができる選択肢の多い「70 歳現役社会」の実現を目指す取り組みの一環として「ふくおか子育てマイスター」の養成及び活動支援を行う。

【事業内容】

事業の大きな枠組みは、子育てマイスターの養成とその活動支援である。

子育て支援に関心のある 60 歳以上の人を対象に、アレルギーや病気への対応、事故防止、相談対応のノウハウ、若い世代の親との関わり方など、子育て支援者として必要な知識を習得する研修を実施。

研修修了者には、県知事が認定する「ふくおか子育てマイスター」認定証を交付、登録のうえ、託児や子育て相談・助言など、地域のさまざまな子育ての現場での活躍を目指す。

①子育て支援高齢者の養成

項目	内容
ふくおか子育てマイスター養成事業	ふくおか子育てマイスター認定研修 （年間 4 地区×2 回）実施。 高齢者の持つ豊かな経験を生かした「地域ぐるみ」の子育てを実現するため、保育の現場や地域の子育てに活躍できる人材を養成。
高齢者・県民の気運醸成事業	ホームページやリーフレット、県市町村の広報媒体を用いた制度の周知広報。

- I. 各論（結果及び意見）
 [8] 子育て支援課
 1. 高齢者子育て支援推進事業

②子育てマイスター活動支援

項目	内容
活動支援員の配置	「70歳現役応援センター」内の「ふくおか子育てマイスター」コーナーに配置。 養成研修の企画実施やマイスター資格の登録・管理、活動の場の開拓等を実施。
「ふくおか子育てマイスター」フォローアップ研修	マイスターの資質を維持・向上するため、フォローアップ研修を実施。
「ふくおか子育てマイスター」通信の発行	マイスターの活動状況等を PR し、マイスターの活用促進につなげる。
「ふくおか子育てマイスター」ワッペン作成・交付	子育てマイスターをシンボル化したワッペンをマイスターに交付。マイスター自身の指揮を鼓舞するとともに、制度を一般県民に PR する。

【実施方法】 委託（福岡県シルバー人材センター連合会）

- I. 各論（結果及び意見）
[8] 子育て支援課
1. 高齢者子育て支援推進事業

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

①委託先の管理について

当事業の委託契約書において、県は、委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求め、監査することができると定めている。

今回、監査の中で、委託先である福岡県シルバー人材センター連合会の資料を閲覧したところ、以下のとおり、県の承認を得ていない再委託や、同団体の経理規定に反した財務処理が見られた。

(ア) 再委託について

子育てマイスター養成研修において、民間事業者に対して、講師・業務委託料等を 2,083,200 円で再委託している。

この再委託に関して、以下の点で問題がある。

- a. 再委託に関して、県の承認の手続きを経していない。
- b. 再委託に関して、競争入札を実施していない。

「公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会財務規程」の第 30 条(指名競争入札)において、「予定価額が 100 万円以上の請負契約」については原則として指名競争入札を行う旨を規定しているが、指名競争入札を実施していない。

- c. 契約書及び仕様書を作成していない。

上記財務規程の第 33 条(契約書の作成等)において、「契約の相手方を決定したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない」とある。

再委託に当たっては、再委託の妥当性について慎重に検討したうえで、承認を行う必要がある。

なお、平成 26 年度については再委託の承認手続きがなされていることを申し添える。

(イ) 随意契約に係る見積入手について

随意契約について、「公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会財務規程」の第 32 条(随意契約)において、「指名競争入札による契約以外の契約を行う場合は原則として随意契約により行うことができる」とされ、また、「随意契約の方法による場合は、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴する」旨が規定されているが、複数業者からの見積書を徴収することなく、1 社からの見積もりにより契約している事例がある。例えば、ふくおか子育てマイスター通信印刷に係る業務は、150,000 円での単独見積もりによる契約となっていた。

原則である競争入札を省略し、随意契約による契約を行うに当たっては、複数業者による見積合せを実施する必要がある。

I. 各論（結果及び意見）
[8] 子育て支援課
1. 高齢者子育て支援推進事業

高齢者子育て支援推進事業業務委託に関する県と福岡県シルバー人材センター連合会との委託契約においては、「精算額が委託料に満たないときは、精算額をもって委託料とする」と取り決められているため、適切な処理に基づいた執行を行わなければ、精算額が必要額よりも増加する可能性がある。

また当事業は、特命随意契約で委託先選定を行っており、事業費の見積もりにおいて、競争原理が働いていない。県は、委託者として、調査、報告、監査が認められており、委託先の適切な管理が必要である。

(3) 意見

①委託先の選定について

当事業は、福岡県シルバー人材センター連合会に委託して事業を実施している。委託先選定については、単独見積もりにより行われ、特命随意契約となっている。

委託先選定及び単独見積もりの理由をまとめると、以下のとおりである。

- a. 高齢者に係る就業支援に関する知見・ノウハウを有している。
- b. 子育て支援者育成に関する専門的知見を有する。
- c. 委託金の適正な執行、管理を行うことが可能である。
- d. 地域において職業紹介事業等の就業を中心とした高齢者の活動を行っているシルバー人材センターを構成員とし、同センターと同様の取り組みを行える団体として高齢者雇用安定法に基づく県知事の指定を受けた機関は、連合会のみである。

このようなことから、市町村等関係機関と緊密な連携を図りながら、きめ細かなサービスが必要なマイスター制度を全県下において効果的に進めることができるものは、高齢者の社会参加促進を公益事業として取り組み、県内の各地に構成員を有する連合会より他にないとしている。

確かに、福岡県シルバー人材センター連合会においては、業務を実行するノウハウを有しており、県が委託先として最適と考える団体かもしれない。しかしながら、仮に他に必要条件をクリアできる団体があるのであれば、競争原理を働かせるためにも、単独見積もりとするのではなく、価格その他の条件から最も有利なものを落札者とする公募型プロポーザル方式による委託先選定を検討すべきである。

- I. 各論（結果及び意見）
[8] 子育て支援課
1. 高齢者子育て支援推進事業

②70 歳現役センター内設置コーナーの稼働状況について

当事業では、「福岡県 70 歳現役応援センター」内に、子育てマイスターコーナーを設け、電話相談や、週 3 回、相談員による窓口での対面面談を行っている。

福岡県シルバー人材センター連合会から提出された事業報告によると、平成 25 年度の電話相談は 1,208 件あるものの、子育てマイスターコーナーでの対面による相談は年間で 42 件にとどまっている。

県によると、当事業は、県が取り組む「70 歳現役社会」づくりの一環として取り組み、福岡県 70 歳現役応援センターの主要事業の一つとして位置づけられたことから、センター内に「ふくおか子育てマイスター」コーナーを開設し、相談・認定研修・情報提供・職域開拓等の活動支援を行うことが事業の基本的スキームとなっている。そのため、センター利用者にもマイスター制度を広く知ってもらうほか、関心を持った人に利便性を図るため、センターへのマイスターコーナーの設置・窓口対応を委託しているということである。

上記により、現状では訪問者は少ないながらも、センターへのマイスターコーナー設置・窓口対応には一定の意義が認められると考えるが、今後は、訪問者が少数である理由の分析や事業周知により、より高い効果の得られる運営が求められる。

- I. 各論（結果及び意見）
 - [9] 保護・援護課
 - 1. 生活福祉資金貸付事業

[9] 保護・援護課

1. 生活福祉資金貸付事業

(1) 事業概要

【事業目的】

低所得者、障害者、高齢者に対し、低利または無利子で資金の貸付けと相談支援を行うことにより、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活が送れるようにする。

【事業内容】

①貸付事業の実施主体

福岡県社会福祉協議会 ※貸付業務の一部を市町村社会福祉協議会に委託

②貸付金の種類

- a. 総合支援資金...失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金
 - ア. 生活支援費...生活再建までの間に必要な生活費用（貸付限度額 月 20 万円以内等）
 - イ. 住宅入居費...敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用（貸付限度額 40 万円以内）
 - ウ. 一時生活再建費...生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用（貸付限度額 60 万円以内）

- b. 福祉資金...低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金
 - ア. 福祉費...日常生活を送るうえで、または自立生活に資するために一時的に必要なと見込まれる費用（貸付限度額 580 万円以内）
 - イ. 緊急小口資金...医療費等の支払、給与等の盗難、火災等被災等により生活費が必要といった理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用（貸付限度額 10 万円以内）

- c. 教育支援資金...低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金
 - ア. 教育支援費...低所得世帯に属する者が高等学校、大学または高等専門学校に就学するのに必要な経費（貸付限度額（高校）月 3.5 万円以内等）

- I. 各論（結果及び意見）
 [9] 保護・援護課
 1. 生活福祉資金貸付事業

イ. 就学支度費...低所得世帯に属する者が高等学校、大学または高等専門学校への入学に際し必要な経費（貸付限度額 50 万円以内）

d. 不動産担保型生活資金...低所得または要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金（貸付限度額土地の評価額の 7 割程度、月 30 万円以内等）

③借入の手続

借入申込者は、担当民生委員を通じ、市区町村社会福祉協議会を経由して、福岡県社会福祉協議会に申請する。

④貸付決定の状況

貸付の申込及び貸付決定の状況は以下のとおりである。

平成 25 年度生活福祉資金借入及び貸付決定状況表（要約）

資金の種類	申込状況		貸付決定状況		決定率	
	件数 A (人)	金額 B (千円)	件数 C (人)	金額 D (千円)	件数 C/A (%)	金額 D/B (%)
総合支援資金						
生活支援費	345	153,674	263	121,696	76.2%	79.2%
住宅入居費	36	6,509	24	4,480	66.7%	68.8%
一時生活再建費	122	18,466	91	11,521	74.6%	62.4%
計	503	178,649	378	137,697	75.1%	77.1%
福祉資金						
福祉費	446	156,477	414	126,923	92.8%	81.1%
緊急小口資金	790	70,695	715	63,575	90.5%	89.9%
計	1,236	227,172	1,129	190,498	91.3%	83.9%
教育支援資金						
教育支援費	588	600,700	579	567,141	98.5%	94.4%
就学支度費	690	243,917	679	236,036	98.4%	96.8%
計	1,278	844,617	1,258	803,177	98.4%	95.1%
不動産担保生活資金	8	93,230	8	93,230	100.0%	100.0%
合計	3,025	1,343,668	2,773	1,224,602	91.7%	91.1%

- I. 各論（結果及び意見）
 [9] 保護・援護課
 1. 生活福祉資金貸付事業

⑤貸付金の回収状況

貸付金の回収状況は以下のとおりである。貸付金は、健全債権と長期滞留債権に区分して管理している。長期滞留債権は、1年以上の間に1円も償還していない債権であり、健全債権は長期滞留債権以外の債権である。なお、長期滞留債権には最終償還期限が到来していない償還期限前の債権も含まれており、一旦区分されてしまうと、その後に滞納を解消した場合であっても健全債権には戻らず、そのまま長期滞留債権として区分することとなっているため、必ずしも全額が回収不能となる訳ではない。

生活福祉資金貸付金償還状況表（要約）

（単位：百万円）

区分		健全債権				長期滞留債権				合計
		償還期限内		償還期限後	計	償還期限内		償還期限後	計	
		当年度	過年度			当年度	過年度			
償還計画 (A) (償還免除を含む)	元金	652	271	1,013	1,937	210	444	1,619	2,272	4,209
	貸付利子	13	8	42	64	9	19	85	112	176
	延滞利子			804	804			823	823	1,627
	計	665	279	1,859	2,804	219	463	2,526	3,207	6,012
償還実績 (B) (償還免除を含む)	元金	370	72	103	545	1	8	27	36	581
	貸付利子	5	2	3	11	0	0	1	1	12
	延滞利子			16	16			5	5	20
	計	376	74	122	571	1	9	32	42	613
償還免除 (C)	元金	6	1	2	9	5	2	4	12	21
	貸付利子	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	延滞利子			0	0			2	2	2
	計	7	1	2	9	6	2	6	14	24
純償還実績 (D=B-C) (償還免除を除く)	元金	364	72	101	536	-5	6	23	24	560
	貸付利子	5	2	3	10	0	0	1	0	11
	延滞利子	0	0	15	15	0	0	3	3	18
	計	369	73	120	562	-5	6	26	27	589
純未償還額 (A-D) (償還免除を含む)	元金	288	200	912	1,400	214	438	1,596	2,248	3,649
	貸付利子	8	6	39	53	9	18	84	112	165
	延滞利子	0	0	789	789	0	0	820	820	1,609
	計	297	206	1,740	2,242	223	457	2,500	3,180	5,422
純償還率 (D/A) (償還免除を除く)	元金	55.8%	26.4%	10.0%	27.7%	-2.2%	1.3%	1.4%	1.1%	13.3%
	貸付利子	39.0%	22.9%	8.0%	16.4%	-2.9%	0.4%	0.8%	0.4%	6.2%
	延滞利子			1.9%	1.9%			0.4%	0.4%	1.1%
	計	55.4%	26.3%	6.4%	20.0%	-2.2%	1.3%	1.0%	0.9%	9.8%

- I. 各論（結果及び意見）
[9] 保護・援護課
1. 生活福祉資金貸付事業

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①事業実績の管理について

当事業が補助する対象事業は貸付事業であるため、貸付金額、回収状況、延滞状況の管理が必要である。貸付事業は福岡県社会福祉協議会が実施しているため福岡県社会福祉協議会より実績報告を受領している。実績報告によると、貸付金の償還状況が極めて悪い。

貸付金が返還されないことによる毀損額が税金の損失となる以上、延滞管理の状況を詳細に把握し、福岡県社会福祉協議会に対して指導することが望まれる。具体的には、債権管理に関するマニュアルの整備、延滞債権の回収可能性の評価という観点から改善を求める必要があると考える。

福岡県社会福祉協議会の「福岡県生活福祉資金貸付規程」においては、「(償還免除) 第 15 条 県社協会長は、死亡その他やむを得ない事由により貸付元利金(延滞利子を含む。)を償還することができなくなったと認められるときは、貸付元利金(延滞利子を含む。)の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。」とあるが、債務免除の条件について詳細が定められていない。

当事業を直接担当している福岡県社会福祉協議会によると、債権放棄については、厚生労働省からの通知(「生活福祉資金貸付事業における償還免除の取扱いについて」平成 22 年 3 月 31 日)に従って債権放棄を実施している。当通知によると、「償還させることが著しく困難であると認められるとき」に債権放棄を認め、具体的には「借受人、連帯保証人及び連帯借受人の各々が、次に掲げる各号のいずれかに該当することにより償還が行われず、今後の償還も見込めないときをいうものとする。ア. 償還期限到来後、償還指導を行ったにもかかわらず、償還が行われていないとき イ. 所在不明であるとき ウ. 死亡しているとき エ. 生活状態、心身の状態等からこれ以上の償還を期待することができないと判断されたとき」等と記載されている。

貸付事業は貸付けた後、回収するまでが一連の事務手続であるため、「福岡県生活福祉資金貸付規程」において、債権管理や債権放棄等に関する定めを整備する必要があると考える。

- I. 各論（結果及び意見）
 - [9] 保護・援護課
 - 1. 生活福祉資金貸付事業

なお、県においては、厚生労働省社会・援護局長通知（生活福祉資金債権管理強化推進事業の実施について）に基づく、債権強化体制の整備に係る予算措置を行うことにより、当該貸付事業に係る償還管理の体制整備及び強化対策に努めていることを申し添える。

②延滞債権について

当事業を直接担当している福岡県社会福祉協議会によると、債権放棄については、厚生労働省からの通知（「生活福祉資金貸付事業における償還免除の取扱いについて」平成 22 年 3 月 31 日）に従って債権放棄を実施している（取扱いの詳細は上記参照）。

債権の延滞状況について、福岡県社会福祉協議会が県に提出した「生活福祉資金貸付金償還状況表 2014 年 03 月度現在」によると、平成 25 年度の健全債権は、2,804 百万円（貸付金元金 1,937 百万円、貸付利子 64 百万円、延滞利子 804 百万円）を回収する計画であったが、回収実績は 562 百万円（貸付金元金 536 百万円、貸付利子 10 百万円、延滞利子 15 百万円）にとどまり、未回収額は 2,242 百万円（貸付金元金 1,400 百万円、貸付利子 53 百万円、延滞利子 789 百万円）と多額に発生し、償還率は 20.0%（貸付金元金 27.7%、貸付利子 16.4%、延滞利子 1.9%）であった。

また、同年度の長期滞留債権は、3,207 百万円（貸付金元金 2,272 百万円、貸付利子 112 百万円、延滞利子 823 百万円）を回収する計画であったが、回収実績は 27 百万円（貸付金元金 24 百万円、貸付利子 0 百万円、延滞利子 3 百万円）にとどまり、未回収額は 3,180 百万円（貸付金元金 2,248 百万円、貸付利子 112 百万円、延滞利子 820 百万円）と多額に発生し、償還率は 0.9%（貸付金元金 1.1%、貸付利子 0.4%、延滞利子 0.4%）であった。なお、長期滞留債権は、1 年以上の間に 1 円も償還していない債権に限定されている。そのため、健全債権に区分されている債権であっても、一部の入金はあるものの延滞は発生していることになり、それが償還率 20%という低い率となっている原因と考えられる。長期滞留債権にいたっては償還率 0.9%しかないため、事実上ほぼ全額が毀損している。

このように健全債権、長期滞留債権ともに償還率が非常に低いため、債権回収の体制を強化する必要がある。福岡県社会福祉協議会としては督促等を実施しているとのことであるが、督促方法の見直し等の対応を図るよう求めるべきと考える。

- I. 各論（結果及び意見）
 [9] 保護・援護課
 1. 生活福祉資金貸付事業

③福岡県社会福祉協議会における生活福祉資金特別会計の財政状況及び徴収不能引当金について

貸借対照表（要約）

（単位：円）

勘定科目	金額	勘定科目	金額
流動資産	4,153,020,484	流動負債	5,273,519
現金	6,000	預り金	1,348,741
預貯金	4,117,406,844	会計単位外借入金	3,924,778
未収金	6,016,190	負債の部合計	5,273,519
会計単位外貸付金	29,992,450	国庫補助金等積立金	13,682,879,079
▲徴収不能引当金	-401,000	その他の積立金	1,192,255,455
固定資産	10,161,602,759	次期繰越活動収支差額	-565,784,810
その他の固定資産	10,161,602,759	純資産の部合計	14,309,349,724
貸付金	5,878,306,053		
長期滞留債権	3,457,272,230		
会計単位外長期貸付金	205,169,021		
欠損補てん積立特定預金	1,192,255,455		
▲徴収不能引当金	-571,400,000		
資産の部合計	14,314,623,243	負債及び純資産の部合計	14,314,623,243

資金収支計算書（要約）

（単位：円）

勘定科目	金額
貸付事業等収入	666,301,854
事業収入	36,336,074
受取利息配当金収入	8,936,107
雑収入	476,500
経常収入計	712,050,535
貸付事業等支出	1,134,213,877
会計単位間繰入金支出	45,363,993
経常支出計	1,179,577,870
経常活動資金収支差額	-467,527,335
積立預金取崩収入	20,881,484
財務収入計	20,881,484
会計単位外長期貸付金支出	42,364,260
その他	36,991
財務支出計	42,401,251

- I. 各論（結果及び意見）
 [9] 保護・援護課
 1. 生活福祉資金貸付事業

勘定科目	金額
財務活動資金収支差額	-21,519,767
当期資金収支差額合計	-489,047,102
前期末支払資金残高	4,637,195,067
当期末支払資金残高	4,148,147,965

事業活動収支計算書（要約） (単位：円)

勘定科目	金額
事業収入	36,336,074
雑収入	476,500
事業活動収入計	36,812,574
徴収不能引当金繰入額	49,641,475
事業活動支出計	49,641,475
事業活動収支差額	-12,828,901
受取利息配当金収入	8,936,107
事業活動外収入計	8,936,107
会計単位間繰入金支出	45,363,993
事業活動外支出計	45,363,993
事業活動外収支差額	-36,427,886
その他の特別収入	2,214
特別収入計	2,214
特別収支差額	2,214
当期活動収支差額	-49,254,573
前期繰越活動収支差額	-537,411,721
当期末繰越活動収支差額	-586,666,294
その他の積立金取崩額	20,881,484
次期繰越活動収支差額	-565,784,810

福岡県社会福祉協議会の平成 25 年度生活福祉資金特別会計の財務諸表を見ると、貸借対照表の資産の部合計は 14,314,623,243 円であり、その主な内訳は、預貯金 4,117,406,844 円、貸付金 5,878,306,053 円、長期滞留債権 3,457,272,230 円、欠損補てん積立特定預金 1,192,255,455 円である。

- I. 各論（結果及び意見）
[9] 保護・援護課
1. 生活福祉資金貸付事業

このうち預貯金は、将来の貸付に備えるためにあると思われるが、40 億円を超えている。
同特別会計の資金収支計算書によると、平成 25 年度の新規の貸付金支出は 1,134,213,877 円であるため、約 3.5 倍の資金残高が留保されている。この点について、当事業は毎年 5 億円程度の資金不足が生じるため、預貯金残高が過大との認識はないとのことであった。

しかしながら、貸付事業において、新規貸付による支出よりも既存貸付からの回収が毎年下回り続けるのは、貸付金の延滞によることが原因と思われる。貸付金の延滞が長期に続くと予想するのは事業としては健全な発想ではなく、延滞解消に向けた取り組みが必要であろう。

次に、債権の健全性の観点から見ると、貸借対照表に貸付金 5,878,306,053 円、長期滞留債権 3,457,272,230 円が計上されている。それに対して、徴収不能引当金は▲571,400,000 円計上されている。貸付債権合計額 9,335,578,283 円に対して徴収不能引当金は▲571,400,000 円であるため、引当率は 6.1%である。別途管理している償還率の集計資料では、償還率は資金種類に応じて 30%台から 70%台であり、90%を超えている貸付金はない。

現状の償還率に比較すると徴収不能引当金の残高が不足していると思われる。

社会福祉法人における徴収不能引当金については、厚生労働省から公表された会計基準に定めがある。

【社会福祉法人会計基準注解（注 19）引当金について】

（1）将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当該会計年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合には、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用として引当金に繰り入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部に計上又は資産の部に控除項目として記載する。

【社会福祉法人会計基準運用上の留意事項（運用指針） 18 引当金について】

（1）徴収不能引当金について

ア 徴収不能引当金の計上は、原則として、毎会計年度末において徴収することが不可能な債権を個別に判断し、当該債権を徴収不能引当金に計上する（会計基準別紙 2 参照）。

イ ア以外の債権（以下「一般債権」という。）については、過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上する。

このように、徴収不能引当金は、債権のうち徴収することが不可能と判断される額について、個別の判断または過去の徴収不能額の発生割合により計上されることになる。逆に言えば、引当計上されていない残額は回収可能と見込まれる額ということになり、この回

- I. 各論（結果及び意見）
 [9] 保護・援護課
 1. 生活福祉資金貸付事業

収可能見込の割合は償還率と概ね同率になるはずであるが、実際の償還率に比較するとかなり高くなっている。

この点について、福岡県社会福祉協議会に質問したところ、平成 25 年度決算においては、厚生労働省からの通知である「生活福祉資金会計準則第 4 の 3 に規定する徴収不能引当金について」（平成 22 年 5 月 1 日）に基づいて徴収不能引当金を計算しているとのことであった。当通知において、「生活福祉資金貸付金の会計について」（平成 22 年 3 月 12 日）の経過措置が示されており、平成 22 年以降、新会計基準の移行（平成 25 年度～平成 27 年度）までの間は、平成 21 年度末時点での償還免除実績割合を徴収不能引当金とすることになっている。

【経過措置における引当金算定方法】

平成 21 年会計年度終了時点における貸付金の帳簿価額の合計額に次の算式によって得た率を乗じた額（ただし、不動産担保貸付型生活資金及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金は除く）

$$\frac{\text{平成 21 会計年度終了時における償還免除規程に該当している貸付金額} + \text{平成 21 年度の償還免除実績額}}{\text{平成 21 年会計年度終了時の貸付金残高} + \text{平成 21 年度の償還免除実績額}}$$

上記は経過措置であるが、新会計基準導入後は新しい規則に基づき、過去の徴収不能実績を加味して将来の損失額を予測する徴収不能引当金の計上が必要となる。生活福祉資金会計準則は新しい徴収不能引当金の算定方法を以下のように定めている。

【新しい引当金算定方法】

- 1 以下により算定した徴収不能見込額に相当する額を徴収不能引当金として算定する。
- 2 徴収不能見込み額の算定に当たっては、次のそれぞれの債権区分ごとの徴収不能見込み額の合算により算定する。

徴収不能見込額

$$= \text{健全な債権に係る徴収不能額(A)} + \text{徴収不能のおそれのある債権に係る徴収不能見込額(B')} + \text{徴収不能の可能性が極めて高い債権に係る徴収不能見込額(C')}$$

- 3 債権区分ごとの徴収不能見込額の算定は、以下によることとする。

- (1) 健全な債権に係る徴収不能見込額(A)...健全な当年度末債権額(A)×過去の徴収不能発生割合(a)
- (2) 徴収不能のおそれのある債権に係る徴収不能見込額(B')...徴収不能のおそれのある当年度末債権額(B)×過去の徴収不能発生割合(b)

- I. 各論（結果及び意見）
[9] 保護・援護課
1. 生活福祉資金貸付事業

(3) 徴収不能の可能性が極めて高い債権に係る徴収不能見込額(C')...徴収不能の可能性が極めて高い当年度末債権額(C)－回収が確実に見込まれる額(c)

<徴収不能発生割合(a)、(b)の計算>

$$\text{徴収不能発生割合} = \frac{\text{その会計年度開始の日前 3 年以内に開始した各会計年度の金銭債権の徴収不能額}}{\text{その会計年度開始の日前 3 年以内に開始した各会計年度終了の時点における金銭債権の帳簿価額の合計額}}$$

新会計基準移行後は上記の方法により徴収不能引当金を計上するため、現状よりも実態に近い徴収不能見込額が計上されることが期待される。ただし、基準が変わったとしても、適切な見積もりが行われなければ、必ずしも実態を反映するとは限らない。たとえば、過去の各会計年度の徴収不能額を実積率の分子として利用するが、過年度において徴収不能額の処理が適切に実施されず、回収不能な債権を徴収不能額として処理していなければ、徴収不能発生割合は実態よりも低い率として算定されてしまう。

以上のように、現状の徴収不能引当金の引当率は 6.1%となっているが、最近の償還率の実績は、資金種類に応じて 30%台から 70%台であり、90%を超えている貸付金はないため、実態に即した引当金が計上されていない。貸付債権合計額は 9,335,578,283 円もあり、仮に引当率が 10%上がれば、933 百万円の徴収不能引当金の追加計上が必要となり、財源であった税金が同額だけ失われることを意味する。適切な徴収不能引当金の計算を行い、財政状況を適切に財務諸表において表現するよう求めるべきである。

- I. 各論（結果及び意見）
 - [9] 保護・援護課
2. 日常生活自立支援事業

2. 日常生活自立支援事業

(1) 事業概要

【事業目的】

日常生活自立支援センター（福岡県社会福祉協議会）の運営に対して助成を行い、支援対象者が自立した地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助及び生活支援員を派遣して日常的な金銭管理等を行う。

【事業内容】

①実施主体及び業務内容

福祉サービスの利用援助事業を福岡県社会福祉協議会と委託している 2 ヶ所の基幹的社会福祉協議会で実施する。

a. 福岡県社会福祉協議会

- ア. 相談業務
- イ. 契約締結審査会の運営・関係機関連絡会議の運営
- ウ. 広報啓発・調査研究
- エ. 生活支援員等の研修等

b. 基幹的社会福祉協議会（県社協、久留米、田川）

- ア. 相談業務
- イ. 利用申請の受付と判断能力の確認
- ウ. 支援計画の策定・契約の締結
- エ. 専門員・生活支援員の配置によるサービス提供等

②利用状況

項目		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
支援対象者の 契約利用数(人)	目標	201	211	221	231	241
	実績	235	310	376	441	510
相談件数(件)	目標	設定せず				
	実績	9,907	12,731	14,747	14,804	16,842

- I. 各論（結果及び意見）
 - [9] 保護・援護課
2. 日常生活自立支援事業

（2）監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

（3）意見

①事業実績の管理について

当事業の支出予算の多くは相談等の対応を行う人件費であるが、県は人件費の一部のみを負担し、残りは「福岡県社会福祉協議会」が負担している。その原因として、専門員 1 名当たりの契約締結件数に関する国の利用基準をベースにして、これに目標利用数を乗じて人件費の見積もりを行っているが、実績件数が目標件数を大幅に上回っていることが挙げられる。

福岡県社会福祉協議会からの実績報告によると、当事業の利用者（契約者）数は、平成 21 年度 235 名、平成 22 年度 310 名、平成 23 年度 376 名、平成 24 年度 441 名、平成 25 年度 510 名と大幅に増加している。平成 25 年度の実績件数 510 名は、前年度比 1.15 倍であり、平成 21 年度比 2.17 倍であるが、対応する専門員は 4 名のまま据え置きされている。

また、問い合わせや相談への対応件数も、平成 21 年度 9,907 件、平成 22 年度 12,731 件、平成 23 年度 14,747 件、平成 24 年度 14,804 件、平成 25 年度 16,842 件と大幅に増加している。平成 25 年度の実績件数 16,842 件は、前年度比 1.14 倍であり、平成 21 年度比 1.70 倍である。

上記のような状況にあるため、目標利用数の設定に当たり、前年度実績数を加味した数値を設定し、適切な予算措置を行うことが望まれる。なお、平成 27 年度予算においては改善する見込であることを申し添える。

- I. 各論（結果及び意見）
 [1 0] 新雇用開発課
 1. 70 歳現役社会推進事業

[1 0] 新雇用開発課

1. 70 歳現役社会推進事業

【事業目的】

年齢にかかわらず、それぞれの意思と能力に応じて、働いたり、NPO・ボランティア活動等に参加し、活躍し続けることができる、選択肢の多い「70 歳現役社会」の実現。

【事業概要】

福岡県 70 歳現役応援センターを中心に、高齢者の活躍の場の拡大、就業・社会参加支援、セミナーの開催等による意識改革を実施。

主な、事業は以下のとおりであり、詳細については、各事業の項目で述べる。

70 歳現役社会推進協議会（1-1 で記載）

70 歳現役応援センターの設置（県内全域展開含む）（1-2 で記載）

70 歳現役社会づくりモデル地域事業（1-3 で記載）

70 歳現役社会実現に向けた高齢者の生きがいづくり促進事業（1-4 で記載）

1-1. 福岡県 70 歳現役社会推進協議会

(1) 事業概要

平成 23 年 9 月、経済団体や労働者団体、高齢者関係団体、NPO・ボランティア団体、行政による「福岡県 70 歳現役社会推進協議会」を設立。官民一体となって「70 歳現役社会」の実現に取り組むこととした。

70 歳現役社会づくりに向けた取り組みの協議・推進、啓発活動、国への提言などを行っている。

【構成団体】

経済団体	福岡県経営者協会、福岡県商工会議所連合会、福岡県商工会連合会、福岡県中小企業団体中央会
労働者団体	日本労働組合総連合会福岡県連合会
高齢者団体	福岡県高齢者能力活用センター、福岡県シルバー人材センター連合会 福岡県社会福祉協議会、福岡県老人クラブ連合会
NPO 団体等	福岡県地域婦人会連絡協議会、地域づくりネットワーク福岡県協議会、 高齢社会をよくする北九州女性の会、ふくおか NPO センター、えふねっと福岡
行政	福岡県、福岡県市長会、福岡県町村会

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

I. 各論（結果及び意見）

〔10〕新雇用開発課

1-2. 70 歳現役応援センター設置（県内全域展開含む）

1-2. 70 歳現役応援センター設置（県内全域展開含む）

(1) 事業概要

【事業内容】

項目	内容
高齢者の活躍の場の拡大	応援センター職員が企業を訪問し、雇用の場を開拓
就業・社会参加支援	応援センターによる総合相談、マッチング支援 専門相談員の配置 合同説明会開催
意識改革（セミナー開催）	企業経営者・人事担当者向けセミナー 従業員向けセミナー ソーシャルビジネスセミナー

【設置場所】

福岡市博多区、北九州市小倉北区（常設オフィス）

久留米市、飯塚市（出張相談）

【実施形態】委託

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①再委託に係る契約方法について

県では、「70 歳現役応援センター」を公益法人に特命随意契約で委託し、同法人は一部業務を民間職業紹介事業者に再委託している。

再委託については、同法人が職業紹介事業所の許可を有していないことにより直接職業紹介を行うことができないため、職業紹介業務に限って外部業者に委託したもので、同法人からの再委託とすることにより、同法人が行う高齢者向け求人開拓との一体的な運営を確保しようとしたことによる。

I. 各論（結果及び意見）

〔10〕新雇用開発課

1-2. 70歳現役応援センター設置（県内全域展開含む）

しかしながら、職業紹介業務のみを委託するのであれば、別途切り離して、契約内容に運営の一体性を確保する内容を施せば、県が直接委託する余地もあると考える。県が委託業務の進捗状況や内容を把握する精度を高めていくためにも、直接委託することを検討すべきと思われる。

なお、平成 26 年度の事業においては、再委託により実施していた業務を直接委託として実施しており、再委託を解消していることを申し添える。

I. 各論（結果及び意見）

〔10〕新雇用開発課

1－3. 70 歳現役社会づくりモデル地域事業

1－3. 70 歳現役社会づくりモデル地域事業

(1) 事業概要

【事業目的】

高齢者の社会参加の場を拡大し、70 歳現役社会づくりのモデルとなる先進的な地域の取り組みに対し、「福岡県 70 歳現役社会づくりモデル地域事業費補助金」を交付。

【補助概要】

項目	内容
補助対象事業	高齢者が主体となり、地域課題（子育て、まちおこし、高齢者の見守り、住民・地域間の交流促進、商業・地場産業の活性化など）の解決に取り組む事業
交付対象者	市町村、商工団体、組合等、NPO 団体等、シルバー人材センター、社会福祉協議会など、地域で活動する団体が一体となった地域協議会（2 団体以上で組織したもの）
補助対象経費	謝金、旅費、会議費、使用料及び会場借料 （概ね事業実施に伴う経費全般であるため以下省略）
補助額	補助対象経費の 2 分の 1。単年度の補助限度額 2 百万円。
補助対象期間	原則として 2 年

I. 各論（結果及び意見）

〔10〕新雇用開発課

1-3. 70 歳現役社会づくりモデル地域事業

【平成 25 年度の補助事業と事業内容】

平成 25 年度では以下の 4 事業に対し補助を交付している。

実施地域 「事業名」 (補助開始年度)	事業内容
みやこ町 「みやこ町買物弱者 支援事業」 (平成 24 年度～)	①高齢者スタッフによる配食事業の実施 配食サービスでの高齢者スタッフ 7～8 名雇用 ②お弁当・日用品宅配お届けサービスの実施 宅配サービスでの高齢者スタッフ 1 名雇用
飯塚市 「飯まち生涯元気プ ロジェクト事業」 (平成 24 年度～)	①おたっしや倶楽部の運営 商店街内に無料相談・情報提供・交流の場を提供する場として おたっしや倶楽部を開設。 シニアマネージャーが常駐、相談や高齢者支援事業のパンフレッ トを配布 ②市民農園設置事業 体験型市民農園の設置 ③食育レシピ 健康レシピを作成し、おたっしや倶楽部において配布
筑後市 「恋のくにちくご どげんしよんね 元 気でおいバイ事業」 (平成 25 年度～)	①無料宅配サービス 買い物弱者への支援 ②高齢者の見守り事業 筑後市との協定締結による高齢者の健康チェック ③地域安全パトロール事業 宅配時に道路異状や不審者の有無を目視 ④シルバー人材センターの就労機会拡大事業 ⑤筑後市立図書館登録店としての図書の配達回収
苅田町 「かんだ 70 歳現役 社会づくり応援事業」 (平成 25 年度～)	①かんだセカンドライフ応援センターの開設 (平成 26 年 3 月 28 日オープン) ①企業活性化事業 団塊の世代で、現役を退いた人を町内企業に紹介 ②商店街活性化事業 買い物弱者の支援による商店街の売上向上・活性化 ③未来～夢～事業 学校、地域密着型の世代間交流 (登下校の見守り、放課後クラブ指導、伝統継承、地域活動、地域 見守り隊結成)

I. 各論（結果及び意見）

〔10〕新雇用開発課

1-3. 70 歳現役社会づくりモデル地域事業

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①変更承認申請について（苅田町）（筑後市）（みやこ町）

補助要綱では、「経費配分の変更をしようとするとき、その経費区分ごとの 20%を超える変更については、あらかじめ、補助金に係る補助事業の内容（経費）変更承認申請書を提出し、県の承認を受けなければならない」としている。

しかしながら、20%超の変更が生じているにも関わらず、変更承認申請書は提出されていない。補助要綱に従い、変更承認申請書の提出が必要である。

このような実態となっている理由について、県では以下のとおり説明している。

県と補助事業者とは、事業の計画段階から実績報告に至るまで密に連絡を取りながら情報共有を図ってきたものである。この事業は、1 年目に協議会を設立し、構成団体が協議を進めながら事業を行うという性格を有している。協議の過程で、変更の可能性がある、その都度計画変更の手続きを行うことは煩雑となるため、手続きを省力化して節目節目で申請させることとしたものである。

なお、変更割合だけで変更申請の可否を判定することとすると、少額の変更であっても、変更申請の必要が生じてくることとなり、事務手続きが煩雑である。要綱を改正し、変更割合だけでなく、金額基準を合わせて設定する等の工夫が必要であると考えられる。

<変更申請が必要であった経費>

団体	費目	計画額（円）	実績額（円）	割合（%）
苅田町	旅費	115,000	75,630	▲34.2
	備品購入費	656,400	823,576	+25.8
	チラシ作成費	400,000	264,356	▲33.9
筑後市	委託費	1,943,760	1,028,412	▲47.1
	会議費	20,000	0	▲100.0
	広報費	565,180	1,065,432	+88.5
	消耗品費	20,000	420	▲97.9
	雑費	219,472	299,129	+36.3

I. 各論（結果及び意見）

〔10〕新雇用開発課

1-3. 70歳現役社会づくりモデル地域事業

団体	費目	計画額（円）	実績額（円）	割合（％）
みやこ町	人件費	2,422,500	3,824,018	+57.9
	通信運搬費	436,560	664,669	+52.3
	弁当原価	2,280,000	1,408,475	▲38.2
	消耗品備品費	72,000	457,161	+534.9
	買物支援配送経費	1,831,000	523,562	▲71.4
	雑費	0	201,499	—

（各補助交付団体の事業実績報告より作成）

I. 各論（結果及び意見）

〔10〕新雇用開発課

1－4. 70 歳現役社会実現に向けた高齢者の生きがいがづくり促進事業

1－4. 70 歳現役社会実現に向けた高齢者の生きがいがづくり促進事業

(1) 事業概要

【事業目的】

高齢者が、年齢にかかわらず、それぞれの意思と能力に応じて、働いたり、NPO・ボランティア活動等を通じて社会で活躍することができる、選択肢の多い「70 歳現役社会」の実現のため、高齢者の NPO・ボランティアへの参加を促すウェブの制作・運営、勉強会等の開催、普及啓発事業を行うことにより、高齢者の社会参加を促進する。

【経緯】

県新社会推進部社会活動推進課（NPO・ボランティアセンター）所管事業「NPO と県との新たな公共サービス提供事業」（NPO・ボランティア団体から企画案を募り内容審査のうえ、委託先を決定）において、特定非営利活動法人が企画提案したものが採択され、新雇用開発課にて実施している事業である。平成 25 年度からスタートし 3 年間の継続が可能である。

【事業内容】

① 「生きがいがづくりナビ」の制作及び運営

県内で活動する NPO・ボランティア団体等を中心に、高齢者目線に立った情報発信を行うウェブサイトの制作・運営。

② 「NPO・ボランティア勉強会／体験会」の実施

高齢者が NPO・ボランティア活動についての実感を持つ機会を設けることを目的とした、70 歳現役で活躍する高齢者による勉強会や、NPO 入門講座、NPO・ボランティア体験ツアーなどの開催

③ 「70 歳現役」普及啓発ポスター・チラシ制作

本事業に関するポスターやチラシを作成し、県内の公民館や市町村などを中心に、70 歳現役社会づくりの普及・啓発を行う。

【実施方法】 委託

I. 各論（結果及び意見）

〔10〕新雇用開発課

1-4. 70 歳現役社会実現に向けた高齢者の生きがいがづくり促進事業

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①事業実績について

勉強会・体験会の開催について、仕様書においては、開催回数 5 回程度、参加者数各 15 名程度、計 75 人程度の参加を目標としているが、事業報告においては、33 名 概ね 50% 程度の集客となっている。

目標数値として、決して高くない印象を受けるが、ニーズを調査する等により、実施内容の見直しや、周知方法の検討が必要と思われる。

②事業の内容の重複について

Web サイト「生きがいがづくりナビ」のコンテンツは、主に、70 歳現役社会の啓発記事、NPO 体験会・勉強会の募集、活動レポート、NPO・ボランティア団体の検索で構成されている。

「福岡県 70 歳現役応援センター」の Web サイトと内容が重複している印象を受ける。

別にサイトを立ち上げるのではなく、コンテンツのみ「福岡県 70 歳現役応援センター」の Web サイトに取り込むという方法も考えられる。

事業開始の経緯が、「NPO と県との新たな公共サービス提供事業」という NPO との連携に意義があったとしても、既存事業と重複する事業に関しては、効率性を追求すべきであると思われる。

- I. 各論（結果及び意見）
 - [1 0] 新雇用開発課
- 2. シルバー人材センター育成・強化事業

2. シルバー人材センター育成・強化事業

(1) 事業概要

【事業目的】

定年退職後の臨時的・短期的な就業機会の確保を図るシルバー人材センターの育成強化。

【事業内容】

項目	内容
①市町村シルバー人材センターの運営助成	福岡県高年齢者労働能力活用事業費補助金の交付
②福岡県シルバー人材センター連合会に対する助成	公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会補助金の交付
③シルバー人材センターの運営指導	<ul style="list-style-type: none"> ・「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく指導・監督 ・「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づく指導・監督

【シルバー人材センターの状況】

- ・「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」を法根拠とする団体。
- ・平成 25 年度末時点で、福岡県内に 42 センターあり、54 市町村で設置。未設置町村は 6 町村。

【補助の内容】

①市町村シルバー人材センター運営助成（福岡県高年齢者労働能力活用事業費補助金）

目的	シルバー人材センターの設置促進、育成・強化
交付対象	ア. 国の高年齢者就業機会確保事業等補助金の補助対象となったシルバー人材センターの所在地の市町村長 イ. ア以外で新たに設立された小規模シルバーセンターの所在地の市町村長 ウ. 新たに補助事業を実施する市町村を受入れ、広域的に補助事業を実施するセンター又は小規模センター
補助額	ア. 市町村シルバー人材センターに対する国庫補助の 1/3 の額（限度額 3,000 千円）（補助を開始した年度から 10 年間） イ. 市町村が補助した額の 1/2（限度額 3,000 千円）（1 年度限り） ウ. 対象経費 限度額 500 千円（1 年度限り）

※平成 25 年度での支給実績は交付対象アに係るもののみである。

- I. 各論（結果及び意見）
 [10] 新雇用開発課
 2. シルバー人材センター育成・強化事業

②（公社）福岡県シルバー人材センター連合会に対する助成
 （公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会補助金）

目的	高齢者の就業機会の増大と福祉増進を図るため、福岡県シルバー人材センター連合会が行う高齢者労働能力活用事業に対する補助を実施。
補助対象経費	国の高齢者就業機会確保事業等補助金交付要綱に掲げる補助対象経費（補助率 1/2）
補助額	交付対象経費の実支出額と補助金交付決定額のいずれか低い額

（2）監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

（3）意見

①補助交付先の管理について（公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会補助金）
 【福岡県シルバー人材センター連合会への意見含む】

今回、監査の中で、補助交付先である福岡県シルバー人材センター連合会の資料を閲覧したところ、同団体の財務規程に反した、以下（ア）（イ）の契約処理が行われていたことが判明した。

（ア）指名競争入札及び特命随意契約について

取引先 A 社から購入する平成 25 年度メモ帳代 1,862,700 円は 100 万円以上の取引であるが、競争入札を実施していなかった。

「公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会財務規程」の第 30 条(指名競争入札)において、「予定価額が 100 万円以上の請負契約」については原則として指名競争入札を行う旨を規定しているが、指名競争入札を実施していない。具体的には、業者登録、積算、仕様書作成等を伴う指名競争入札は実施していないが、A 社及び B 社より見積書を徴取し、他の広告物との関係にも配慮しつつ提示額の安い A 社を採用していた。ある程度の競争性はあるものの、財務規程には違反しているため、競争入札を実施すべきである。

また、オリジナルカレンダーについて、契約額が 1,216,404 円と 100 万円を超えているが、メモ帳を A 社に委託していたため、イメージ統一を理由に特命随意契約としている。「公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会財務規程」の第 30 条(指名競争入札)において、「ただし、指名競争入札により難しいものについては、この限りではない」とあり、例外を認めているが、イメージ統一が理由であれば、メモ帳とカレンダーを合わせたところで

I. 各論（結果及び意見）

[10] 新雇用開発課

2. シルバー人材センター育成・強化事業

競争入札を実施する等の対応が考えられる。このような広告に関する契約は、価格のみではなく質的な評価が求められるため、プロポーザル方式による総合的な評価の方法も検討する余地があるものと思われる。

(イ) 随意契約に係る見積入手について

随意契約について、「公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会財務規程」の第 32 条(随意契約)において、「指名競争入札による契約以外の契約を行う場合は原則として随意契約により行うことができる」とされ、また、「随意契約の方法による場合は、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴する」旨が規定されているが、複数業者からの見積書を徴することなく、1 社からの見積もりにより契約している事例がある。例えば、機関誌「シルバー連合会ふくおか」第 35 号の印刷製本費 652,050 円について、見積書を 2 人以上から徴していない。

センターは全般的に見ても、指名競争入札及び見積書徴取を実施しておらず、「公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会財務規程」の第 30 条(指名競争入札)及び第 32 条(随意契約)に違反している。財務規程に従った財務事務を実施すべきである。

県では、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき、3 年に 1 回の指導監査を実施している。

しかしながら、上記のように、福岡県シルバー人材センター連合会において、財務規程に反した取り扱いが散見されており、補助事業に関する事務の適正化を図る観点から、監査の実施方法や事務指導の工夫が望まれる。

I. 各論（結果及び意見）

〔 1 1 〕 住宅計画課

1. 地域優良賃貸住宅供給促進事業費

〔 1 1 〕 住宅計画課

1. 地域優良賃貸住宅供給促進事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

- ①高齢者をはじめとした住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、バリアフリー等を備えた地域優良賃貸住宅の供給を推進する。
- ②住宅確保要配慮者に対する以下の事業を実施する。
 - a. 低収入である高齢者に対し家賃の減額補助を行うことにより、高齢者の居住の安定確保を図る。
 - b. 中堅所得者層の入居者に対し家賃の減額補助を行うことにより、住環境の向上に伴う金銭的負担の軽減を図る。
 - c. 公社が建設した特定優良賃貸住宅の借入金に対する利子補給を行うことにより、良質な住宅の供給促進を図る。

【背景】

少子高齢化の急速な進展に伴い、高齢者や子育て世帯をはじめとした住宅確保要配慮者に向けた住宅の充足が課題となっている。高齢者の身体状況の変化に対応できる住宅、また子育て世帯等についてもバリアフリー化された住宅が必要とされており、また賃貸住宅においては高齢を理由に入居を拒まれる実態がある。

【事業概要】

①地域優良賃貸住宅建設費補助金

県が認定を行った地域優良賃貸住宅の建設費用に対して補助を行う。

(補助対象部分)

新規建設：建設にかかる費用の 1/6

改良：改良に係る費用の 2/3 (住宅の共用部分、共同施設 (緑地、通路、広場)、加齢対応構造費 (EV、住戸内部のバリアフリー化等) が対象)

②高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助金

高齢者向け優良賃貸住宅の入居者に対して家賃減額補助を行う市町村に対して 20 年間補助を行う。

補助金 = (設定家賃 - 入居者負担額) × 1/4 (国が 1/2、市町村が 1/4 を補助)

I. 各論（結果及び意見）

〔11〕住宅計画課

1. 地域優良賃貸住宅供給促進事業費

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①地域優良賃貸住宅建設費補助における補助対象事業の普及状況について

平成 25 年度において、補助金の受給件数は 1 件(クラシオン白山)のみである。当初予算では 3 件、75,643 千円を計上していたが、最終的な実績額は 16,232,000 円、予算消化率は 21.5%でしかなかった。当事業を開始した当初は高齢者の住居を安定的に確保するという意義があったのであろうが、当該意義が現在も継続しているのかどうか検討すべきである。

以前はこの制度の利用事業者が多かったものの、現在では国の直接補助を受けている事業者が多いこと、例えば、サービス付高齢者向け住宅が思い起こされる。しからば、他の事業も含めたところで、全体としての高齢者向け住宅に関する統計データを把握し、事業継続の要否を検討することが望まれる。

クラシオン白山の平成 26 年 10 月 25 日時点における空室状況を確認したところ、平成 26 年 7 月に完成しているが、高齢者向けは全 10 室中の 5 室が空室であり、空室率が 50%と高く、利用者の入居が進んでいない。完成後 3 ヶ月程度経過してもこのような状況であることを勘案すると、平成 25 年度の補助事業として必要な施設であったか否か疑問が持たれる。

事業継続の検討に当たって、当事業は高齢者に限定されたものではなく、子育て世帯にとっては唯一の事業であり、廃止すれば子育て世帯にとっては補助制度がなくなるという懸念もあろう。しかしながら、年間 1 棟程度の補助事業であれば、恩恵を受けられる子育て世帯は極めて僅かであることから、当制度の活用を今後検討すべきである。

②高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助における補助金の支給額計算方法について

補助金の計算方法は、施設事業者の設定する家賃と入居者の負担する額の差額を補助金としているが、この入居者負担額の計算方法が複雑になっている。具体的には、入居者の所得や規模係数・立地係数に基づき計算されているが、計算式が複雑な割には入居者負担額の差が僅少となっている。

I. 各論（結果及び意見）

〔11〕住宅計画課

1. 地域優良賃貸住宅供給促進事業費

たとえば、月額所得が 123,000 円未満の入居者には所得 0 円の入居者が散見される。所得 0 円の入居者の負担額が 40,400 円であるのに対して、所得 178,000 円の入居者の負担額は 49,700 円と、所得の差が最大 178,000 円ある入居者の負担の差が 9,300 円しかないのは負担能力の観点から疑問に思われる。

また、複雑な計算式の設定により、職員の事務手続が煩雑になっているにもかかわらず、結果として入居者の負担にあまり差が発生しないのは、事務の効率性に問題があるように思われる。

この補助金の計算方法については、国により決められている（国土交通省告示第 1295 号による）ため、県としては如何ともしがたいが、今後の在り方については国と協議していくべきであろう。

- I. 各論（結果及び意見）
[1 1] 住宅計画課
2. 住宅情報提供推進事業費

2. 住宅情報提供推進事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

- ①現在、消費者は住宅に関する情報を民間メディアの活字媒体を中心に入手しているが、企業の営業に直接つながっている情報に対する不安材料が多く、公的な機関による情報提供が切望されており、これに応えるため公的な機関による積極的な情報提供を実施することを目的とする。
- ②住宅リフォームの企画段階に施主からの相談により、アドバイザーを派遣し、現地調査のうえ直接施主にアドバイスを行うことにより、既存住宅の質の向上と有効活用を促進することを目的とする。

【事業概要】

- ①あんしん住宅事業
生涯あんしん住宅の管理・運営
- ②アドバイザー派遣事業
アドバイザー派遣事務局の運営、バリアフリーアドバイザーの派遣

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①あんしん住宅事業における委託の成果について

当事業では、目標数 9,000 人に対して、実績は 7,174 人と、目標達成率 79.7%である。ピーク時の平成 9 年度 16,690 人、平成 10 年度 11,111 人に比較すると大幅に減少している。今回の事業を監査した結果、当事業がその目的を十分に達成できているとは判断できなかった。

繰り返しになるが、平成 25 年度の目標は 9,000 人であり、この目標数は平成 19 年度から横ばいとなっている。これに対して、実績は 6,000～7,000 人台と毎年未達となっている。実績が目標に達しない場合、その原因を分析したうえで、事業の統廃合や目標を達成する

- I. 各論（結果及び意見）
 - [1 1] 住宅計画課
2. 住宅情報提供推進事業費

ための改善策、若しくは目標そのものを見直す等の検討をすべきである。

実績管理は不十分であるが、仮に目標を達成しなかったとしても 7,000 人も利用しており、施策に対して一定の需要があるため問題はないとする意見もあり得る。しかしながら、限られた予算を有効に活用するに当たっては、施策への優先順位付けを行うことが重要であろう。

「あんしん住宅」に関する事業について、実際に住宅を建設し展示する必要があるのか若しくは、広報誌やインターネット上の情報開示等で十分ではないか、等について慎重に検討すべきである。

②あんしん住宅事業における特命随意契約の理由について

当事業は委託先である「一般財団法人福岡県建築住宅センター」に特命随意契約にて契約している。理由書によると、a. 平成 8 年度からあんしん住宅の管理運営をてがけていてノウハウがあること、b. バリアフリーや防犯、耐震などの様々な情報を有していること、c. 別途センターが実施している住宅相談事業と連携を図ることで総合的な対応ができること、以上 3 点を挙げている。

理由 a 及び b について、当事業は特殊な事業ではなく、民間業者を含めてバリアフリーや防犯等に関する同様のノウハウを持つ事業者は数多く存在すると思われ、理由 c について、別途実施している住宅相談事業との連携による効果に関する具体的な検証がなされていないこと、また、以前から管理しているという理由では他の事業者の参入を妨げることになるため、不適當である。

また、特命随意契約により見積書を徴求した結果として、見積金額が 3 回目で 7,144,000 円となり、入札書(見積書)比較価格である 7,204,000 円の 99.2%と、ほぼ予定価格で契約する結果となっている。

今回の見積書提出は、1 回目が 7,290,000 円、2 回目が 7,217,000 円であり前回比は▲73,000 円の減少、3 回目が 7,144,000 円で前回比▲73,000 円の減少と、1 回目の見積額 7,290,000 円の 1%である 73,000 円ずつの値下げとなっている。これでは、形式的に見積もり合せであっても、その実効性は低いものと思われる。

特命随意契約に当たっては、受託者が受託するに当たっての能力的な十分条件だけでなく、その相手以外に候補者が全く存在しないという必要条件について検討する必要がある。

- I. 各論（結果及び意見）
 - [1 1] 住宅計画課
2. 住宅情報提供推進事業費

③アドバイザー派遣事業における委託の成果について

事業の予算策定に当たっては、事業目標等について検討する必要があるが、予算資料において、目標とする成果指標の記載が明確になされていない。当事業は、当初予算額 2,723,000 円、当初委託契約額 2,684,423 円であったが、変更契約により 1,241,752 円へ大幅減額されている。主な減額理由はアドバイザーの派遣件数が 60 件から 20 件へ減少したことである。

また、年間派遣件数 20 件に対して、契約金額 1,241,752 円ということは、派遣 1 件当たりで 62,088 円のコストが生じていることになる。県内の高齢者のうち 20 件（世帯）だけが当サービスの便益を享受したことになり、公平性の観点から疑問が持たれる。

以上より、当事業は年間派遣件数が 20 件しかなく、県民に広く活用されているとは言い難い。

Ⅱ．総論（意見）

1．社会福祉法人について

Ⅱ．総論（意見）

1．社会福祉法人について

1－1．社会福祉法人の現状

(1) 社会福祉法人に関連する事業の監査について

包括外部監査のテーマとして高齢者向けの施策を選定するに当たり、監査の対象範囲に社会福祉法人に関連する事業も含めている。これは、社会福祉法人が高齢者向けの施策の中でも重要な役割を果たしており、社会福祉法人の関与する事業を避けて監査を実施することはできないためである。また一方では、社会福祉法人を取り巻く環境の変化から社会の期待に応えていないのではないかとの議論もあり、県内における状況について検討する必要があると思われたためである。

(2) 社会福祉法人制度の概要

社会福祉法人に関連する事業の監査を実施するに当たって、以下に社会福祉法人の現状について記載する。なお、(2) 社会福祉法人制度の概要から(4) 社会福祉法人の課題をまとめるに際して、国の公表した報告書である「社会福祉法人制度の在り方について」(厚生労働省 社会福祉法人制度の在り方等に関する検討会 平成 26 年 7 月 4 日)を抜粋要約している。

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立される法人である。制度が創設された昭和 20 年代は戦後間もなく生活困窮者が多く、行政の資源が不十分なため民間資源の活用が求められていた。そこで、行政機関がサービスの対象者とサービスの内容を決定し、それに従い事業を実施する仕組みである「措置制度」が設けられ、措置を受託する法人に行政が特別な規制と助成を可能とするため社会福祉法人という特別な法人格が活用された。

このような制度設計の背景により、社会福祉法人は、①社会福祉事業を行うことを目的とする公益性、②法人に所有の概念がなく、残余財産は国庫等に帰属する非営利性、③所轄庁による設立認可により設立される公益法人としての性格を有している。また、行政からの補助金や税制優遇を受ける一方、所轄庁の指導監督を受けてきた。したがって、上記

Ⅱ．総論（意見）

1－1．社会福祉法人の現状

歴史的諸制約から、社会福祉法人は民間事業者ではあるものの、行政サービスの受託者として公的性格の強い法人となっている。

(3) 社会福祉法人制度を取り巻く状況の変化

①社会情勢・地域社会の変化

昭和 50 年代以降の急速な少子化・高齢化に加え、平成 17 年前後からは人口減少が進んでいる。特に、65 歳以上の高齢者では、認知症の高齢者が増加し、また、世帯主が 65 歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく傾向にある。一方、経済基調の変化に伴う終身雇用慣行の変化の中で、特に若年層を中心に失業者や非正規雇用労働者等が増加しており、現役世代に対する社会保険や企業の福利厚生などによる支えが得られ難い傾向にある。

②社会福祉制度の変化

介護保険制度が平成 12 年に全面施行され、在宅サービスを中心に着実に利用者が増加している。また、介護の場所について希望を調査したアンケート結果では、従来のような施設への入所ではなく、自宅での介護を希望する人が 70%を超えている。こうした社会構造の変化や利用者のニーズに応えるため、高齢者介護分野を中心に「地域包括ケアシステム」の構築が進められている。また、障害者支援制度や子ども・子育て支援制度、生活困窮者への支援においても、制度の充実等が進められている。このような各福祉サービスの近年の改革を見ると、今後の福祉サービスの見通しとして、a. 措置から契約へ、b. 市町村中心の取り組み、c. 在宅生活を支援するサービスの充実、d. 自立支援の強化、e. サービス提供体制の多様化、が進んでいくと考えられる。

③公益法人制度の変化

旧民法第 34 条に基づく公益法人は、公益性の判断基準が不明確であり、営利法人に類似する法人等が主務大臣の許可によって多数設立され、税制上の優遇措置や行政の委託、補助金、天下りの受け皿等について様々な批判を受け、平成 18 年に公益法人制度改革が行われている。これにより、旧民法第 34 条に基づく公益法人は、主務官庁制・許可主義制が廃止され、登記のみによって設立される一般社団法人・一般財団法人と民間有識者による委員会の意見に基づき行政庁が認定する公益社団法人・公益財団法人とに再編された。

Ⅱ．総論（意見）

1－1．社会福祉法人の現状

④最近の社会福祉法人に対する主な指摘

（いわゆる内部留保に関する指摘）

平成 23 年に社会福祉法人が黒字を溜め込んでいるという報道があり、同年の社会保障審議会介護給付費分科会にて、特別養護老人ホーム 1 施設当たり平均約 3.1 億円の内部留保があると報告された。

（規制改革会議における議論）

規制改革会議では、社会福祉法人が補助金や税制優遇を受けていながら財務諸表の公表がなされていないことが指摘され、平成 24 年度分の財務諸表の公表指導及び状況調査が提言された。しかしながら、公表状況の調査の結果では 52.4%の社会福祉法人しか財務諸表を公表しておらず、公表不十分との厳しい意見が相次いだ。また、平成 25 年以降は、「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットィング」が重点課題とされ、平成 26 年には社会福祉法人に対して a. 社会福祉法人の財務諸表の開示や経営管理体制の強化と、b. 社会貢献の義務化を内容とする規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）が閣議決定されている。

（社会保障制度改革国民会議等の提言）

日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）では、規制改革会議の答申等を受け、社会福祉法人の財務諸表の公表推進、法人規模拡大の推進等の経営を高度化するための仕組みの構築を実施すべきとされている。

また、平成 25 年 8 月にとりまとめられた社会保障制度改革国民会議報告書においては、社会福祉法人制度について、

- a. 医療法人・社会福祉法人について、非営利性や公共性の堅持を前提としつつ、例えばホールディングカンパニーの枠組みのような法人間の合併や権利の移転等を速やかに行うことができる道を開くための制度改革
- b. 社会福祉法人について、非課税とされているにふさわしい国家や地域への貢献が必要との見解が示され、社会福祉法人の規模拡大や更なる地域への貢献が求められている。

(4) 社会福祉法人の課題

①地域ニーズへの不十分な対応

社会福祉法人による地域貢献等への取り組みが一部の法人にとどまっていることや、取り組みを実施している法人が利用者・地域住民等から評価される仕組みがないことにより、社会福祉法人の役割や存在意義が認識されていない状況にある。

Ⅱ．総論（意見）

1－1．社会福祉法人の現状

②財務状況の不透明さ

他の非営利法人による情報公開が格段に進んでいるにもかかわらず、社会福祉法人については、財務諸表等を幅広く国民一般に公表することは義務とされておらず、自主的に公表している法人は半数程度にとどまっている。このことが、社会福祉法人に対する地域住民の理解を阻害し、内部留保についての説明責任が十分になされていないと言われている。

③ガバナンスの欠如

社会福祉法人の組織体制は、他の非営利法人等の制度と比較してガバナンスを確保する仕組みが十分ではなく、一部の法人では、創設者等の理事長があたかもオーナーであるかのように経営を行い、法人を私物化しているという批判がある。

④いわゆる内部留保

社会福祉法人は、制度や補助金、税制優遇に守られて高い利益率を有しており、これを社会福祉事業等への積極投資や地域還元することなく、内部留保として無為に積み上げているとの批判がある。

この点については、「介護老人福祉施設等の運営及び財務状況に関する研究事業」（平成 25 年 3 月）により、そもそも内部留保を蓄積しているといっても他の社会福祉事業に投資されている部分は既に活用されており、残りについても将来の施設の建て替え費用として合理的に説明可能な部分が多いことなど、必ずしも内部留保の額だけで一律には論じられないことに留意すべきである。

しかし、いわゆる内部留保を巡る議論は、社会福祉法人が自らの経営努力や様々な優遇措置によって得た原資をもとに社会福祉事業を充実したり、社会又は地域に福祉サービスとして還元したりしないのであれば、その存在意義が問われるという点にあり、真摯に受け止める必要がある。

⑤他の経営主体との公平性（イコールフットィング）

多様な経営主体が参入する介護・保育事業等における社会福祉法人と株式会社等との役割を巡って、特別養護老人ホーム等の参入規制の緩和や、社会福祉法人と株式会社や NPO との財政上の優遇措置の見直しに関する議論がある。有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅など多様化する高齢者施設へ株式会社等の参入が自由に認められる中で、社会福祉法人の運営する特別養護老人ホームの役割が議論されている。

Ⅱ．総論（意見）

1－1．社会福祉法人の現状

(5) 課題の検討状況

平成 26 年 8 月以降、上記（4）社会福祉法人の課題について国において検討が進められており、主な検討状況は以下のとおりである。なお、以下を記載するに際して、厚生労働省社会保障審議会福祉部会の資料を抜粋要約しているが、今回の監査に関連する項目を中心にまとめており、必ずしも審議の内容を網羅的に記載するものではない。

理事、評議員会、監事など社会福祉法に規定されている社会福祉法人の経営組織は、社会福祉法人制度発足以来のものであり、今日の公益法人に求められる内部統制の機能を十分に果たせる仕組みとはなっていない。

社会福祉法人が備えるべき公益性・非営利性を徹底するためには、公益法人制度改革を参考にしながら、公益財団法人と同等以上の公益性・非営利性を担保できるガバナンスが必要である。

今後の福祉ニーズの多様化・複雑化を見据えた場合、公的セクターや市場における福祉サービスの供給だけでは、こうしたニーズに十分に対応することは困難である。公益性と非営利性を備えた民間法人である社会福祉法人が、地域のニーズにきめ細かく対応し、それらを充足していく事が重要であるが、効率的・効果的に福祉サービスを供給していく観点から、今後議論を深めていく事が重要である。

①組織運営の在り方

a. 理事・理事長・理事会に関する事項

ア. 課題

- ・理事、理事長の役割、権限の範囲が明確ではない。
- ・理事の義務と責任が法令上規定されていない。
- ・理事会による理事・理事長に対する牽制機能が制度化されていない。
- ・理事会（理事の同意）により理事を選任する場合は、法人の業務執行の決定機関が執行機関の人選を行うこととなり、恣意的な法人運営を招くおそれがある。

イ. 考え方

- ・理事の義務と責任を法律上明記してはどうか。（善管注意義務、忠実義務、法人に対する損害賠償責任、特別背任罪の適用等）
- ・理事長を、代表権を有する者として位置付け、権限と義務を法律上明記してはどうか。（業務の執行、理事会への職務執行状況の報告等）
- ・理事・理事長に対する牽制機能を働かせるために、理事会を法人の業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事の職務執行の監督、理事長の選定及び解職等の権限を法律上明記してはどうか。（業務執行の決定、理事の職務執行の監督、理事長の選定及び解職、計算書類・事業報告の承認等）

Ⅱ．総論（意見）

1－1．社会福祉法人の現状

b. 監事に関する事項

ア. 課題

- ・財務諸表が不正確との実態があり、監事機能が十分に機能していないのではないか。
- ・理事会が監事を選任する現行の仕組みの下では、独立した立場から監査を行うことが困難ではないか。
- ・理事・職員に対する事業報告の要求や財産の調査権限、理事会に対する報告義務等が定められていない。
- ・重要な役割を果たす監事の責任が明確にされていない。

イ. 考え方

- ・一般財団法人・公益財団法人と同様に、監事を選任・解任は評議員会の議決事項とすべきではないか。
- ・監事の定数については、法律上 2 人以上とし、財務会計及び社会福祉事業に精通する者を選任することとしてはどうか。
- ・監事の権限として、理事、職員に対する事業報告の要求や財産状況の調査権限等を法律上規定してはどうか。
- ・監事の義務として、新たに理事会への出席義務、理事が不正行為をした場合等における理事会への報告義務等を法律上規定してはどうか。
- ・監事の責任についても、明確化し、適正かつ公正な監事監査を促すようにしてはどうか。

②運営の透明性の確保の在り方

a. 財務諸表、活動状況、経理状況の公表

ア. 課題

- ・備え置き・閲覧の対象となる書類、閲覧請求者が公益財団法人等と比較して限定されている。
- ・財務諸表や現況報告書の公表を通知において義務付けているが、法令上の根拠がない。
- ・役員報酬基準、役員区分ごとの報酬等の総額について、公表する仕組みとなっていない。

イ. 考え方

- ・社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人制度や規制改革実施計画を踏まえ、
 - 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とするとともに、閲覧請求者を国民一般とすること

II. 総論（意見）

1-1. 社会福祉法人の現状

- 貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすることを法令上、明記してはどうか。
- ・すでに通知により公表を義務付けている現況報告書（役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引内容を含む。）については、規制改革実施計画を踏まえ、役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表対象とすることを法令上、明記してはどうか。
- ・公表の方法は、国民が情報入手しやすいホームページを活用してはどうか。

③行政の関与の在り方

a. 所轄庁による指導監督の在り方の見直し

ア. 課題

- ・不適正な支出や会計処理に対して、監事や所轄庁による専門的な見地からの監査が十分に機能していないとの指摘がある。
- ・社会福祉法人に対する指導監督は、画一的な対応などがとられているため、機動的な運営を阻害しているとの指摘がある。法人の自律性を前提とした指導監督が必要。
- ・評議員会の位置づけを諮問機関から議決機関へ改め、評議員の構成を見直す場合、地域住民や利用者の意見を法人運営に反映する場がないのではないか。
- ・公益財団法人制度において行政庁に付与されている立入検査など実効性のある検査を実施する権限に関する規定が明確にされていない。

イ. 考え方

- ・社会福祉法人に対する指導監督については、法人運営の中で行政が関与すべき範囲を明確にして重点的に監査等を行うとともに、専門性を要する分野等においては外部の機関等を積極的に活用することにより、全体として指導監督の機能強化を図るべきではないか。

具体的に以下の事項などに取り組んではどうか。

（会計監査人の設置義務付け）

一定規模以上の法人（基準は収益※及び負債を設定）に会計監査人の設置を義務付ける。

（運営協議会の設置）

法人ごとに地域代表や利用者代表の意見を聴く場（「運営協議会」）を置くことができることとする。

（外部監査等の実施による監査との役割分担）

専門的な見地と地域住民・利用者の視点から、適正な法人運営の担保を効果的に行うため、以下の一定の要件を満たす法人については、定期監査の実施周期の延長や監査項目の重点化等の仕組みを導入。

Ⅱ．総論（意見）

1－1．社会福祉法人の現状

- ①社会福祉法人制度改革に即したガバナンスや運営の透明性の確保、財務規律の確立等に適切に対応している法人
 - ②財務諸表や現況報告書のほか、会計監査人が作成する会計監査報告書及び「運営協議会」の議事録を提出して、所轄庁による審査の結果、適切な組織運営・会計処理の実施や地域等の意見を踏まえた法人運営が行われている法人
- ・その他、所轄庁の指導監督については、
- ①法令違反等の不適正な運営が行われていないかを確認し、実効性ある是正措置等を講ずることができるよう、立入検査等詳細な検査に係る権限規定
 - ②経営改善や法令遵守等の徹底の観点から、勧告・公表に係る規定を整備してはどうか。

b. 国・都道府県・市の役割と連携の在り方の見直し

ア. 課題

- ・社会福祉法においては、国・都道府県は所轄庁としてのみ位置づけられ、広域的な行政機関等としての役割が明確にされていない。特に、都道府県が市を支援する仕組み等がないことから、市において適切な対応が難しい場合があるといった指摘がある。
- ・所轄庁に提出される財務諸表、現況報告書等の情報については、所轄庁が保有するのみで、市から都道府県、国に報告される仕組みがなく、データとして活用されていない。
- ・広域的に事業を展開する法人の場合に、法人所轄庁と事業所・従たる事務所が所在する区域の法人所轄庁との連携についての仕組みがない。

イ. 考え方

- ・今後の社会福祉法人の指導監督については、国・都道府県・市それぞれの役割に応じて、連携・支援する仕組みとすべきであり、所轄庁としての役割のほかに、
 - 都道府県においては、広域的な地方公共団体として、管内の市による指導監督を支援する役割
 - 国においては、制度を所管し、適正な運用を確保する役割を担うこととし、そのために必要な連携等に係る規定を整備すべきではないか。
- ・また、財務諸表、現況報告書等については、所轄庁として法人の指導監督等に活用するほか、
 - 都道府県は、広域的な地方公共団体として、管内の法人に係る書類を収集の上、法人規模や地域特性に着目した分析を行う等により、管内所轄庁の支援、地域住民のサービス利用、法人による経営分析に活用できるようにし、
 - 国においては、都道府県において収集した情報を基に、全国的なデータベースを

Ⅱ．総論（意見）

1－1．社会福祉法人の現状

構築すべきではないか。

- ・法人の広域的な事業展開に対応するため、法人所轄庁と当該法人の事業所又は従たる事務所が所在する区域の法人所轄庁である都道府県又は市との連携に関する所要の規定を認定NPO法人の監督の仕組みを参考に整備すべきではないか。

④業務運営・財務運営の在り方

④-1.適切かつ公正な支出管理

a. 役員報酬

ア. 課題

- ・役員報酬について、理事会の議決を経て、理事長が定める現行の仕組みでは、理事が自らの報酬額を決定することとなる。
- ・役員報酬について、国民に対する説明責任を果たすことが求められるが、役員報酬の支給基準を定め、公表する仕組みが法令上設けられていない。
- ・公益法人制度のように、役員報酬等の水準について公表する仕組みがない。

イ. 考え方

- ・公益財団法人と同様に、役員報酬等は、定款の定め又は評議員会の決議により決定することとしてはどうか。
- ・公益財団法人等と同様に、不当に高額なものとならないような理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準を定め、公表することを法律上義務付けてはどうか。
- ・理事、監事及び評議員に対する報酬等の適正な水準を担保するため、役員等の区分ごとの報酬総額を公表するとともに、個別の役員等の報酬額について所轄庁への報告事項としてはどうか。※役員報酬等には、職員給与又は職員賞与として支給される分を含むこととしてはどうか。

b. 関係者への特別の利益供与の禁止等

ア. 課題

- ・公益社団・財団法人制度のように関係者に対する特別の利益供与を禁止する旨の規定が整備されていない。
- ・公益財団法人制度において取引内容を情報開示しなければならない関連当事者とされている、評議員や支配法人・被支配法人・同一の支配法人をもつ法人が、社会福祉法人会計基準の財務諸表の注記事項においては、関連当事者とされていない。
- ・財務諸表の注記における関連当事者との取引内容の開示について、その対象となる取引の範囲が公益社団・財団法人制度と比して、取引金額の要件により限定されている。

Ⅱ．総論（意見）

1－1．社会福祉法人の現状

イ．考え方

- ・公益社団・財団法人制度と同様に、特別の利益供与を禁止する規定を法令上明記すべきではないか。
- ・財務諸表の注記対象となる関連当事者の範囲については、公益財団法人制度を参考に、
 - 当該社会福祉法人を支配する法人若しくは当該社会福祉法人によって支配される法人又は同一の支配法人をもつ法人
 - 当該社会福祉法人の評議員及びその近親者に係る要件を加えることとしてはどうか。
- ・社会福祉法人会計基準において、財務諸表の注記事項として関連当事者との取引内容の開示の対象となる取引の範囲については、公益法人会計基準と同様に取引額が 100 万円を超える取引としてはどうか。

④-2 会計監査人の設置等

ア．課題

- ・社会福祉法人の公益性を担保するため、ガバナンスの強化、財務規律の確立を図る観点から、一定規模以上の法人に会計監査人の設置を義務付けることが必要。
- ・会計監査人の設置を義務付ける法人の範囲については、監査に対応できる事務処理の態勢と監査費用の負担能力を考慮して基準を設定するとともに、受入れ態勢の整備を促進することが必要。
- ・会計監査人の設置義務化の対象とならない法人についても、ガバナンスの強化の観点から、外部の専門家によるチェック体制を整備することが必要。

イ．考え方

- ・会計監査人の設置を義務付ける法人の範囲については、監査の受入れ態勢や監査費用の負担能力を考慮し、一定規模以上の法人とすることが必要。その基準については、以下の要件のいずれかに該当する法人としてはどうか。
 - 収益（事業活動計算書におけるサービス活動収益）が 7～10 億円以上の法人（規模に応じて段階的に義務化）
 - 負債（貸借対照表における負債）が 20 億円以上の法人
- ・会計監査人による監査を受けるためには、法人において会計処理や内部統制の態勢を整える必要があることから、円滑な導入に向けた準備を促進することとしてはどうか。
- ・会計監査人による監査の義務付けの対象とならない法人については、
 - 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による財務会計に係る態勢整備状況等の点検等
 - 監事への公認会計士又は税理士の登用

Ⅱ. 総論（意見）

1-1. 社会福祉法人の現状

を指導し、こうした取り組みを行う法人に対する所轄庁による監査の効率化を進めることとしてはどうか。

④-3. 地域公益活動

ア. 考え方

- ・社会福祉法人の本旨に従い、日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額な料金により福祉サービスを提供することを社会福祉法人が事業を行うに当たっての責務として位置付けてはどうか。また、その実績についての所轄庁への報告及び公表を義務付けてはどうか。（現況報告書への記載を想定）
- ・「再投下対象財産」（注）を保有する社会福祉法人に対し、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画（再投下計画）の作成を義務付けてはどうか。（注）
「再投下対象財産」…利益剰余金から事業継続に必要な財産額（事業に活用する財産、建替自己資金・修繕費、手元流動資金）を控除した額
- ・「再投下計画」（仮称）には、社会福祉法人の目的・責務を踏まえ、①社会福祉事業、②「地域公益事業」（仮称）、③その他の公益事業に係る事業内容・規模を①～③の優先順位で検討の上、記載することとしてはどうか。その際、「再投下計画」（仮称）における「地域公益事業」（仮称）は、地域の福祉ニーズを踏まえた無料又は低額な料金により行う公益事業（社会福祉法第 26 条に規定する公益事業）としてはどうか。
- ・再投下計画は、国のガイドラインに基づく公認会計士又は税理士の確認を受け、評議員会の承認を経た上で、所轄庁の承認を受けることとしてはどうか。また、所轄庁による承認は、以下の視点から計画の妥当性をチェックすることとしてはどうか。
 - 再投下対象財産と事業規模の妥当性
 - 自治体計画（介護保険事業（支援）計画等）や地域協議会等における意見等地域の福祉ニーズとの整合性

Ⅱ．総論（意見）

1－1．社会福祉法人の現状

(6) 平成 27 年度国家予算案

上記のような課題や検討状況を受けて、平成 27 年度国家予算案（一般会計）において、社会保障関係費は 315,297 億円と、平成 26 年度当初予算比+10,030 億円、+3.3%となっているが、その中でも介護関連の予算は以下のように変更されている（財務省「平成 27 年度予算のポイント」より抜粋要約）。

①介護保険料の上昇を抑制

- ・次期計画（H27～29）で予定されている約 15%の介護保険料アップを抑制

②介護サービスの利用者負担を軽減

- ・利用者負担を平均 2.27%軽減

（参考）特養（ユニット型個室）入所者の利用者負担：月額 2.8 万円

※食費・居住費は除く

③介護職員の給料を引上げ

- ・介護職員処遇改善加算を拡充（月+1.2 万円）

④介護事業者の安定的経営を確保

- ・安定的経営の確保に必要な利益率を確保（26 経営実態調査を前提とした場合、平均 4%程度の利益率を確保）
- ・地域に密着した小規模な介護施設の整備等への補助（基金）、認知症施策など地域支援事業の充実で計 961 億円

Ⅱ．総論（意見）

1－2．社会福祉法人の経営分析

1－2．社会福祉法人の経営分析

(1) 経営分析を行う背景

「1．社会福祉法人の現状」にも記載のとおり、社会福祉法人を取り巻く最近の状況は、ガバナンスの在り方や多額の内部留保、高額な役員報酬が社会問題となっている。これに対応して、厚生労働省は、「社会福祉法人制度の在り方について」（社会福祉法人の在り方等に関する検討会 平成 26 年 7 月 4 日）を公表した。また、その後には社会保障審議会・福祉部会を開催し、様々な論点について議論がなされている。

上記の議論において、多額の内部留保や、介護職員の低額な給与を原因とした人材流出の問題は、社会福祉法人の財政状態へ影響があるため、ここで経営分析を実施することにより、福岡県における社会福祉法人の現状を確認するものである。

(2) 経営分析の概要

①経営分析の対象

包括外部監査のテーマとして高齢者向けの施策を選定しているため、高齢者支援課が所管する社会福祉法人（合計 78 法人）について経営分析を実施する。なお、当該経営分析は、社会福祉法人が事業目的としている社会福祉事業、公益事業、収益事業のうち、社会福祉事業を対象とする。これは、介護報酬を主たる財源とする社会福祉事業のみを分析することが内部留保の問題等をより正確に把握できると考えられるため、また、社会福祉法人会計基準の旧会計基準においては、法人の全会計を合算した財務諸表が必ずしも作成されておらず、また社会福祉事業会計の区分にしか旧会計基準が適用されていないためである。

②経営分析の限界

県が入手した財務諸表等の資料では、社会福祉事業のみの財務諸表が添付されていない、もしくは、全体から社会福祉事業部分を区分することが困難なケースがあったため、その場合は、全会計区分を合算した財務諸表の数値を使用している。また、社会福祉法人会計基準の旧会計基準により作成された財務諸表については、新会計基準を前提とした経営指標の計算において、簡易な組み替えのみを実施している。したがって、このような制約により経営指標の算出結果が実態と若干の乖離を生じる可能性があるものの、福岡県における現状を把握するという趣旨においては重要な問題はないものと判断している。

なお、経営分析に当たっては、財務諸表に記載された財務数値の他に、平均利用者数、総職員数、定員数、平均勤続年数等の非財務数値を使用する手法があるが、今回は入手した情報が少なかったため使用していない。

Ⅱ．総論（意見）

1－2．社会福祉法人の経営分析

③経営分析の手法

経営分析は以下の手法により実施する。なお、経営分析の実施に当たっては、日本公認会計士協会から公表されている経営分析に関する報告書「社会福祉法人の経営指標～経営状況の分析とガバナンス改善に向けて～」(日本公認会計士協会非常利法人委員会研究報告第 27 号 平成 26 年 7 月 24 日)(以下、「研究報告」という)を参考にしている。

a. 基本情報に基づく分析

基本情報とは、「研究報告」によれば、「法人の規模や収益及び費用の状況等、社会福祉法人の全体像を理解する上での基本となる情報」である。そこで、法人の全体像を把握するため、まずは基本情報を分析する。

b. 法人指標に基づく分析

法人指標は、「研究報告」によれば、「法人全体の状況を表すことを目的とした指標」である。「研究報告」では、施設別に分析する施設指標も示されているが、施設別の情報を網羅的に入手できなかったため、ここでは法人指標のうち、「研究報告」が「経営分析・評価において特に重要であり、客観的な評価が可能と考えられる指標である」とする主要指標により分析する。

(3) 財務分析の結果

①基本情報に基づく分析

各法人の基本情報に基づく分析の結果は以下のとおりである。

Ⅱ. 総論 (意見)
1-2. 社会福祉法人の経営分析

社会福祉法人基本情報

(単位:百万円)

分類	基本情報	1	2	3	4	5	6	7	8
貸借 対照表	流動資産	1,351	357	41	258	1,682	121	337	87
	現金預金	1,047	109	32	219	1,548	55	252	18
	有価証券	0	0	0	0	0	0	0	0
	固定資産	3,925	1,123	85	425	1,694	342	978	315
	基本財産	1,944	109	57	288	1,129	329	894	307
	有形固定資産	2,105	993	61	307	821	301	803	309
	投資有価証券	364	0	0	0	100	0	0	0
	積立資産	420	0	20	54	164	0	0	4
	総資産	5,277	1,480	126	684	3,376	463	1,315	402
	金融資産合計	1,831	109	52	273	1,812	55	252	23
	流動負債	143	338	3	35	61	20	46	60
	短期借入金	0	0	0	1	0	0	0	0
	賞与引当金	0	0	0	14	36	0	19	0
	固定負債	30	562	0	8	64	42	231	78
	長期借入金	26	559	0	4	0	42	231	74
	退職給与引当金	4	3	0	0	64	0	0	0
	徴収不能引当金	0	0	0	0	0	0	0	0
	長短借入金合計	26	559	0	5	0	42	231	74
	純資産	5,104	580	123	640	3,251	401	1,038	263
	基本金	128	33	52	145	456	2	230	64
国庫補助金等特別積立金	279	190	34	224	81	97	412	180	
その他の積立金	807	0	20	54	798	0	0	0	
次期繰越活動収支差額	3,891	357	17	217	1,916	301	396	20	
資金収支 計算書	事業活動資金収支差額	257	31	1	24	164	24	111	9
	当期末支払資金残高	1,208	19	38	241	1,655	101	291	27
事業活動 計算書	経常収益	1,642	563	0	283	898	520	630	219
	経常費用	1,504	542	0	273	775	509	542	218
	経常増減差額	138	20	0	10	123	10	88	0
	特別増減差額	0	0	0	-13	0	0	2	2
	当期活動増減差額	138	20	0	-3	123	10	90	3

Ⅱ. 総論 (意見)
1-2. 社会福祉法人の経営分析

分類	基本情報	9	10	11	12	13	14	15	16
貸借 対照表	流動資産	940	451	337	933	234	171	94	249
	現金預金	797	301	207	690	158	140	81	146
	有価証券	0	0	35	0	0	0	0	0
	固定資産	1,714	1,348	2,079	1,870	1,280	185	504	1,372
	基本財産	1,280	1,130	1,413	1,247	1,061	118	452	1,044
	有形固定資産	1,095	1,202	1,229	790	975	126	474	873
	投資有価証券	0	1	0	50	0	0	0	0
	積立資産	261	65	577	447	95	0	30	0
	総資産	2,654	1,799	2,416	2,803	1,514	357	598	1,621
	金融資産合計	1,059	367	819	1,187	252	140	111	146
	流動負債	32	60	31	84	45	9	12	63
	短期借入金	1	0	0	7	0	0	0	0
	賞与引当金	0	0	0	0	0	0	0	20
	固定負債	113	454	109	66	643	0	65	312
	長期借入金	113	454	109	66	643	0	62	312
	退職給与引当金	0	0	0	0	0	0	0	0
	徴収不能引当金	0	0	0	0	0	0	0	0
	長短借入金合計	114	454	109	74	643	0	62	312
	純資産	2,509	1,285	2,276	2,653	825	348	522	1,246
	基本金	378	108	290	605	108	104	79	435
国庫補助金等特別積立金	206	327	411	279	274	31	286	229	
その他の積立金	225	65	617	447	93	122	30	0	
次期繰越活動収支差額	1,700	785	959	1,322	351	91	126	582	
資金収支 計算書	事業活動資金収支差額	186	117	93	138	92	31	12	53
	当期末支払資金残高	908	391	307	849	188	163	83	206
事業活動 計算書	経常収益	1,025	1,018	760	1,271	682	219	174	628
	経常費用	872	942	755	1,166	639	197	170	602
	経常増減差額	153	76	5	105	44	22	4	26
	特別増減差額	0	0	27	0	0	0	-2	0
	当期活動増減差額	153	76	32	105	44	22	3	26

Ⅱ. 総論 (意見)
1 - 2. 社会福祉法人の経営分析

分類	基本情報	17	18	19	20	21	22	23	24
貸借 対照表	流動資産	307	361	507	232	866	206	53	52
	現金預金	172	200	402	148	469	139	53	21
	有価証券	0	0	0	0	0	0	0	0
	固定資産	644	2,321	1,635	981	3,346	363	14	108
	基本財産	384	1,553	754	890	3,010	260	14	82
	有形固定資産	383	2,135	807	783	2,359	264	14	73
	投資有価証券	0	0	0	0	0	0	0	0
	積立資産	184	80	266	0	24	27	0	0
	総資産	951	2,762	2,142	1,213	4,212	569	68	160
	金融資産合計	357	280	669	148	493	166	53	21
	流動負債	99	38	82	30	232	45	0	1
	短期借入金	0	0	0	0	0	0	0	0
	賞与引当金	0	0	0	0	0	0	0	0
	固定負債	18	1,170	436	537	1,365	19	0	77
	長期借入金	18	1,170	363	537	1,365	19	0	77
	退職給与引当金	0	0	0	0	0	0	0	0
	徴収不能引当金	0	0	0	0	0	0	0	0
	長短借入金合計	18	1,170	363	537	1,365	19	0	77
	純資産	833	1,554	1,625	645	2,615	505	68	82
	基本金	164	174	396	176	212	201	68	167
国庫補助金等特別積立金	215	451	361	231	599	93	0	2	
その他の積立金	347	87	66	0	19	65	0	0	
次期繰越活動収支差額	107	842	801	238	1,785	146	0	-85	
資金収支 計算書	事業活動資金収支差額	24	107	104	77	92	14	0	13
	当期末支払資金残高	208	323	426	201	634	161	53	51
事業活動 計算書	経常収益	352	1,235	786	992	2,115	270	0	104
	経常費用	341	1,197	707	943	2,088	268	0	93
	経常増減差額	11	38	79	50	27	1	0	11
	特別増減差額	0	0	-1	2	0	0	0	-3
	当期活動増減差額	11	38	78	52	27	1	0	8

Ⅱ. 総論 (意見)
1 - 2. 社会福祉法人の経営分析

分類	基本情報	25	26	27	28	29	30	31	32
貸借 対照表	流動資産	219	182	7	203	183	842	79	119
	現金預金	163	115	6	132	127	667	46	72
	有価証券	0	0	0	0	0	0	0	0
	固定資産	385	1,266	295	1,100	709	1,500	334	803
	基本財産	257	1,244	259	910	622	1,278	290	783
	有形固定資産	227	1,074	211	841	625	992	260	741
	投資有価証券	0	0	0	100	0	0	0	0
	積立資産	0	0	34	28	2	0	0	0
	総資産	604	1,448	302	1,303	892	2,342	412	922
	金融資産合計	163	115	41	260	129	667	46	72
	流動負債	16	19	2	31	14	67	19	31
	短期借入金	0	0	0	0	0	0	0	0
	賞与引当金	0	0	0	0	0	0	0	10
	固定負債	15	256	30	443	62	322	213	260
	長期借入金	15	256	30	443	54	322	213	260
	退職給与引当金	0	0	0	0	0	0	0	0
	徴収不能引当金	0	0	0	0	0	0	0	0
	長短借入金合計	15	256	30	443	54	322	213	260
	純資産	573	1,172	269	829	817	1,954	180	631
	基本金	144	562	85	122	139	417	0	383
国庫補助金等特別積立金	141	505	123	223	470	301	81	175	
その他の積立金	13	0	34	28	2	0	0	0	
次期繰越活動収支差額	275	105	34	456	206	1,236	99	73	
資金収支 計算書	事業活動資金収支差額	26	39	14	73	37	203	24	32
	当期末支払資金残高	203	163	4	172	169	775	99	98
事業活動 計算書	経常収益	392	447	84	429	516	1,278	209	323
	経常費用	380	424	74	396	493	1,124	208	305
	経常増減差額	12	23	9	32	23	154	2	18
	特別増減差額	-1	0	0	0	-19	0	13	0
	当期活動増減差額	11	23	9	32	4	154	14	18

Ⅱ. 総論 (意見)

1-2. 社会福祉法人の経営分析

分類	基本情報	33	34	35	36	37	38	39	40
貸借 対照表	流動資産	128	165	308	248	878	341	106	907
	現金預金	84	34	192	175	690	271	56	729
	有価証券	0	0	0	0	0	0	0	0
	固定資産	429	699	857	587	1,907	970	642	884
	基本財産	360	538	778	451	1,637	294	388	673
	有形固定資産	428	448	718	372	1,427	452	494	561
	投資有価証券	0	10	0	0	0	1	0	0
	積立資産	0	20	0	0	0	501	90	118
	総資産	557	864	1,165	834	2,785	1,311	749	1,791
	金融資産合計	84	64	192	175	690	773	146	847
	流動負債	36	142	16	40	113	9	15	64
	短期借入金	0	0	0	0	0	0	0	2
	賞与引当金	0	0	0	0	0	0	0	0
	固定負債	105	58	490	21	43	0	27	0
	長期借入金	105	42	490	21	0	0	27	0
	退職給与引当金	0	0	0	0	43	0	0	0
	徴収不能引当金	0	0	0	0	0	0	0	0
	長短借入金合計	105	42	490	21	0	0	27	2
	純資産	416	663	659	774	2,629	1,301	707	1,727
	基本金	82	296	199	231	187	116	245	521
国庫補助金等特別積立金	158	167	132	107	409	159	243	263	
その他の積立金	64	0	0	0	0	501	90	118	
次期繰越活動収支差額	112	200	327	435	2,033	525	128	825	
資金収支 計算書	事業活動資金収支差額	13	32	67	31	445	65	11	15
	当期末支払資金残高	92	23	292	208	765	331	91	843
事業活動 計算書	経常収益	143	212	475	368	1,550	473	380	815
	経常費用	136	198	442	346	1,402	426	386	828
	経常増減差額	6	14	33	22	149	48	-6	-13
	特別増減差額	32	0	-21	0	2	0	0	-1
	当期活動増減差額	38	14	12	21	151	48	-6	-14

II. 総論（意見）
 1 - 2. 社会福祉法人の経営分析

分類	基本情報	41	42	43	44	45	46	47	48
貸借 対照表	流動資産	1,156	511	128	384	1,552	333	774	315
	現金預金	728	411	112	348	1,311	272	601	265
	有価証券	260	0	0	0	0	0	0	0
	固定資産	808	1,450	209	409	3,592	608	2,947	755
	基本財産	660	1,269	193	334	2,718	453	2,734	233
	有形固定資産	527	1,147	134	190	2,539	444	747	389
	投資有価証券	0	0	5	0	0	0	0	0
	積立資産	0	136	0	0	41	14	16	0
	総資産	1,964	1,960	337	794	5,144	941	3,721	1,069
	金融資産合計	988	547	117	348	1,352	286	617	265
	流動負債	51	43	33	21	88	39	103	14
	短期借入金	0	0	0	0	0	0	0	0
	賞与引当金	0	0	0	0	0	0	0	0
	固定負債	118	356	26	0	1,365	20	510	67
	長期借入金	118	356	26	0	1,316	0	390	67
	退職給与引当金	0	0	0	0	7	0	11	0
	徴収不能引当金	0	0	0	0	0	0	0	0
	長短借入金合計	118	356	26	0	1,316	0	390	67
	純資産	1,795	1,561	337	773	3,691	902	3,108	989
	基本金	96	206	206	230	125	147	890	198
国庫補助金等特別積立金	66	407	41	56	698	240	1,170	134	
その他の積立金	138	136	0	7	302	14	5	41	
次期繰越活動収支差額	1,495	812	31	480	2,566	501	1,043	616	
資金収支 計算書	事業活動資金収支差額	80	108	20	32	240	16	149	212
	当期末支払資金残高	1,104	467	95	364	1,464	315	671	41
事業活動 計算書	経常収益	1,056	670	208	280	1,306	505	1,483	792
	経常費用	1,011	590	195	264	1,183	498	1,404	594
	経常増減差額	44	80	13	16	122	7	78	199
	特別増減差額	-2	0	-3	0	-1	0	0	-42
	当期活動増減差額	42	80	10	16	121	7	78	157

Ⅱ. 総論 (意見)

1-2. 社会福祉法人の経営分析

分類	基本情報	49	50	51	52	53	54	55	56
貸借 対照表	流動資産	99	693	112	260	62	349	446	623
	現金預金	59	618	44	179	29	219	357	297
	有価証券	0	0	0	0	0	0	0	197
	固定資産	693	985	1,018	2,217	159	1,421	894	1,192
	基本財産	358	715	1,013	1,825	148	1,367	552	991
	有形固定資産	315	855	967	1,670	159	1,174	403	720
	投資有価証券	0	0	0	0	0	0	0	0
	積立資産	310	76	0	223	0	0	88	0
	総資産	791	1,677	1,130	2,476	221	1,083	1,340	1,814
	金融資産合計	369	694	44	403	29	219	445	495
	流動負債	11	40	23	58	34	53	34	58
	短期借入金	0	0	15	0	0	0	0	0
	賞与引当金	0	0	0	0	0	0	0	0
	固定負債	2	94	392	490	0	634	62	150
	長期借入金	2	94	392	479	0	634	62	149
	退職給与引当金	0	0	0	0	0	0	0	0
	徴収不能引当金	0	0	0	1	0	0	0	0
	長短借入金合計	2	94	407	479	0	634	62	149
	純資産	778	1,543	715	1,928	187	1,083	1,244	1,606
	基本金	148	226	206	256	58	155	496	183
国庫補助金等特別積立金	194	574	223	903	129	280	201	201	
その他の積立金	92	76	39	223	0	0	88	80	
次期繰越活動収支差額	344	667	247	546	0	647	459	1,142	
資金収支 計算書	事業活動資金収支差額	12	111	44	97	3	62	174	152
	当期末支払資金残高	87	653	89	202	28	295	413	565
事業活動 計算書	経常収益	294	673	504	746	132	808	758	953
	経常費用	288	587	484	670	133	847	612	841
	経常増減差額	6	86	20	76	0	-39	146	112
	特別増減差額	0	-9	0	0	0	0	0	0
	当期活動増減差額	6	76	20	76	0	-39	146	112

Ⅱ. 総論 (意見)

1-2. 社会福祉法人の経営分析

分類	基本情報	57	58	59	60	61	62	63	64
貸借 対照表	流動資産	597	211	526	1,163	779	740	134	628
	現金預金	411	138	441	904	704	617	75	446
	有価証券	0	0	0	0	0	0	0	0
	固定資産	2,351	542	844	2,310	585	2,156	1,057	2,169
	基本財産	1,715	328	475	1,964	237	1,608	784	1,948
	有形固定資産	2,096	335	376	1,488	160	1,620	750	1,696
	投資有価証券	0	70	20	0	0	400	0	0
	積立資産	0	0	237	10	293	0	178	16
	総資産	2,948	753	1,370	3,473	1,364	2,896	1,191	2,797
	金融資産合計	411	208	698	914	997	1,017	253	462
	流動負債	496	19	24	191	28	45	34	80
	短期借入金	69	0	0	0	0	0	0	0
	賞与引当金	0	0	0	0	0	0	0	0
	固定負債	2,062	63	51	454	22	458	85	1,064
	長期借入金	1,940	63	6	444	22	458	78	1,048
	退職給与引当金	0	0	0	7	0	0	0	16
	徴収不能引当金	0	0	0	0	0	0	0	0
	長短借入金合計	2,008	63	6	444	22	458	78	1,048
	純資産	391	672	1,296	2,828	1,314	2,393	1,072	1,653
	基本金	111	176	118	444	352	57	276	158
国庫補助金等特別積立金	726	42	212	577	45	533	449	613	
その他の積立金	0	0	237	0	263	0	173	0	
次期繰越活動収支差額	-447	454	728	1,807	654	1,803	174	881	
資金収支 計算書	事業活動資金収支差額	217	28	78	110	49	216	59	170
	当期末支払資金残高	102	192	508	972	751	695	100	547
事業活動 計算書	経常収益	1,556	451	531	1,565	352	789	535	1,375
	経常費用	1,413	447	468	1,490	319	624	493	1,299
	経常増減差額	143	4	63	75	33	165	42	76
	特別増減差額	1	7	0	0	0	-10	0	0
	当期活動増減差額	144	11	63	75	33	155	42	76

Ⅱ. 総論 (意見)

1-2. 社会福祉法人の経営分析

分類	基本情報	65	66	67	68	69	70	71	72
貸借 対照表	流動資産	425	171	486	21	440	130	1,415	245
	現金預金	300	103	407	11	353	124	913	161
	有価証券	0	0	0	0	0	0	330	0
	固定資産	1,218	1,343	835	65	1,620	166	1,357	736
	基本財産	1,086	583	650	64	1,217	160	1,106	606
	有形固定資産	1,115	622	677	55	1,012	103	1,077	563
	投資有価証券	0	0	0	0	0	0	0	0
	積立資産	30	720	7	0	329	0	0	0
	総資産	1,643	1,514	1,321	86	2,061	296	2,773	982
	金融資産合計	330	823	414	11	682	124	1,243	161
	流動負債	186	10	46	4	36	1	46	21
	短期借入金	145	0	32	0	0	0	0	0
	賞与引当金	0	0	0	0	0	0	0	0
	固定負債	560	13	305	0	147	1	226	173
	長期借入金	560	0	285	0	140	0	224	173
	退職給与引当金	0	13	13	0	0	1	0	0
	徴収不能引当金	0	0	0	0	0	0	1	0
	長短借入金合計	705	0	317	0	140	0	224	173
	純資産	897	1,491	970	82	1,877	294	2,501	788
	基本金	132	136	110	51	265	81	881	265
国庫補助金等特別積立金	441	286	203	36	275	96	237	92	
その他の積立金	39	720	1	0	210	0	16	0	
次期繰越活動収支差額	286	349	657	-5	899	117	1,367	431	
資金収支 計算書	事業活動資金収支差額	475	72	106	0	107	9	58	48
	当期末支払資金残高	745	156	628	17	404	129	223	224
事業活動 計算書	経常収益	1,063	465	521	75	1,182	46	1,397	484
	経常費用	1,125	416	457	76	1,109	38	1,366	457
	経常増減差額	-61	49	64	-1	73	8	31	27
	特別増減差額	0	0	7	0	-120	0	0	0
	当期活動増減差額	-61	49	71	-1	-47	8	31	28

Ⅱ．総論（意見）
1－2．社会福祉法人の経営分析

分類	基本情報	73	74	75	76	77	78	合計	平均値
貸借 対照表	流動資産	1,028	350	20	42	451	51	32,993	423
	現金預金	816	307	20	32	372	12	24,483	314
	有価証券	0	0	0	0	0	0	823	11
	固定資産	2,623	183	556	123	617	250	85,081	1,091
	基本財産	1,847	133	496	115	451	209	63,854	819
	有形固定資産	2,139	135	471	53	311	157	58,545	751
	投資有価証券	0	0	0	0	0	0	1,121	14
	積立資産	68	0	10	0	0	0	6,315	81
	総資産	3,651	534	576	166	1,068	300	117,467	1,506
	金融資産合計	884	307	31	32	372	12	32,742	420
	流動負債	134	12	5	15	41	119	4,498	58
	短期借入金	0	0	0	0	0	103	374	5
	賞与引当金	24	0	0	0	22	0	145	2
	固定負債	976	0	85	0	0	108	19,881	255
	長期借入金	953	0	85	0	0	108	19,192	246
	退職給与引当金	19	0	0	0	0	0	202	3
	徴収不能引当金	0	0	0	0	0	0	3	0
	長短借入金合計	953	0	85	0	0	210	19,566	251
	純資産	2,541	522	487	150	1,027	74	93,854	1,203
	基本金	124	135	264	155	371	75	17,072	219
国庫補助金等特別積立金	657	32	163	20	76	86	20,561	264	
その他の積立金	68	0	10	0	0	0	7,694	99	
次期繰越活動収支差額	1,692	355	49	-25	580	-86	48,250	619	
資金収支 計算書	事業活動資金収支差額	299	2	8	-9	60	-19	6,556	84
	当期末支払資金残高	917	339	15	27	433	-68	27,969	359
事業活動 計算書	経常収益	1,822	285	73	192	529	189	51,126	655
	経常費用	1,617	294	77	204	490	212	47,604	610
	経常増減差額	204	-9	-3	-12	39	-23	3,522	45
	特別増減差額	0	3	0	0	-11	0	-163	-2
	当期活動増減差額	204	-6	-3	-12	28	-23	3,359	43

※ 上記の有形固定資産は償却資産のみであり土地は含まない。また、基本財産に含まれている有形固定資産（土地を除く）を含んでいるため、基本財産及び有形固定資産等の合計が固定資産合計の額を超過して表示されている場合がある。

上記の基本情報に関する分析から以下のような結果が検出された。

II. 総論（意見）

1 - 2. 社会福祉法人の経営分析

a. 金融資産

金融資産のうち現金預金は全法人合計では 24,483 百万円、1 法人当たり平均は 314 百万円であった。つまり、1 法人当たり約 3 億円の現金預金を保有している。有価証券は全法人合計では 823 百万円、1 法人当たり 11 百万円であり、投資有価証券は全法人合計では 1,121 百万円、1 法人当たり 14 百万円であった。積立資産は特定の目的のために預金等により保有される金融資産であるが、全法人合計では 6,315 百万円、1 法人当たり平均は 81 百万円であった。

上記の金融資産を合計すると、全法人合計では 32,742 百万円、1 法人当たり平均は 420 百万円であった。つまり、1 法人当たり約 4 億円の金融資産を保有している。社会福祉法人の大半は、資金収支計算書及び事業活動計算書ともに黒字経営であるため、単年度の収入により必要な資金が賄えており、設備投資に関しても国や県から各種の助成があることから、資金的に余裕があると考えられる。ただし、この 1 法人当たり約 4 億円の資金のうちどの程度の金額が運転資金や将来の設備投資のために必要な資金であるのか、もしくは、国から受け入れた介護保険収入が単に余っているのかは、当数値を見ただけで判断できるものではなく、各社会福祉法人における詳細な状況を検討する必要がある。

社会福祉法人別に見ると、10 億円以上の現金預金を保有している法人が 2 法人あり、一方で、1 億円未満しか保有していない法人が 20 法人あった。また、金融資産の合計で見ると、10 億円以上の金融資産を保有している法人が 7 法人あり、一方で、1 億円未満しか保有していない法人が 16 法人あった。最高額は 1,831 百万円、最低額は 11 百万円であった。平均的には約 4 億円の金融資産を保有していることになるが、法人別に見れば、約 2 割の法人は内部留保資金が多額にあるとはいえない状況にあり、中には資金的にかなり厳しいと思われる法人もある。その一方で 10 億円以上の資金があり、特別養護老人ホームをもう 1 棟いつでも自己資金で建設できるだけの資金を内部留保している法人もあり、社会福祉法人の中にも格差があるといえる。

b. 借入金

借入金は将来現金による支払いを伴う債務であり、貸借対照表上、一年以内に返済する予定がある借入金は短期借入金として計上され、一年超借入が継続する借入金は長期借入金として計上されている。短期借入金は全法人合計では 374 百万円、1 法人当たり平均は 5 百万円であった。長期借入金は全法人合計では 19,192 百万円、1 法人当たり平均は 246 百万円であった。短期借入金及び長期借入金の合計は全法人合計では 19,566 百万円、1 法人当たり平均は 251 百万円であった。つまり、1 法人当たり約 2.5 億円の借入金がある。大半の借入金は設備投資を目的としたものと考えられ、借入金の多少は

Ⅱ．総論（意見）

1－2．社会福祉法人の経営分析

設備投資した時期からの経過期間（借入金を契約に従い返済してきた期間）にも左右されることが考えられる。

社会福祉法人別に平均的な金融資産保有額である約 4 億円と比較して見ると、この 4 億円を超える借入金のある法人が 17 法人あり、一方で、1 億円未満しか借入金のない法人が 41 法人あった。最高額は 2,008 百万円、最低額はゼロであり、借入金がない法人が 15 法人あった。平均的には約 2.5 億円の借入金があることになるが、法人別に見れば、無借金もしくは 1 億円未満の借入金の法人が過半数あり、資金繰りに余裕のある法人が多いものと思われる。

c. 経常増減差額

事業活動計算書の経常増減差額は、毎年度継続的に社会福祉事業より発生する収益と費用の差額である。事業活動計算書の費用には、資金の支出を伴わない減価償却費まで含まれているため、経常増減差額がプラスの数値であれば、将来の設備投資のために必要となる資金の獲得も可能となる経営ができているといえ、プラスの数値が多額であれば、当面は余剰となる資金まで獲得できていることになる。一方で、経常増減差額がマイナスの数値であれば、将来の設備投資のために必要となる資金の獲得ができていないことになるが、マイナスの金額が資金の支出を伴わない減価償却費より下回っていれば、当面の運転資金は獲得できていることになる。マイナスの金額が資金の支出を伴わない減価償却費より上回っていれば、当面の運転資金さえも獲得できず、過年度に蓄積してきた預金を取崩して経営するか、金融機関からの借入を行わなければならない厳しい状況にある。

経常増減差額は全法人合計では 3,522 百万円、1 法人当たり平均は 45 百万円であったことから、毎年度 45 百万円程度の余裕資金を獲得していることになる。なお、資金的な増加額は資金収支計算書の事業活動資金収支差額を見るとわかるが、こちらは全法人合計では 6,556 百万円、1 法人当たり平均は 84 百万円であった。つまり、1 法人当たりで 84 百万円の資金が増加しているが、全額が余剰資金である訳ではなく、将来の設備投資のために必要となる減価償却費見合いの資金を除いた 45 百万円が純粋な余剰資金になると推定される。当該 45 百万円についても、設備投資以外の必要資金を積み立てる必要もあることから、単純には余剰資金とは断定できない。詳しくは各社会福祉法人における詳細な状況を検討する必要がある。

社会福祉法人別に見ると、経常増減差額が 1 億円以上ある法人が 13 法人あり、その一方で、マイナスの法人が 9 法人あった。経常増減差額がマイナスでなければ安定的な経営ができるであろうことから、約 9 割弱の法人は、安定的な経営ができているものと

Ⅱ．総論（意見）

1－2．社会福祉法人の経営分析

考えられる。社会福祉法人のような多額の補助金や介護保険収入を受け取り、課税の多くを免除される等の優遇を受けている法人は、社会福祉事業で多額の利益（プラスの経常増減差額）を計上することは、その事業へ公的な補助を行う趣旨から適切とはいえず、かといって赤字経営では事業を継続できないため、経常増減差額が収支均衡する水準で経営されることが制度趣旨に沿っているといえる。

なお、最高額は 204 百万円のプラス差額、最低額は 61 百万円のマイナス差額であった。経常増減差額が 2 億円を超えている法人は、一見すると非常に余裕のある法人のようにも見えるが、保有する金融資産よりも借入金の方が多いため、現状は盤石の財政状態にあるとは言えないが、過年度と同様に推移すれば 5 年程度で借入金を全額返済できる収益力がある。その他の経常増減差額が 1 億円以上ある法人の多くは、金融資産が多く、借入金がそれほど多くないため、今後も多額の資金が内部留保されることが予想される。

また、経常増減差額がマイナスの法人も全体の 1 割以上はあり、必ずしも全ての法人に多額の内部留保資金がある訳ではない。介護保険収入が一律に削減されれば、財政的に厳しくなり、何らかの援助が必要になる法人も出てくる可能性がある。

Ⅱ. 総論 (意見)
1 - 2. 社会福祉法人の経営分析

②法人指標に基づく分析

各法人の法人指標に基づく分析の結果は以下のとおりである。

社会福祉法人における法人指標 (単位:%,年,百万円)

経営分析の視点		指標	1	2	3	4	5	6	7	8	
経営状態	収益性	経常増減差額率	9%	5%	-	4%	14%	2%	14%	0%	
	安定性・持続性	短期安定性	流動比率	947%	106%	1431%	731%	2736%	595%	730%	145%
		長期持続性	純資産比率	97%	39%	98%	94%	96%	87%	79%	66%
			固定長期適合率	76%	98%	69%	66%	51%	77%	77%	92%
	資金繰り	借入金償還余裕率	4%	7%	162%	11%	0%	61%	5%	164%	
		債務償還年数	0	18	0	0	0	2	2	8	
		事業活動資金収支差額率	16%	6%	2%	8%	18%	5%	19%	4%	
	合理性	費用	人件費比率	58%	80%	-	69%	69%	70%	51%	56%
			事業費比率	14%	7%	-	15%	11%	15%	18%	20%
			事務費比率	11%	15%	-	9%	4%	8%	5%	13%
	資産	正味金融資産額	1,831	109	52	273	1,812	55	252	17	
		固定資産老朽化率	43%	0%	57%	53%	0%	0%	47%	45%	
	効率性	総資産経常増減差額率	3%	1%	0%	2%	4%	2%	7%	0%	
	経営自立性	自己収益比率	100%	99%	-	99%	100%	99%	100%	90%	

経営分析の視点		指標	9	10	11	12	13	14	15	16	
経営状態	収益性	経常増減差額率	16%	8%	1%	11%	7%	10%	3%	4%	
	安定性・持続性	短期安定性	流動比率	2924%	753%	1102%	1114%	516%	1958%	803%	393%
		長期持続性	純資産比率	95%	71%	94%	95%	55%	98%	87%	77%
			固定長期適合率	65%	78%	87%	69%	87%	53%	86%	88%
	資金繰り	借入金償還余裕率	23%	41%	11%	6%	64%	0%	103%	69%	
		債務償還年数	1	4	1	0	7	0	5	6	
		事業活動資金収支差額率	18%	12%	12%	11%	14%	14%	7%	8%	
	合理性	費用	人件費比率	52%	66%	72%	58%	55%	66%	43%	61%
			事業費比率	7%	14%	12%	15%	19%	13%	20%	17%
			事務費比率	13%	6%	4%	11%	6%	6%	18%	12%
	資産	正味金融資産額	1,058	367	819	1,187	225	140	111	146	
		固定資産老朽化率	41%	0%	40%	0%	0%	70%	39%	45%	
	効率性	総資産経常増減差額率	6%	4%	0%	4%	3%	6%	1%	2%	
	経営自立性	自己収益比率	99%	100%	98%	92%	85%	100%	77%	100%	

Ⅱ. 総論 (意見)
1 - 2. 社会福祉法人の経営分析

経営分析の視点		指標	17	18	19	20	21	22	23	24	
経営状態	収益性	経常増減差額率	3%	3%	10%	9%	1%	1%	-	11%	
	安定性・持続性	短期安定性	流動比率	309%	952%	620%	765%	373%	459%	534960 0%	4643%
			長期持続性	純資産比率	88%	56%	76%	53%	62%	89%	100%
		固定長期適合率	76%	85%	79%	83%	84%	69%	21%	68%	
	資金繰り	借入金償還余裕率	27%	103%	25%	76%	51%	21%	-	63%	
		債務償還年数	1	11	1	7	15	1	-	6	
		事業活動資金収支差額率	7%	9%	14%	8%	4%	5%	0%	12%	
	合理性	費用	人件費比率	61%	60%	43%	57%	63%	63%	-	61%
			事業費比率	14%	16%	24%	15%	14%	16%	-	14%
			事務費比率	14%	11%	16%	10%	17%	12%	-	11%
		資産	正味金融資産額	357	280	669	128	455	166	53	21
	固定資産老朽化率		52%	34%	0%	33%	0%	58%	0%	44%	
	効率性	総資産経常増減差額率	1%	1%	4%	4%	1%	0%	0%	7%	
	経営自立性	自己収益比率	100%	100%	89%	100%	97%	99%	-	100%	

経営分析の視点		指標	25	26	27	28	29	30	31	32	
経営状態	収益性	経常増減差額率	3%	6%	11%	8%	5%	12%	1%	5%	
	安定性・持続性	短期安定性	流動比率	1340%	945%	298%	652%	1323%	1262%	419%	391%
			長期持続性	純資産比率	95%	81%	89%	64%	92%	83%	44%
		固定長期適合率	66%	89%	99%	87%	81%	66%	85%	90%	
	資金繰り	借入金償還余裕率	7%	70%	48%	28%	35%	15%	18%	83%	
		債務償還年数	1	7	2	6	1	2	9	8	
		事業活動資金収支差額率	7%	9%	19%	17%	7%	16%	11%	10%	
	合理性	費用	人件費比率	56%	62%	34%	50%	64%	51%	48%	59%
			事業費比率	18%	15%	17%	15%	15%	17%	18%	21%
			事務費比率	17%	10%	18%	13%	9%	13%	20%	4%
		資産	正味金融資産額	163	115	41	260	105	667	46	72
	固定資産老朽化率		76%	24%	44%	0%	55%	47%	59%	0%	
	効率性	総資産経常増減差額率	2%	2%	3%	2%	3%	7%	0%	2%	
	経営自立性	自己収益比率	99%	97%	57%	100%	96%	95%	100%	100%	

Ⅱ. 総論（意見）
1－2. 社会福祉法人の経営分析

経営分析の視点		指標	33	34	35	36	37	38	39	40	
経営状態	収益性	経常増減差額率	5%	7%	7%	7%	17%	10%	-2%	-2%	
	安定性・持続性	短期安定性	流動比率	355%	116%	1977%	625%	776%	3644%	691%	1424%
			長期持続性	純資産比率	75%	77%	57%	93%	94%	99%	94%
		固定長期適合率	82%	97%	75%	74%	71%	75%	88%	51%	
	資金繰り	借入金償還余裕率	100%	99%	449%	7%	25%	0%	44%	31%	
		債務償還年数	8	1	7	1	0	0	3	0	
		事業活動資金収支差額率	9%	16%	14%	9%	22%	14%	3%	2%	
	合理性	費用	人件費比率	58%	39%	53%	61%	58%	65%	64%	70%
			事業費比率	17%	22%	14%	15%	11%	13%	20%	16%
			事務費比率	12%	18%	15%	11%	6%	6%	9%	10%
		資産	正味金融資産額	84	64	133	175	690	773	146	847
	固定資産老朽化率		18%	53%	0%	51%	0%	0%	55%	0%	
	効率性	総資産経常増減差額率	1%	2%	3%	3%	5%	4%	-1%	-1%	
	経営自立性	自己収益比率	79%	49%	100%	99%	99%	100%	100%	100%	

経営分析の視点		指標	41	42	43	44	45	46	47	48	
経営状態	収益性	経常増減差額率	4%	12%	7%	6%	9%	2%	6%	59%	
	安定性・持続性	短期安定性	流動比率	2273%	1179%	386%	1872%	1760%	865%	749%	2275%
			長期持続性	純資産比率	91%	80%	100%	97%	72%	96%	84%
		固定長期適合率	42%	76%	58%	53%	71%	66%	81%	72%	
	資金繰り	借入金償還余裕率	27%	30%	22%	0%	46%	161%	1%	63%	
		債務償還年数	1	3	1	0	5	0	3	0	
		事業活動資金収支差額率	8%	16%	10%	12%	19%	3%	10%	27%	
	合理性	費用	人件費比率	73%	64%	56%	66%	57%	69%	54%	60%
			事業費比率	14%	17%	14%	18%	14%	12%	21%	14%
			事務費比率	5%	5%	17%	7%	7%	15%	12%	10%
		資産	正味金融資産額	962	547	117	348	1,017	286	617	265
	固定資産老朽化率		64%	21%	63%	63%	39%	0%	0%	49%	
	効率性	総資産経常増減差額率	2%	4%	4%	2%	2%	1%	2%	19%	
	経営自立性	自己収益比率	100%	99%	64%	100%	97%	100%	91%	98%	

Ⅱ. 総論 (意見)
1 - 2. 社会福祉法人の経営分析

経営分析の視点		指標	49	50	51	52	53	54	55	56	
経営状態	収益性	経常増減差額率	2%	13%	4%	11%	0%	-5%	25%	12%	
	安定性・持続性	短期安定性	流動比率	873%	1738%	492%	450%	183%	655%	1330%	1076%
			長期持続性	純資産比率	98%	92%	63%	78%	85%	100%	93%
		固定長期適合率	89%	60%	92%	92%	85%	83%	68%	68%	
	資金繰り	借入金償還余裕率	17%	2%	9%	50%	0%	105%	86%	2%	
		債務償還年数	0	1	9	5	0	9	0	1	
		事業活動資金収支差額率	4%	17%	9%	14%	2%	7%	23%	16%	
	合理性	費用	人件費比率	68%	48%	59%	48%	70%	69%	51%	61%
			事業費比率	16%	19%	15%	20%	16%	15%	11%	11%
			事務費比率	9%	12%	13%	14%	9%	11%	5%	11%
		資産	正味金融資産額	368	694	-10	403	29	179	445	495
	固定資産老朽化率		0%	46%	35%	0%	0%	0%	43%	49%	
	効率性	総資産経常増減差額率	1%	5%	2%	3%	0%	-4%	11%	6%	
	経営自立性	自己収益比率	100%	100%	98%	93%	100%	100%	100%	100%	

経営分析の視点		指標	57	58	59	60	61	62	63	64	
経営状態	収益性	経常増減差額率	12%	1%	12%	8%	10%	21%	8%	6%	
	安定性・持続性	短期安定性	流動比率	121%	1110%	2175%	608%	2749%	1654%	390%	782%
			長期持続性	純資産比率	13%	89%	95%	81%	96%	83%	90%
		固定長期適合率	96%	74%	63%	70%	44%	76%	91%	80%	
	資金繰り	借入金償還余裕率	103%	51%	8%	17%	2%	6%	81%	43%	
		債務償還年数	9	2	0	4	0	2	1	6	
		事業活動資金収支差額率	14%	6%	15%	7%	14%	28%	12%	13%	
	合理性	費用	人件費比率	47%	60%	63%	61%	61%	51%	57%	56%
			事業費比率	21%	21%	14%	16%	16%	13%	28%	7%
			事務費比率	18%	14%	7%	8%	8%	5%	10%	20%
		資産	正味金融資産額	-275	208	698	622	975	1,017	253	462
	固定資産老朽化率		0%	0%	54%	29%	0%	21%	43%	34%	
	効率性	総資産経常増減差額率	5%	0%	5%	2%	2%	6%	4%	3%	
	経営自立性	自己収益比率	98%	100%	100%	99%	100%	100%	100%	100%	

Ⅱ. 総論 (意見)
1 - 2. 社会福祉法人の経営分析

経営分析の視点		指標	65	66	67	68	69	70	71	72	
経営状態	収益性	経常増減差額率	-8%	10%	12%	-2%	12%	18%	3%	6%	
	安定性・持続性	短期安定性	流動比率	229%	1749%	1057%	554%	1211%	15203%	3093%	1178%
		長期持続性	純資産比率	55%	98%	73%	96%	91%	99%	90%	80%
	資金繰り	固定長期適合率	84%	89%	65%	79%	80%	56%	50%	77%	
		借入金償還余裕率	3%	0%	3%	0%	140%	0%	22%	41%	
		債務償還年数	1	0	3	0	1	0	4	4	
	合理性	費用	事業活動資金収支差額率	46%	16%	20%	0%	14%	21%	4%	10%
			人件費比率	65%	64%	57%	78%	62%	43%	73%	64%
			事業費比率	17%	13%	14%	12%	12%	21%	13%	16%
		資産	事務費比率	15%	5%	8%	6%	5%	7%	9%	8%
	正味金融資産額		183	823	414	11	682	124	1,243	161	
	効率性	固定資産老朽化率	0%	42%	52%	43%	0%	47%	0%	42%	
		総資産経常増減差額率	-4%	3%	5%	-1%	4%	3%	1%	3%	
	経営自立性	自己収益比率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

経営分析の視点		指標	73	74	75	76	77	78	平均値	
経営状態	収益性	経常増減差額率	13%	-3%	-5%	-9%	7%	-12%	8%	
	安定性・持続性	短期安定性	流動比率	767%	3012%	397%	275%	1103%	43%	733%
		長期持続性	純資産比率	70%	98%	84%	91%	96%	25%	80%
	資金繰り	固定長期適合率	75%	35%	97%	82%	60%	137%	75%	
		借入金償還余裕率	47%	0%	115%	0%	0%	-1104%	41%	
		債務償還年数	3	0	11	0	0	-6	3	
	合理性	費用	事業活動資金収支差額率	18%	1%	12%	-5%	11%	-10%	13%
			人件費比率	52%	72%	24%	61%	70%	79%	60%
			事業費比率	12%	15%	23%	26%	7%	7%	15%
		資産	事務費比率	9%	11%	33%	18%	12%	21%	11%
	正味金融資産額		825	307	31	32	372	-83	395	
	効率性	固定資産老朽化率	32%	0%	26%	77%	69%	30%	31%	
		総資産経常増減差額率	6%	-2%	-1%	-7%	4%	-8%	3%	
	経営自立性	自己収益比率	100%	100%	63%	47%	100%	100%	97%	

II. 総論（意見）

1-2. 社会福祉法人の経営分析

上記の法人指標に関する分析から以下のような結果が検出された。

a. 経常増減差額率（収益性）

【指標の概要】

（指標の概要については、「研究報告」の付属資料から引用している。以下同じ。）

計算式	$\frac{\text{経常増減差額}}{\text{サービス活動収益計}} \quad (\%)$ <p>分母・分子：事業活動計算書</p>
定義	サービス活動収益に対する経常増減差額の割合
解説	<p>社会福祉法人の主目的は利益獲得ではないが、安定的・継続的に福祉サービスを提供するためには、一定の収益性を確保することが重要となる。本指標は、法人の収益性を理解する上での基本的な指標である。</p> <p>本指標の値がマイナスとなる場合、将来的な財務状況の悪化につながることで法人経営の安定性を損なうおそれがあり、赤字の要因を収益・費用の両面から分析する必要がある。</p> <p>要因分析の方法として、例えば、以下が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益面：入所率（稼働率）等の状況に留意するとともに、制度改定時における単価の改定が及ぼす収益性の変化を観察する。 ・費用面：「人件費比率」、「事業費比率」等の費用の合理性に関する各指標を検討する。

（出典：社会福祉法人の経営指標（日本公認会計士協会非営利法人委員会研究報告第 27 号））

【分析結果】

当指標は収益性に関する指標であるが、社会福祉法人における社会福祉事業は、多くの補助金や介護保険収入並びに課税の免除等を受けることから、制度設計上は多額の収益超過は想定されていないと考えられるが、全法人の平均値は 8%と余裕があった。これは、最近の新聞報道等において、『財務省の試算では、社会福祉法人など介護事業者で、企業の利益率に近い「収支差率」（収入と支出の差額が収入に占める割合）は 8%程度（14 年調査）と、13 年度は 2.2%だった中小企業の利益率を上回る。』（朝日新聞 平成 26 年 10 月 9 日）と報道された試算結果の 8%と整合している。したがって、多くの法人においては、収益性に余裕があり、余剰資金を生み出すプラスの経常増減差額をいかに活用するか若しくは社会に還元するかについて、説明責任を果たすことが求められる。

社会福祉法人別に見ると、経常増減差額率が 10%以上のプラスである法人が 26 法人あり、一方で、経常増減差額率がマイナスの法人が 8 法人あった。収益性にかなり余裕のある法人が全法人の 3 分の 1 もある一方で、厳しい経営を強いられている法人も約 1 割程度はあると言える。

Ⅱ. 総論（意見）

1 - 2. 社会福祉法人の経営分析

b. 流動比率（短期安定性）

【指標の概要】

計算式	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \quad (\%)$ 分母・分子：貸借対照表
定義	流動負債に対する流動資産の割合
解説	<p>流動負債は短期的な支払義務を表し、流動資産は短期的に資金化できる支払手段を表す。本指標は、短期支払義務に対する支払能力を示す指標であり、その値が高いほど、短期的な支払能力が高いことを意味する。</p> <p>流動資産には、直ちに支払手段として用いることができない資産が含まれるため、短期的な支払能力を判定する観点からは、一般的に本指標の値が200%以上であることが望ましいと考えられる。値が100%を下回るときは、短期支払義務に対する支払能力が不足しており、短期安定性を欠いていることが想定される。</p> <p>本指標を見る上では、流動資産の構成比に留意する必要がある。流動負債に対する手許現金預金の割合を表す「当座比率」も併せて分析することが望まれる。</p>

（出典：社会福祉法人の経営指標（日本公認会計士協会非営利法人委員会研究報告第 27 号））

【分析結果】

当指標は一般的に200%以上あることが望ましいとされているが、全法人の平均値は733%と一般的な指標を大きく上回っており、かなりの余裕があった。金融資産の保有額が多い一方で借入金が少ないことが主な要因である。

社会福祉法人別に見ると、流動比率が200%以上の法人は73法人であり、約9割強の法人は財政が安定している。しかも、流動比率が1,000%を超える法人が34法人あり、4割を超える法人はかなり余裕のある比率となっていた。

II. 総論（意見）

1-2. 社会福祉法人の経営分析

c. 純資産比率（長期持続性）

【指標の概要】

計算式	$\frac{\text{純資産}}{\text{総資産}} \quad (\%)$ 分母・分子：貸借対照表
定義	総資産に占める純資産の割合
解説	<p>借入金など負債に対する安全度を見る指標であり、本指標の値が高いほど、負債の支払負担が小さく、長期持続性が高いことを意味する。</p> <p>長期にわたり収益性が悪化している法人や施設整備等に関して借入金依存度が高い法人は、本指標の値が低くなるが、この場合、その値が高い法人に比して長期持続性の点で課題を抱えている可能性がある。</p> <p>社会福祉施設を経営する社会福祉法人においては、法人存立の基礎となる資産（基本財産）の取得は、原則として寄附を原資とするが、寄附金は、純資産の部の基本金に計上される。また建物や主要な設備等に対する補助金は、純資産の部の国庫補助金等特別積立金に計上され、企業会計のように取得時に国庫補助金の圧縮記帳をしないため、本指標の値は高くなる。</p> <p>本指標の値が高い場合であっても、国庫補助金等特別積立金の占める割合が高い場合があり、長期持続性の観点からは、今後の大規模改修等に対する補助制度の見直しなどを考慮して、更新資金の計画的な積立てが確保されているかについて、追加分析を行うことが望ましい。</p>

（出典：社会福祉法人の経営指標（日本公認会計士協会非営利法人委員会研究報告第 27 号））

【分析結果】

当指標は高いほど望ましいとされているが、全法人の平均値は 80%と高い比率となっている。これは保有している資産の約 8 割を返済義務のない自己資金で賄っており、かなりの余裕があると言えるが、借入金が少ないことも主な要因である。

社会福祉法人別に見ると、純資産比率が 90%以上の法人が 36 法人、20%未満の法人が 1 法人であった。4 割以上の法人が概ね無借金経営に近い状態にあり、かなり余裕があるといえる。その他の法人についても、民間企業に比較すると高い比率となっていた。純資産比率が 20%未満となった 1 法人は、借入金が 2,008 百万円と多いため純資産比率が低くなっていたが、当面の現金預金は保有しているようであり、経常増減差額が 143 百万円、また事業活動資金収支差額が 217 百万円もあることから、単純に計算すると 10 年程度で借入金を返済できる計算となる。このような財政状態は、設備投資直後の法人に見られる傾向があり、法人の経営が危機的な状況にある訳ではなく、年々改善していくことが予想される。

Ⅱ. 総論（意見）

1 - 2. 社会福祉法人の経営分析

d. 固定長期適合率（長期持続性）

【指標の概要】

計算式	$\frac{\text{固定資産}}{\text{（純資産＋固定負債）}} \quad (\%)$ <p>分母・分子：貸借対照表</p>
定義	純資産及び固定負債に対する固定資産の割合
解説	<p>固定資産の整備に関わる資金調達のパランスを示す指標であり、本指標の値が低いほど、長期持続性が高いと言える。</p> <p>社会福祉法人は、原則として事業の実施に必要な土地、建物は自己所有が求められる。土地に投下された資金は、その回収が予定されるものではないため、返済不要な資金によって賄われることが望ましく、また、建物その他の設備は減価償却を通じて資金留保される性質であるため、更新資金の確保には長期間を要する。</p> <p>したがって、土地、建物等、設備の整備に要する資金は、寄附金、補助金、積立資産等の返済不要な資金によって確保するか、返済するとしても、設備資金借入金のように長期間にわたって返済する資金によることが望ましい。</p> <p>固定資産が、返済不要な資金又は長期間にわたって返済する資金により賄われているかどうかについて、本指標の値が100%以下であることが判定の目安となる。</p>

（出典：社会福祉法人の経営指標（日本公認会計士協会非営利法人委員会研究報告第 27 号））

【分析結果】

当指標は 100%以下であることが望ましいとされているが、全法人の平均値は 75%と低い比率となっている。これは純資産比率の項目にて記載した状況と同様である。

II. 総論（意見）

1-2. 社会福祉法人の経営分析

e. 借入金償還余裕率（資金繰り）

【指標の概要】

計算式	$\frac{\text{借入金元利払額}(\ast)}{\text{事業活動資金収支額}} \quad (\%)$ <p>※ 借入金元利払額 = (支払利息支出 - 借入金利息補助金収入) + (設備資金借入金元金償還支出 - 設備資金借入金元金償還補助金収入) + ファイナンス・リース債務の返済支出 + 長期運営資金借入金元金償還支出</p> <p>分母・分子：資金収支計算書</p>
定義	事業活動資金収支差額に対する借入償還額及び利子支払額の割合
解説	<p>法人にとっての元利金返済の負担の大きさを示す指標である。事業活動によって生み出す資金から元利金返済額を賄えているかどうか、安定的に資金繰りが行われているかどうかの参考となる。</p> <p>本指標の値が100%を上回る場合、事業活動による獲得資金で元利払いが賄えていないことを表し、財務安定性に問題が生じている可能性がある。一時的な要因によるものか、恒常的な要因によるものか、調査・検討が必要である。</p>

(出典：社会福祉法人の経営指標(日本公認会計士協会非営利法人委員会研究報告第 27 号))

【分析結果】

当指標は 100%以下であることが望ましいとされているが、全法人の平均値は 41%と大幅に低い比率となっている。これは事業により獲得できた資金のうち借入金の返済に回す資金は約 4 割で良いことになり、残り約 6 割は内部留保ができることを意味する。やはり他の指標と同様に、借入金が少ないことが要因である。

社会福祉法人別に見ると、借入金償還余裕率が 100%を超える法人が 11 法人あった。これらの法人の中には、金融資産が多額にある法人もある。また、金融資産が少なく有形固定資産及び借入金が多いことから施設を更新した直後と思われる法人もあるため、個別の状況について、上記「解説」にもあるように、一時的な要因によるものか、恒常的な要因によるものか、調査・検討が必要である。

Ⅱ. 総論 (意見)
1 - 2. 社会福祉法人の経営分析

f. 債務償還年数 (資金繰り)

【指標の概要】

<p>計算式</p>	$\frac{\text{借入金残高合計 (※)}}{\text{事業活動資金収支差額}} \quad (\text{年})$ <p>※ 借入金残高合計＝短期運営資金借入金＋役員等短期借入金＋1年以内返済予定設備資金借入金＋1年以内返済予定長期運営資金借入金＋1年以内返済予定リース債務＋1年以内返済予定役員等長期借入金＋設備資金借入金＋長期運営資金借入金＋リース債務＋役員等長期借入金</p> <p>分母：資金収支計算書 分子：貸借対照表</p>
<p>定義</p>	<p>事業活動資金収支差額に対する期末の借入金残高の割合 (返済可能期間とも呼ばれる。)</p>
<p>解説</p>	<p>当期の資金収支差額を基準とした場合に、法人の借入金残高を事業活動資金収支差額で完済するために必要と考えられるおおよその期間を示す指標であり、借入金の償還能力を表す。年数が短いほど、償還能力が高いと言える。</p> <p>企業の財務分析において、銀行等貸付機関が法人の財務力を見る上で重視する指標であり、例えば、初期資金を多額の借入れにより調達する不動産賃貸業では10年から20年が一般的と言われている。</p> <p>本指標の値が主要設備の残存耐用年数に比して著しく大きい場合や、後述の「固定資産老朽化率」が高いにもかかわらず、本指標の値が他法人よりも大きい場合は、借入金残高と資金収支のいずれか又は両方に課題が生じていることが考えられる。貸借対照表の金融資産残高と借入金残高を比較し、償還資金が確保されているかを検討することも有用である。</p>

(出典:社会福祉法人の経営指標(日本公認会計士協会非営利法人委員会研究報告第 27 号))

【分析結果】

当指標は、社会福祉事業と設備投資資金の調達方法等が類似する不動産賃貸業では 10 年から 20 年が一般的であると言われているが、全法人の平均値は 3 年と大幅に短い年数となっている。これもやはり他の指標と同様に、借入金が少ないことが要因である。わずか 3 年で借入金を全額返済できる法人へ補助金を支給する必要があるのかどうかについて改めて疑問を感じる。

II. 総論（意見）

1-2. 社会福祉法人の経営分析

g. 事業活動資金収支差額率（資金繰り）

【指標の概要】

計算式	$\frac{\text{事業活動資金収支差額}}{\text{事業活動収入計}} \quad (\%)$ 分母・分子：資金収支計算書
定義	事業活動収入に対する事業活動資金収支差額の割合
解説	<p>当年度の事業活動による資金収入と資金支出のバランスを示す指標であり、資金の獲得能力を表す。事業活動資金収支差額は借入金返済及び将来投資に向けた資金準備の原資となるため、本指標の値はプラスであることを要する。</p> <p>社会福祉法人は、事業活動資金収支差額によって、借入金の償還、固定資産取得（設備更新を含む。）の資金準備、積立預金の計上等を進めていくため、事業活動資金収支差額の多寡は、法人の事業継続性に大きく影響する。</p> <p>本指標の値がマイナスとなる場合、期末支払資金残高の取崩しを来し、このまま推移すると資金繰りに窮する可能性がある。その場合、一時的な要因によるものか、恒常的な要因によるものか調査・検討が必要である。特に、本指標の値が2期続けてマイナスのときは、恒常的に事業活動支出が事業活動収入を上回っている状態となっている可能性があり、事業の継続性が危ぶまれる事態と考えられる。当期末支払資金残高を事業活動資金収支差額の赤字金額で除して支払資金の残存年数を算定し、資金収支に改善が見られない場合の事業継続可能年数を概算することも有用である。</p>

（出典：社会福祉法人の経営指標（日本公認会計士協会非営利法人委員会研究報告第 27 号））

【分析結果】

当指標は、マイナスとなれば資金繰りに窮するおそれがあるとされているが、全法人の平均値は 13%であった。事業活動収入の 13%は事業活動支出に充てられることなく、余剰資金として残る状況と言える。

社会福祉法人別に見ると、事業活動資金収支差額率がマイナスとなっている若干の法人を除きプラスであるが、20%以上の法人が 7 法人あり、比較的余裕のある法人が多い。

Ⅱ．総論（意見）

1－2．社会福祉法人の経営分析

h. 人件費比率（合理性）

【指標の概要】

計算式	$\frac{\text{人件費}}{\text{サービス活動収益計}} \quad (\%)$ 分母・分子：事業活動計算書
定義	サービス活動収益に対する人件費の割合
解説	<p>社会福祉事業は一般に労働集約型であるため、人件費割合が大きくなる傾向にあり、本指標の値の多寡が収益性に大きく影響する。</p> <p>人件費の多寡は、職員数と給与水準に依存する。給与水準には、法人の職員待遇の状況が反映されるが、地域性の影響も受ける。人件費は固定費としての性格が強いので、サービス活動収益の増減によって本指標の値が変動することにも留意が必要である。</p> <p>適切な福祉サービスを提供する上で、適切な人員配置と適正な報酬水準確保は不可欠であるため、一概に低い比率が望ましいとは言えないが、安定的な経営のためには固定費に関する比率である本指標の値を一定水準以下に抑える必要がある。</p> <p>本指標の値が高い水準にあり収益性が悪化している場合には、過剰人員となっている可能性がある。その要因としては、定員に対する職員配置が適切ではない、又は稼働率が低いためにサービス活動収益が人件費に見合う水準となっていないことが考えられる。これらの状況が恒常的要因によるものであり、法人事業の継続性を著しく害すると考えられる場合、人員配置等の見直しが必要となり得る。</p>

（出典：社会福祉法人の経営指標（日本公認会計士協会非営利法人委員会研究報告第 27 号））

【分析結果】

当指標は、一定水準に抑える必要があるとされているが、全法人の平均値は 60%であった。事業活動が介護職員の人手によるサービスとなるため、人件費の割合が高くなっている。

社会福祉法人別に見ると、人件費比率が 80%以上の法人が 1 法人、その一方で 40%未満の法人が 3 法人あった。人件費比率が 80%以上の 1 法人は、他の経常的に発生する費目である事業費及び事務費との合計額がサービス活動収益計を超えているが、借入金がゼロであり、すぐに資金繰りに窮するとは限らないものの、今後の状況に留意が必要である。

Ⅱ. 総論（意見）

1-2. 社会福祉法人の経営分析

i. 事業費比率（合理性）

【指標の概要】

計算式	$\frac{\text{事業費}}{\text{サービス活動収益計}} \quad (\%)$ 分母・分子：事業活動計算書
定義	サービス活動収益に対する事業費の割合
解説	<p>事業費は、給食（材料）費や介護用品費など、施設利用者への福祉サービスの提供に直接要する経費を表し、サービス活動収益の増減に影響される変動費としての性格を有する。</p> <p>本指標の値の多寡は、法人の提供する福祉サービスの特性に影響を受ける。例えば、介護用品を多く要する事業を営む場合、本指標の値は高くなる。事業費は福祉サービスに直接関わる費用であるため、一概に低く抑えることはサービスの質の低下につながり望ましくないが、他の費用指標と併せて、全体の費用構成によって事業経営上の資源配分に関する特性を理解するとともに、収益性の要因分析の観点から値の多寡と推移を分析することが有用である。</p>

（出典：社会福祉法人の経営指標（日本公認会計士協会非営利法人委員会研究報告第 27 号））

【分析結果】

全法人の平均値は 15%であった。社会福祉法人別に見ると、概ね 10%台及びその前後数%に収まっていた。

Ⅱ. 総論 (意見)

1 - 2. 社会福祉法人の経営分析

j. 事務費比率 (合理性)

【指標の概要】

計算式	$\frac{\text{事務費}}{\text{サービス活動収益計}} \quad (\%)$ 分母・分子：事業活動計算書
定義	サービス活動収益に対する事務費の割合
解説	<p>事務費は、修繕費、業務委託費、賃借料及び土地・建物賃借料など、法人・施設の運営に要する一般管理費的な経費（人件費を除く。）を表す。</p> <p>本指標の値の多寡は、外部委託の利用や設備等の賃借の状況、施設老朽化の度合いによる修繕費負担の大きさ等に影響を受ける。他の費用指標と併せて、全体の費用構成によって事業経営上の資源配分に関する特性を理解するとともに、収益性の要因分析の観点から値の多寡と推移を分析することが有用である。</p>

(出典：社会福祉法人の経営指標(日本公認会計士協会非営利法人委員会研究報告第 27 号))

【分析結果】

全法人の平均値は 11%であった。社会福祉法人別に見ると、概ね 10%台及びその前後数%に収まっていた。

II. 総論（意見）

1-2. 社会福祉法人の経営分析

k. 正味金融資産額（合理性）

【指標の概要】

計算式	現金預金＋有価証券＋定期預金＋投資有価証券＋〇〇積立資産(合計)－ 運営資金借入金（千円） 全て貸借対照表科目
定義	法人の保有する金融資産の純額
解説	社会福祉法人の有する内部留保について、純資産ではなく、資産として 所有する金融資産額に着目した指標である。将来の投資に利用可能な額を 算出するため、運転資金に利用される運営資金借入金を控除して算定する。 金融資産額について、その多寡のみを評価することよりも、その保有目 的を理解した上で、その必要性と十分性を評価する必要がある。一定の目 的のために、その他の積立金を計上している社会福祉法人の場合は、上記 の計算式により算定された額から、その他の積立金を控除した額を算定す ることも有用である。

（出典：社会福祉法人の経営指標（日本公認会計士協会非営利法人委員会研究報告第 27 号））

【分析結果】

全法人の平均値は 395 百万円であった。社会福祉法人別に見ると、10 億円以上の正味金融資産額を保有している法人が 7 法人あり、一方で、1 億円未満しか保有していない法人が 17 法人あった。平均的には余裕があるものの、多額の正味金融資産を保有する法人とわずかに保有する法人とで格差が生じている。

（詳しくは基本情報に基づく分析の金融資産の項目を参照。）

Ⅱ．総論（意見）

1－2．社会福祉法人の経営分析

1. 積立率（合理性）

【指標の概要】

計算式	$\frac{\text{正味金融資産額}}{\text{要積立額}} \quad (\%)$ 分母：本指標の解説を参照 分子：貸借対照表
定義	要積立額に対する「正味金融資産額」の割合
解説	<p>要積立額（法人がその将来の事業計画において必要とする積立額）に対して、十分な資金の確保ができていないかを示す指標である。</p> <p>要積立額は将来の設備投資計画等により求められるものであり、将来の積立目標額として法人自らが算定し、理事会等の機関によって合意されたものである必要がある。なお、設備投資には、既存施設の更新と、新規施設又は設備に関する拡大投資の両方が含まれる。</p> <p>例えば、施設型の福祉サービスを展開している社会福祉法人において、将来の設備投資予定額を要積立額とし、期末日時点における本指標の値を算定することは、将来の設備更新に備え、どの程度の資金を保有しているかを判断する上で有用である。</p>

（出典：社会福祉法人の経営指標（日本公認会計士協会非営利法人委員会研究報告第 27 号））

【分析結果】

「研究報告」において当指標は主要指標とされているが、要積立額に関する情報がないため、分析の対象外としている。ただし、当指標が非常に重要な指標であることを強調しておきたい。最近の社会福祉法人に対する多額の内部留保批判への説明責任を果たすためには、要積立額（法人がその将来の事業計画において必要とする積立額）に対して、現在の程度の資金を確保しているのか、また今後どれだけの資金を確保しなければ安定的な経営ができないのかについて説明する必要がある。したがって、各社会福祉法人においては、要積立額を設定し、また設定するための中長期設備投資計画を策定すべきである。また、県としても、社会福祉法人に対して、要積立額と純粋な余剰資金の区別及び根拠の説明ができるよう指導すべきである。

Ⅱ. 総論 (意見)

1-2. 社会福祉法人の経営分析

m. 固定資産老朽化率 (合理性)

【指標の概要】

計算式	$\frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産 (土地を除く。) 取得価額}} \quad (\%)$ 分母・分子：貸借対照表
定義	有形固定資産 (土地を除く。) の取得価額に対する減価償却累計額の割合
解説	<p>社会福祉法人の有する施設設備の老朽化状況を示す指標である。</p> <p>建物等の有形固定資産は、耐用年数に応じて減価償却が実施され、施設建設時や設備取得時から年月が経過すればするほど、本指標の値は高くなる。特別養護老人ホーム等の多額の設備投資が必要なサービスを展開している社会福祉法人において、特に重要性の高い指標である。</p> <p>本指標の値が高い場合、建物等の設備の老朽化が進み、設備更新の必要性が高まっている可能性がある。「正味金融資産額」や「積立率」等を併せて確認することで、将来の設備更新に必要な資金が確保されているかを検証することが可能となる。</p>

(出典:社会福祉法人の経営指標(日本公認会計士協会非営利法人委員会研究報告第 27 号))

【分析結果】

当指標を算定するには財務諸表の注記項目である減価償却累計額を入手する必要があるが、全法人から網羅的に入手できていないため、平均値の分析が十分には実施できなかった。固定資産老朽化率は今後必要となる設備投資資金を把握するうえで重要な注記項目であるため、各法人より必ず入手することが望まれる。

社会福祉法人別に見ると、固定資産老朽化比率が 70%台の法人が 3 法人あり、その他の法人は 70%未満であった。固定資産老朽化率が 70%台であっても、主要設備である建物は 10 年以上の残存耐用年数が残るものと思われるため、当面は建物附属設備や備品の更新で足りる法人が多いものと考えられる。

Ⅱ. 総論 (意見)

1-2. 社会福祉法人の経営分析

n. 総資産経常増減差額率 (効率性)

【指標の概要】

計算式	$\frac{\text{経常増減差額}}{\text{総資産}} \quad (\%)$ 分母：貸借対照表 分子：事業活動計算書
定義	総資産に対する経常増減差額の割合
解説	<p>本指標は、企業会計における総資産利益率 (ROA) に相当し、次のように分解される。</p> $\text{総資産経常増減差額率} = \text{総資産回転率 (サービス活動収益計 / 総資産)} \times \text{経常増減差額率 (経常増減差額 / サービス活動収益計)}$ <p>「総資産回転率」は、事業の効率性を示す指標であり、「経常増減差額率」は、事業の収益性を示す指標である。本指標は、社会福祉法人が保有する資産に着目した指標であり、保有する資産が有効に活用されているかという観点から、社会福祉法人の事業の効率性と収益性を同時に示す指標である。</p>

(出典: 社会福祉法人の経営指標 (日本公認会計士協会非営利法人委員会研究報告第 27 号))

【分析結果】

全法人の平均値は 3% であった。民間企業と異なり、収支均衡に近い経営を行う社会福祉法人においては、当指標は低い比率になるものと考えられる。

社会福祉法人別に見ると、10% 以上の法人が 2 法人あり、一方で、マイナスの法人が 9 法人あった。経常増減差額率が高ければ当指標も高くなり、経常増減差額率がマイナスであれば、当指標もマイナスになりやすい傾向がある。

II. 総論 (意見)

1-2. 社会福祉法人の経営分析

o. 自己収益比率 (経営自立性)

【指標の概要】

計算式	$\frac{(\text{サービス活動収益計} - (\text{各事業の}) \text{補助金事業収益 (合計)} - \text{経常経費寄附金収益})}{\text{サービス活動収益計}} (\%)$
	分母・分子：事業活動計算書
定義	サービス活動収益に占める事業活動によって生み出された自己収益 (補助金と寄附金を除いたサービス活動収益) の割合
解説	<p>どの程度補助金や寄附金に依存せずに経営されているかを示す指標である。今後、三位一体改革や、国及び地方公共団体の厳しい財政事情により公的補助が縮小されていくことが想定されるため、将来的に補助金や寄附金が見込めないとした場合等における経営の自立性を測る基準となる。</p> <p>本指標の値が高いほど、補助金や寄附金に相対的に依存していないことを示し、値が低いほど、補助金や寄附金に相対的に依存していることを示す。</p> <p>また、例えば主要指標のうち、「経常増減差額率」、「借入金償還余裕率」、「事業活動資金収支差額率」、「人件費比率」、「事業費比率」、「事務費比率」、「総資産経常増減差額率」については、補助金事業収益 (収入)、経常経費寄附金収益 (収入)、国庫補助金等特別積立金取崩額、借入金利息補助金収益 (収入)、設備資金借入金元金償還補助金収入、設備資金借入金元金償還寄附金収入、長期運営資金借入金元金償還寄附金収入等の補助金及び寄附金の影響を除外して計算を行い、これらを含む場合の結果と比較して、経営の自立性を判断することも有用である。</p>

(出典：社会福祉法人の経営指標(日本公認会計士協会非営利法人委員会研究報告第 27 号))

【分析結果】

全法人の平均値は 97%であった。また、社会福祉法人別に見ると、大半の法人が 100%か 90%台後半であり、80%未満の法人が 7 法人あった。当指標だけ見ると概ね高い比率であるが、補助金以外の収入の大半が介護保険収入であるため、国の介護報酬に関する議論に経営が大きく左右されることになる。

Ⅱ．総論（意見）

1－2．社会福祉法人の経営分析

(4) 意見

これまでの分析結果より、全法人の平均値で見ても、社会福祉法人別に見ても、比較的財務内容が良い状況にあると言える。そこで今後は、いわゆる内部留保（利益剰余金）について、事業継続に必要な額を除いて計画的に社会福祉事業や公益事業に再活用するよう、県が社会福祉法人を指導することにより、更なる地域福祉の推進を図ることが期待される。

Ⅱ. 総論（意見）

2. PDCA サイクルの活用について

2. PDCA サイクルの活用について

（1）PDCA サイクルについて

包括外部監査は、真実性、適法性の視点の他に、いわゆる 3E（有効性、効率性、経済性）や公平性といった視点からも監査を実施している。監査の結果、財務事務手続上の書類に不備はないものの、3E（有効性、効率性、経済性）や公平性の視点から事業を適切に実施できているか否か判断できない事業が見受けられた。特に、有効性や効率性の視点からは、計画や目標の設定から実績評価や見直しの流れを Plan・Do・Check・Action（以下「PDCA」）サイクルにより適切に循環させていくことが課題と考えられるため、再度総論として検討することとした。

PDCA サイクルは、国、自治体、民間企業において広く活用されている。県においても、「福岡県総合計画」（平成 24 年 3 月）を策定し、毎年の実施状況報告をホームページ上に公開している。当計画においては、PDCA サイクルに関する記載があり、第 1 章総論 II 計画の基本的な考え方 2 取組方針 (3) 施策の実効性を高める好循環の構築において、「施策の実施に当たっては、県民意識調査を通じて県民の幸福実感や施策の重要度などを把握するとともに、施策の目標については、その達成度を確認し、PDCA (Plan・Do・Check・Action) サイクルにより、施策の実効性を高める好循環の構築を図ります。」と記載している。

（2）現状

今回の事業毎の監査において検出された事項と、そのような結果を生じさせた原因について以下に取りまとめている。

事項①：目標と実績が乖離している。

予算策定時の目標値と実績値とが大幅に乖離している事例や、目標値と実績値とが複数年度に亘り乖離し続けている事例が見受けられた。監査の過程において、乖離の原因や改善策について質問したところ、乖離の原因、計画を修正しない根拠、翌年度以降に目標を達成できると考える具体的な改善策について、合理的と判断できるだけの説明がなされない事業が散見された。なお、詳しい検出事項については監査結果の各論において記載している。

Ⅱ．総論（意見）

2．PDCA サイクルの活用について

このような結果が生じた原因として以下の項目が考えられる。

原因①-1：事業を開始した当時の環境が現在では変化しているにもかかわらず、当該変化へ対応していない。

おそらく事業を開始した当初はニーズが高く、行政サービスの利用者数も多かったと思われるが、最近では利用者数が少なくなっている事業がある。高齢者向けの施策に対するニーズは、高齢者人口の増加に伴って増加すると推測されるが、にも関わらず利用者数が減少しているのは、新規事業の立ち上げ等により複数の事業が重複し、受益者側の選択肢が広がったことにより、当該事業の必要性が低下していることが考えられる。

上記の事項①については、目標と実績との比較分析を適切に実施する必要がある。目標値が適切なら、当該目標値を達成するための改善策を検討すべきである。また、目標値が明確ではない、すなわち利用者のニーズに合致していなければ、事業の廃止の可否を検討すべきである。

その上で、計画未達成の事業を継続する場合は、継続する理由を十分に説明する必要がある。仮に必要な事業であっても、他の関連する事業との優先順位を検討する必要がある。高齢者人口の増加に伴い予算の増加が必要な事業もあると考えられるため、優先度の低い事業は廃止し、優先度の高い事業に融通する柔軟性が求められる。

Ⅱ．総論（意見）

2．PDCA サイクルの活用について

原因①-2：目標とする指標が適切ではない。

PDCA サイクルを回すには計画の達成状況进行评估する必要があるが、設定した指標の実績値では事業の達成度を評価できない事業がある。たとえば、目標とした指標が国の指標となっており、実績が低迷している原因を説明できない事業があった。目標とする指標の設定に当たっては、実績の評価及び翌年度の具体的な見直しが可能となる指標を採用すべきである。

原因①-3：目標値とする普及率が検討されていない。

行政サービスを提供すべき受益者数(例：県内の高齢者数等)に対して、目標とする普及率が明確ではない。今回の監査においても、「数千人単位の利用があるから当事業は必要なはず。」といった説明があった。また、「利用者のニーズに沿った事業ではなかった。」と説明を受けた事業もあった。PDCA サイクルを適切に回すためには、計画段階における目標の設定が重要であるため、現状を調査したうえで目標値を適切に設定する必要がある。

原因①-4：目標を数値化していない。

目標を数値化できない事業では、事業費の実績額が予算の範囲内であるというだけでは効率的な施策が実施できたか否か判断できない。このような目標を数値化できない事業については、事業を実施している現場への確認や利用者へのアンケート等に基づいた詳細な実績報告書を作成する必要があるものとする。

事項②：目標設定が曖昧になっている。

目標の設定はなされているが目的を達成したといえるのか否か判断できない事業や、そもそも目標の設定がなされていない事業、前年度までの目標値の記載はあっても当年度の目標値の記載がない事業が見受けられた。

Ⅱ．総論（意見）

2．PDCA サイクルの活用について

このような事項が生じた原因として以下の項目が考えられる。

原因②-1：目標値が財務数値と関連していない。

目標とする指標がアンケート理解度となっている場合、アンケート評価が高ければ、事業の効果は高かったといえるが、投じた事業費が適切であったか否かの判断はできない。財務数値ではない指標を目標とする場合は、費用対効果が把握できるような指標を組み合わせ設定することが望まれる。たとえば、事業費の積算に当たり想定した事業の実施回数や利用者数を指標として組み合わせることにより、事業 1 回当たりコストや利用者 1 名当たりコストを評価することができる。

原因②-2：目標設定が形骸化している。

予算額が積み上げ計算になっておらず、前年度の実績値を基準にしている事例があった。また、前年度までの目標値の記載はあっても当年度はない事例があった。予算資料として目的や目標を記載する様式は用意されているが、形骸化していたものと思われる。

事項③：実績報告が活用されていない。

外部の団体へ実績報告を求めているながら結果を集計していない事例や、目標として設定した指標とは異なる指標に基づいた実績報告を受けている事例が見受けられた。

実績報告は、委託・補助事業の実施状況の確認のため求めているものであるが、PDCA の観点からも、積極的に活用すべきである。

原因③：実績評価の意義が理解されていない。

翌年度以降の改善へつなげるためには、当年度の実績を適切に評価する必要があり、実績報告として必要な項目を検討する必要がある。

Ⅱ. 総論（意見）
3. 特命随意契約について

3. 特命随意契約について

(1) 結果・意見の各論における委託先選定に関する記載について

今回の監査で、高齢者施策に係る委託事業を見ていく中で、特命随意契約により契約している事業が多くみられた。

委託に係る契約については、平成 24 年度福岡県包括外部監査「財政的援助団体との取引（主に補助金、委託料）について」において監査テーマとして選定され、随意契約の在り方等について指摘・意見が出されている。

県では、これを受けて平成 25 年度に検討を行い、「福岡県随意契約取扱要綱」、「福岡県随意契約ガイドライン」を策定、平成 26 年度からこれらを適用している。

当監査において平成 25 年度の委託先選定の妥当性に問題があったとした事業について、平成 26 年度においては委託事業の契約方法が見直されていた事業がある一方、平成 25 年度の契約方法を継続している事業も複数見受けられた。

このため、随意契約の在り方について再度ここで整理したいと思う。

なお、当報告書は、平成 25 年度の実施状況を監査の結果記載したものであるため、平成 26 年度で既に改善がなされているものについても、当報告書の結果・意見として記載している。

(2) 随意契約・特命随意契約の位置づけ

①随意契約の位置づけ

地方自治法では、地方公共団体の契約について、一般競争入札を原則として、それ以外の方法を例外的な方法として位置づけている。

地方自治法

(契約の締結)

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

Ⅱ．総論（意見）
3．特命随意契約について

これを受け、地方自治法施行令で、随意契約によることができる場合を示している。
 <地方自治法施行令 167 条の 2（要約）>

号	随意契約できる規定の説明
第 1 号	予定価格が財務規則 162 条の 2 に該当する金額の範囲内であるとき
第 2 号	その性質又は目的が競争入札に適しないもの
第 3 号	身障者授産施設等で製作された物品の買い入れ、役務の提供等
第 4 号	知事の認定を受けた者が新商品として生産する物品の買い入れ
第 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
第 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みのあるとき
第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、再度の入札に付し落札者がいないとき
第 9 号	落札者が契約を締結しないとき

（出典：県資料「福岡県随意契約ガイドライン」より抜粋）

②特命随意契約の位置づけ

随意契約のうち、一者から見積書を徴して行うものを特命随意契約と呼ぶ。

福岡県財務規則では、「第 7 章契約第 4 節随意契約」において、随意契約について規定している。第 163 条において、「契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。」としている。

（3）随意契約に係る県の取り組み

平成 24 年度包括外部監査の結果を受けて、「福岡県随意契約ガイドライン」（平成 25 年 11 月）を策定、平成 26 年度から同ガイドラインを適用している。

また、同様に「福岡県随意契約取扱要領」を策定。平成 26 年 3 月 1 日から施行、平成 26 年度予算執行分から適用している。

名称	目的
①福岡県随意契約ガイドライン	随意契約できる場合の要件等を具体的に説明することにより、随意契約の適性かつ円滑な運用を確保する。
②福岡県随意契約取扱要綱	随意契約の統一的な取り扱いを定めることにより、契約事務の適正化を図る。

①福岡県随意契約ガイドラインについて

福岡県随意契約ガイドラインでは、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1,2,5～9 号（（2）参照）を根拠とする契約について、各号を適用することができる理由を示している。

II. 総論（意見）

3. 特命随意契約について

随意契約の妥当性が議論となるのは、主に地方自治法施行令 167 条の 2 第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」の適用に伴うものである。福岡県随意契約ガイドラインにおいても、この第 2 号の適用については詳細に記載されており、「本号の適用により同一の業者と長期にわたり随意契約している場合は、随意契約により弊害が生じる原因となるため、仕様書の見直しによる競争性の確保や履行が可能な複数の業者の把握を行い、競争性、公平性、透明性を高める観点から、可能な限り競争入札へ移行するよう努めること。」としている。

また、特命随意契約については以下のように記載している。

<特命随意契約の取扱いに関し、特に留意すべき事項 要旨>

- ・履行可能な相手方が 1 者しかいない特命随意契約は、極めて例外といえ、特に慎重な取扱いが必要である。
- ・競争入札に付すこと、複数業者からの見積もり徴収することができないかなどの調査・熟慮をしたうえでも、1 者しかいないときは、特に慎重に予定価格の算出を行い、相手方から見積書内訳書を徴し詳細に点検すること。
- ・前年に継続して特命随意契約を行おうとする場合、前例や経緯、既成概念にとらわれることなく、仕様書の見直しによる競争性の確保など競争性のある契約方法がとれないか随時検討を行うこと。

②福岡県随意契約取扱要綱について

同要綱の施行に伴う、主な制度の改正点は、a. 「随意契約審査会」設置による審査、b. 福岡県ホームページでの特命随意契約の公表である。

a. 随意契約審査会

所属長は、随意契約を行う場合、契約に係る支出負担行為の決裁前（事前決裁前）に審査会の審査を受けなければならない。

<審査会の組織>

役職	審査会の役職を担うもの	職務・権限
委員長	総務部長	審査会を代表し、会務を統括 必要に応じ、関係機関に対し審査に必要な資料の提供を求めることができる。
副委員長	総務部次長	委員長の補佐、委員長に事故・欠けた場合の代理

II. 総論（意見）
3. 特命随意契約について

委員	総務部財産活用課長、総務部総務事務センター課長、農林水産部農山漁村振興課長、県土整備部企画交通課長、建築都市部建築都市総務課契約室長、教育長総務部財務課長、県警本部会計課長	審査
----	--	----

（出典：「福岡県随意契約取扱要領」）

b. 福岡県ホームページでの特命随意契約の公表

特命随意契約について福岡県のホームページで公表することとしている。

以下は、公表されている平成 26 年度の特命随意契約のうち、高齢者施策を抜粋したものである。これらの契約の特命随意契約根拠は、すべて、地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当するものである。

< 高齢者施策における平成 26 年度の特命随意契約の状況 >

部	課	契約の名称	契約の相手方の名称	契約金額 (税込み)
新 社 会 推 進 部	県民文化 スポーツ課	第 14 回福岡県ねんりんスポーツ・文化祭開催事業	社会福祉法人福岡県社会福祉協議会	59,143,183 円
		平成 26 年度福岡県明るい長寿社会づくり推進事業	公益社団法人福岡県老人クラブ連合会	3,869,375 円
保 健 医 療 介 護 部	高 齢 者 支 援 課	平成 26 年度福岡県介護支援専門員認知症対応力向上研修業務委託	公益社団法人福岡県介護支援専門員協会	1,199,800 円
		平成 26 年度かかりつけ医認知症対応力向上研修及び認知症サポート医フォローアップ研修業務委託	公益社団法人福岡県医師会	1,156,900 円
		平成 26 年度福岡県訪問介護員認知症対応力向上研修業務委託	公益社団法人福岡県介護福祉士会	1,242,000 円
	介 護 保 険 課	平成 26 年度福岡県介護支援専門員実務従事者基礎研修業務委託契約	公益社団法人福岡県介護支援専門員協会	3,775,000 円
平成 26 年度福岡県主治医研修事業委託契約		公益社団法人福岡県医師会	2,621,160 円	
福岡県介護職員技術向上研修業務委託契約		麻生教育サービス株式会社	14,595,120 円	
平成 26 年度主任介護支援専門員研修業務委託契約		公益社団法人福岡県介護支援専門員協会	3,393,000 円	

Ⅱ. 総論（意見）
3. 特命随意契約について

部	課	契約の名称	契約の相手方の名称	契約金額 (税込み)
	医療指導課	平成 26 年度福岡県訪問看護支援事業委託契約	福岡県訪問看護ステーション連絡協議会	4,033,800 円
福祉 労働部	新雇用 開発課	平成 26 年度福岡県 70 歳現役応援センター事業業務委託契約	公益社団法人福岡県雇用対策協会	44,013,461 円
		平成 26 年度福岡県 70 歳現役応援センター事業（緊急雇用創出事業臨時特別基金事業）業務委託契約	公益社団法人福岡県雇用対策協会	14,210,640 円

（出典：県ホームページ「平成 26 年度特命随意契約の公表について」）

（4）制度の適切な運用について

このように、県においては、随意契約の適切な運用を図るべく、ガイドライン作成、随意契約審査会、特命随意契約のホームページでの公表等の対策を講じた。

しかしながら、上記のホームページ上で公表している特命随意契約の情報からも分かるように、平成 26 年度においても、多くの特命随意契約が締結されている。平成 26 年度の状況を検証していないため、その妥当性について意見を述べることはできないが、ガイドラインでも触れているように、履行可能な相手方が 1 者しかいないという状況は、極めて例外といえる。当報告書における結果・意見の各論における委託先選定に対する記載も、主に履行可能な委託先が他にもあるのではないかという視点からの指摘である。

前述のとおり、平成 26 年度から県の随意契約に関してこれまでよりも充実した制度が整備された。しかしながら、制度はそれが適切に運用されて初めて効果が発揮される。

随意契約審査会の制度については、これが形式的な審査となり、単に審査資料作成の事務作業を増やすだけの制度とならないよう、ガイドラインの厳格な適用と、適切な審査体制の維持が望まれる。

また、ガイドラインから随意契約・特命随意契約を適用できる根拠を探すのではなく、より効果的・効率的に事業を進める方法が他にないかという姿勢で委託先選定に臨むことを期待する。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第176号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（案）について、次のとおり意見を募集する。

平成27年6月5日

福岡県公安委員会

1 意見募集期間

平成27年5月25日から平成27年6月23日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課及び同部交通規制課に備え置く。

収用委員会

福岡県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成27年6月5日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

福岡市

2 事業の種類

福岡都市計画道路事業3・3・183号長尾橋本線及び3・4・46号西新早良線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔（ ）は公簿地積〕
福岡市早良区 原六丁目	1179番1	宅地	661.80（661.81）平方メートルのうち収用しようとする土地の面積48.76平方メ

ートル

（注）地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

株式会社コスモ住研

福岡市早良区原六丁目30番9号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

株式会社西日本シティ銀行

福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号

根抵当権

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成27年5月22日

福岡県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成27年6月5日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

北九州市

2 事業の種類

北九州都市計画道路事業3・3・18号3号線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔（ ）は公簿地積〕
北九州市八幡 東区川淵町	1488番14	宅地	56.61（52.64）平方メートルのうち収用しようとする土地の面積56.61平方メートル

（注）地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

- 4 土地所有者の氏名及び住所
橋本政博
北九州市八幡東区川淵町1番31号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
藤山雅陽

- 北九州市門司区上馬寄三丁目3番6号
土地賃借権
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成27年5月22日

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
27・5・8	3691	公安委 員会規 則	7	12				追加	(教示) ○○○ (裏)	(教示)